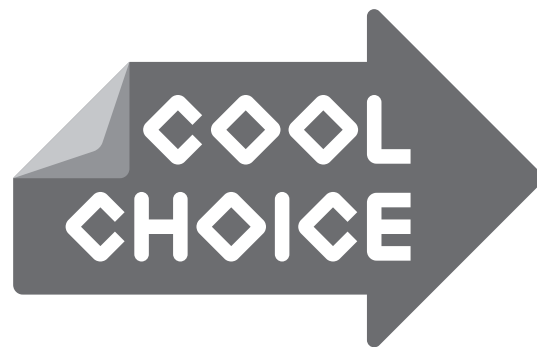




未来のために、いま選ぼう。

「移動」を「エコ」に。

**smart
move**

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

平成30年度

みよしの環境

みよし市環境経済部環境課

平成30年度

みよしの環境

 みよし市

環境経済部環境課

みよし市では、「みよし市環境基本条例」第 24 条に基づき、「市長は環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする」としています。

この「みよしの環境」は、平成 29 年度に実施した環境調査の結果などを掲載し、みよし市の環境の状況をまとめたものです。

本書が、皆さまの環境に対する認識とご理解の一助となれば幸いです。

平成 31 年 2 月

みよし市環境基本条例（平成 14 年 3 月 25 日条例第 4 号）抜粋

私たちのまち、みよし市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方や物質的な豊かさと生活の利便を求める営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や、都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるような、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有し、このかけがえのないみどり豊かな環境を保全し、将来の世代の市民に継承する責務を負っている。

私たちは、みどり豊かな環境を創造し、保全するため、市、市民、行政区が主体となる地域（以下「地域」という。）及び事業者の各々の責務を明確化し、互いに協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築し、人と自然が共生することのできる、ふれあいのまち三好を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

目 次

I	みよし市の概要	
1	位置と地勢	1
2	自然条件	2
3	人口	3
4	交通	3
5	土地利用	4
6	産業	8
II	環境保全行政の概要	
1	環境保全行政の経過	9
2	環境行政機構	9
3	環境保全行政予算	10
4	環境保全行政事業	10
5	環境関係測定機器等保有状況	11
6	公害防止協定締結状況	12
7	特定施設等の届出状況	15
III	みよし市環境基本計画（概要版）	
1	みよし市環境基本計画とは	17
2	みよし市の望ましい環境像と基本目標	18
3	環境像の実現に向けた取組み	19
4	地区別の環境配慮の視点	23
IV	地球温暖化対策	
1	地球温暖化対策実行計画、市内環境保全率先行動計画	25
2	取組結果	30
V	公害苦情	
1	公害苦情の現況	33
2	年度別・種類別公害苦情処理件数	33
3	公害苦情発生分布	34
4	月別・種類別苦情受付件数の状況	35
5	年度別・発生源別公害苦情件数	35
6	用途地域別公害苦情発生状況	36
VI	大気汚染	
1	大気汚染の概要	37
2	大気汚染調査結果	37
	(1) 自動車排気ガス測定調査	37
	(2) デポジットゲージ法による降下ばいじん調査	40

VII 水質汚濁

1	水質汚濁の概要	4 5
2	水質汚濁に係る環境基準	4 5
3	河川の水質状況	4 7
(1)	河川水質調査結果（健康項目）	4 7
(2)	河川水質調査結果（生活環境項目）	4 7
(3)	各調査地点の水質の経年変化	4 9
(4)	河川の底質調査	5 2
(5)	水生生物調査	5 3
4	ため池の水質状況	5 7
(1)	ため池水質調査結果	5 7
(2)	各調査地点の水質の経年変化	5 9
5	生活排水対策	6 3

VIII 騒音・振動

1	騒音・振動の概要	6 5
2	環境騒音測定調査	6 6
3	道路交通騒音測定調査	6 7
4	騒音の大きさの例	6 9
5	振動の大きさのめやす	6 9

IX 悪臭

1	悪臭の概要	7 1
2	悪臭に係る規制基準	7 2

X 廃棄物対策事業

1	ごみ処理事業	7 3
2	リサイクル推進事業	7 4
3	環境美化推進事業	7 5
4	し尿処理事業	7 6

XI 動物愛護対策事業

1	犬の登録及び狂犬病予防注射	7 7
2	犬・猫避妊等手術費補助	7 7
3	野犬の捕獲、飼育指導等	7 8

参考資料

環境方針	7 9
用語説明	8 2

I みよし市の概要

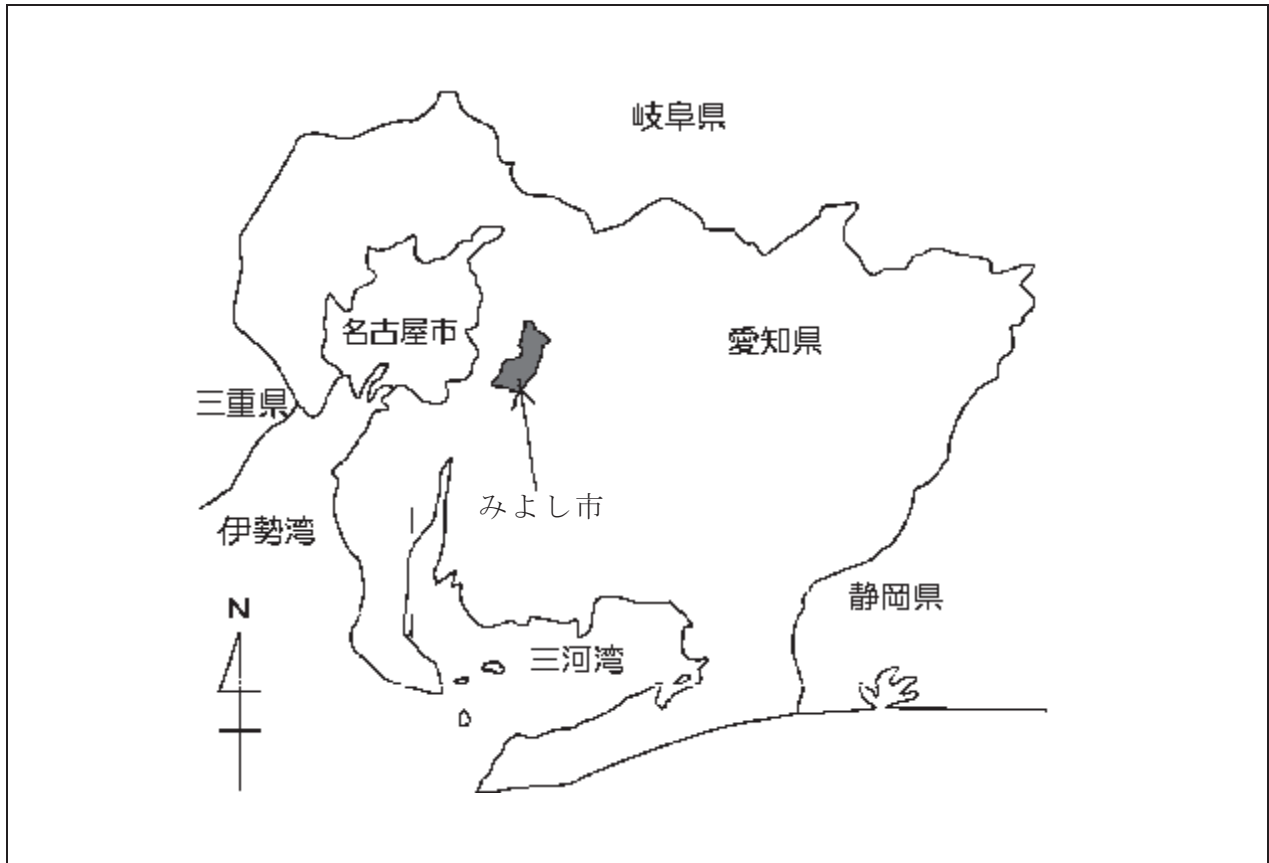
I みよし市の概要

1 位置と地勢

本市は、愛知県のほぼ中央、名古屋市から東に20km圏に位置しています。

三河地区の西端にあり、西は境川を隔てて東郷町、日進市に接し、東及び北は豊田市に、また、南は刈谷市に接しています。

東西5.2km、南北10.27kmと南北に細長い地勢を形成し、面積は32.19km²で、起伏の多い丘陵地と境川、逢妻女川流域の平坦地とその間の平野部によって形成されています。



東 経		北 緯	
最 東	最 西	最 南	最 北
137° 8' 1" 福谷町上三戸口	137° 2' 38" 福田町川端	35° 3' 10" 明知町南山	35° 8' 28" 黒笹町三ヶ峯

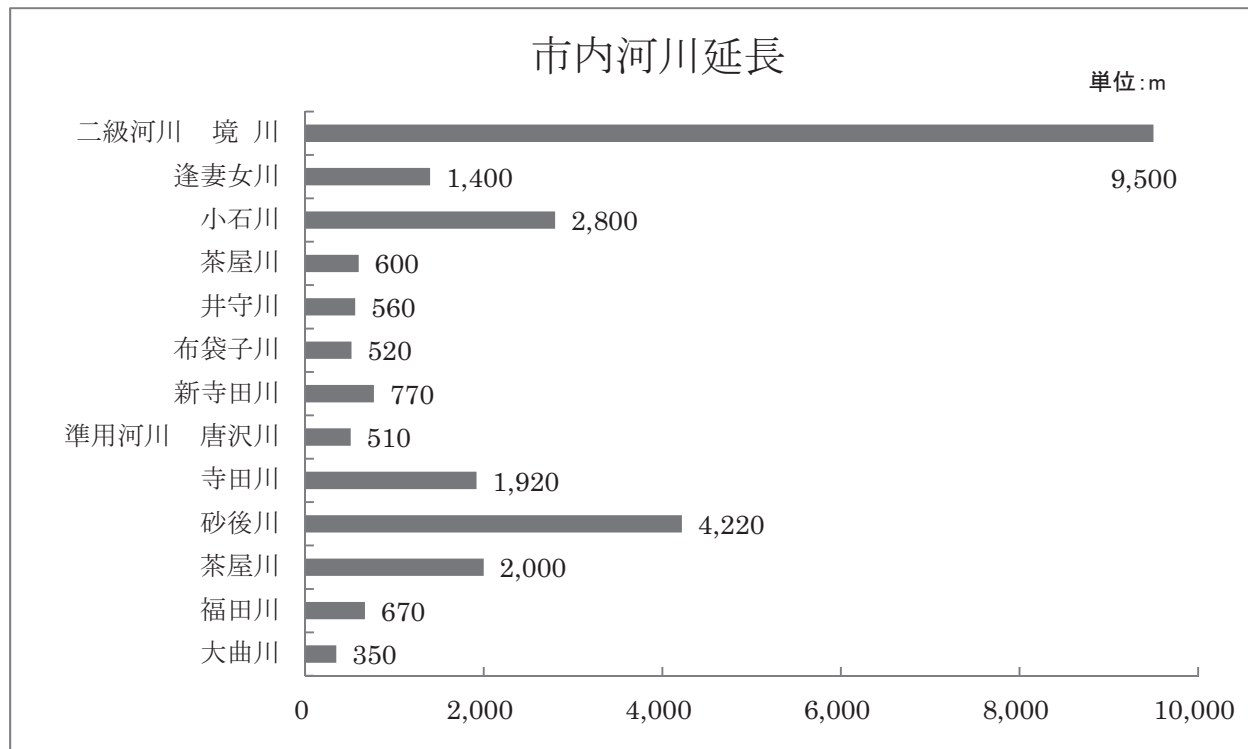
広 ば う		海 抜	
東 西	南 北	最 高	最 低
5, 200 m	10, 270 m	147.62 m 黒笹町三ヶ峯	16.90 m 福田町川端

2 自然条件

(1) 河川

本市における河川の状況は、次のとおりです。

平成30年4月1日現在

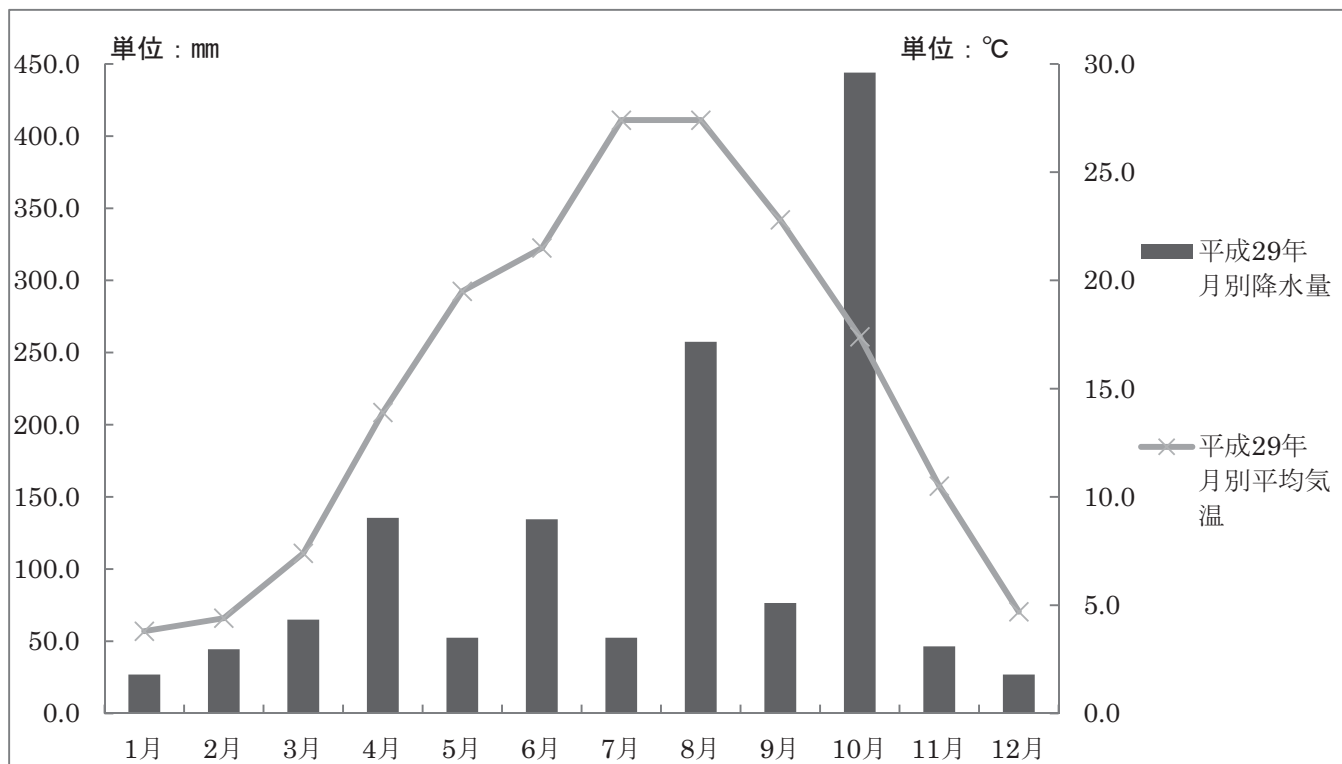


資料 道路河川課

(2) 気候

本市は、平野部特有の内陸性気候を示し、県下でも気候の温暖な地域です。

平成29年の月別平均気温と平均降水量を次のグラフで示します。

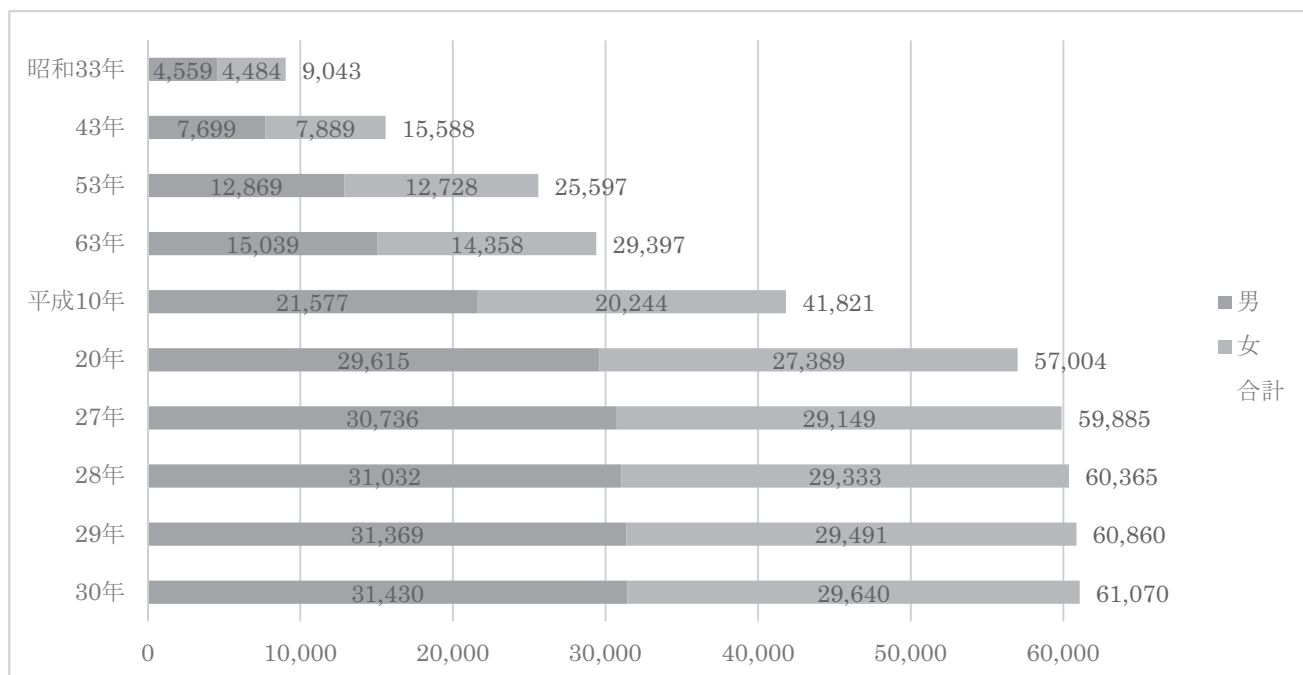


資料 尾三消防本部

3 人口

昭和33年4月1日町制を施行した当時は、純然たる農村地帯で人口は9,043人でありましたが、自動車産業の発展に伴い工場の進出が著しく、地理的条件も相まって人口が増加してきました。

各年4月1日現在

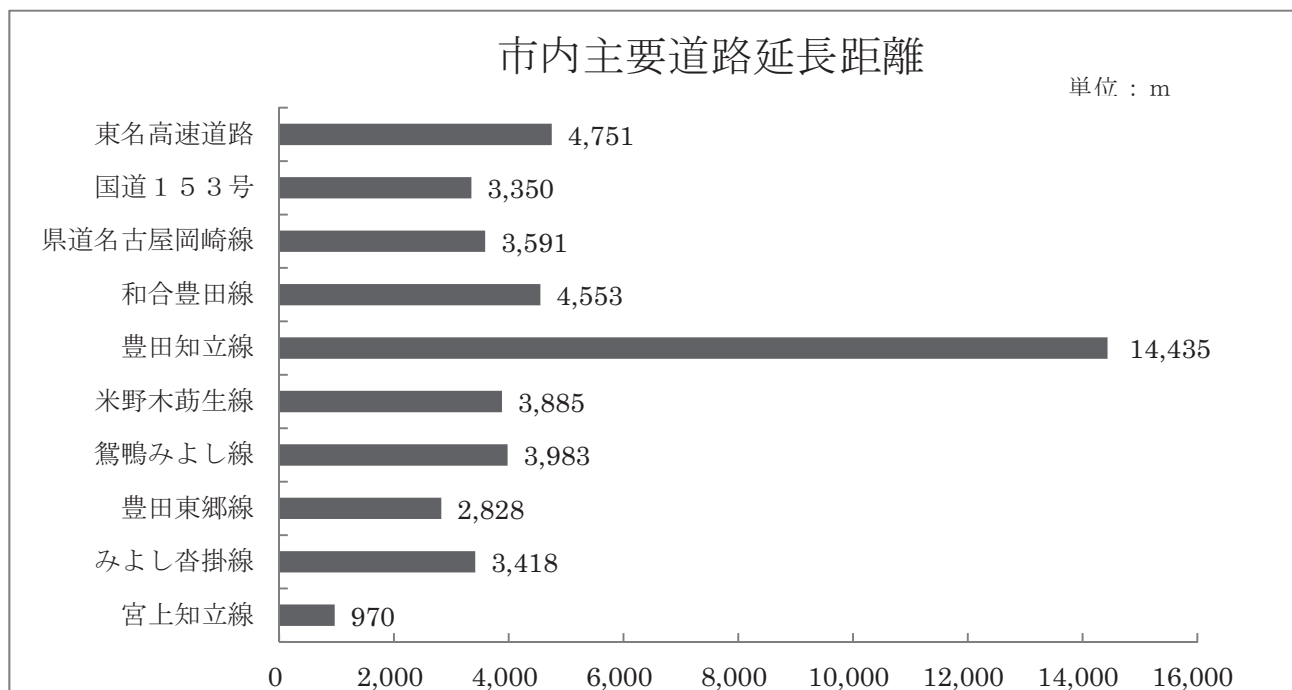


資料 市民課

4 交通

本市には、東西に走る東名高速道路、国道153号、県道和合豊田線及び名古屋岡崎線並びに南北に走る県道豊田知立線を軸に道路網が広がっています。また、鉄道は名鉄豊田線が市の北部を東西に横断しています。

平成30年4月1日



資料 道路河川課

5 土地利用

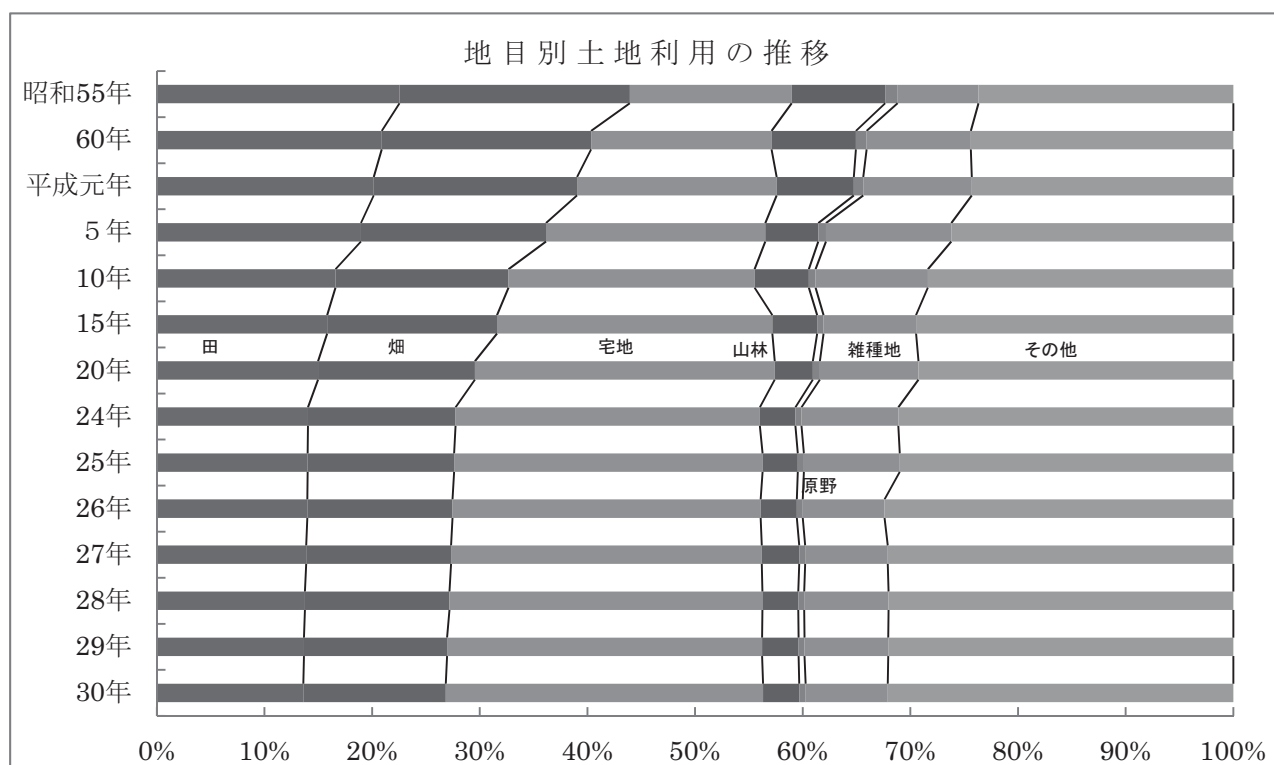
人口の増加に伴う市街化の動きは、土地利用の面にも反映されています。昭和55年と平成30年の土地利用を比べると、田・畑の農地面積が1,415haから864haに減少しているのに対し、宅地面積が484haから949haに増加しています。

また、本市の市街化区域は、用途別で住居系地域654ha〈61.8%（市街化区域の内）〉、工業系地域403ha〈38.2%（市街化区域の内）〉を占めています。

土地利用及び都市計画用途については、住工隣接、混在が公害苦情発生の要因ともなっており、公害の未然防止及び環境保全の面からも極めて重要な課題となっています。

(1) 地目別土地利用状況

	各年1月1日現在							単位：ha
	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合 計
昭和55年	726	689	484	280	37	242	762	3,220
60年	673	626	540	252	32	312	785	3,220
平成元年	649	608	597	231	28	325	782	3,220
5年	609	552	654	158	23	374	841	3,211
10年	533	516	734	162	20	335	911	3,211
15年	508	507	821	134	19	276	946	3,211
20年	481	468	894	114	21	294	939	3,211
24年	451	440	908	106	18	289	999	3,211
25年	450	437	920	105	18	286	995	3,211
26年	449	433	919	108	18	244	1,040	3,211
27年	447	433	929	112	18	247	1,033	3,219
28年	443	432	936	107	18	252	1,031	3,219
29年	440	428	942	109	18	250	1,032	3,219
30年	438	426	949	108	19	246	1,033	3,219



資料 税務課

豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

国 土 計 画 法	建設省告示第919号	昭和43年11月24日
市 制 法	建設省告示第801号	平成12年10月31日
市 制 法	建設省告示第49号	平成29年6月22日
市 制 法	建設省告示第41号	平成22年12月24日
市 制 法	建設省告示第717号	平成23年12月6日
市 制 法	建設省告示第30号	平成22年(2010)
市 制 法	建設省告示第717号	平成23年(2011)
市 制 法	建設省告示第32号	平成27年5月26日
市 制 法	建設省告示第10号	平成27年3月17日
市 制 法	建設省告示第49号	平成28年6月24日
市 制 法	建設省告示第50号	平成29年6月22日



用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の種類	制限事項
第一種低層住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 10m以下
第二種低層住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 10m以下
第一種中高層住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第二種中高層住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第一種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第二種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第三種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第四種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第五種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第六種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第七種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第八種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第九種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第十種住宅用途地域	戸建住宅	高さ制限: 25m以下
第一種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第二種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第三種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第四種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第五種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第六種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第七種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第八種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第九種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第十種商業用途地域	商業施設	高さ制限: 25m以下
第一種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第二種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第三種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第四種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第五種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第六種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第七種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第八種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第九種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下
第十種工業用途地域	工業施設	高さ制限: 25m以下

凡 例

市 制 法	建設省告示第919号
市 制 法	建設省告示第801号
市 制 法	建設省告示第49号
市 制 法	建設省告示第41号
市 制 法	建設省告示第717号
市 制 法	建設省告示第30号
市 制 法	建設省告示第717号
市 制 法	建設省告示第32号
市 制 法	建設省告示第10号
市 制 法	建設省告示第49号
市 制 法	建設省告示第50号

（注）本図は、都市計画図であり、詳細については、都市計画図の添付資料を参照してください。

(2) 都市計画用途地域別面積

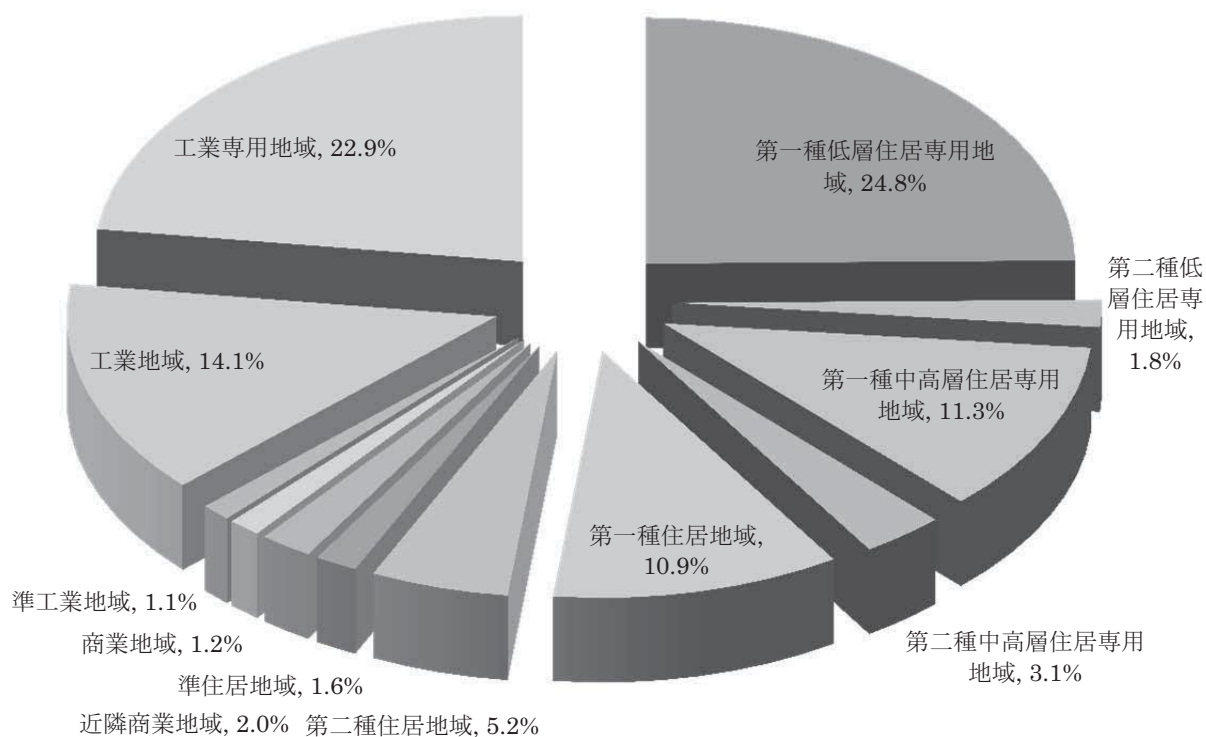
みよし市の都市計画用途地域別面積は、次の表のとおりです。

平成30年3月31日現在

都市計画地域面積		面積 3,219 (ha)	割合 100 (%)
用途地域	市街化区域面積	1,057	32.8
	第一種低層住居専用地域	262	8.1
	第二種低層住居専用地域	19	0.6
	第一種中高層住居専用地域	119	3.7
	第二種中高層住居専用地域	33	1.0
	第一種住居地域	115	3.6
	第二種住居地域	55	1.7
	準住居地域	17	0.5
	近隣商業地域	21	0.7
	商業地域	13	0.4
	準工業地域	12	0.4
	工業地域	149	4.6
	工業専用地域	242	7.5
	市街化調整区域	2,162	67.2

資料 都市計画課

市街化区域用途別内訳

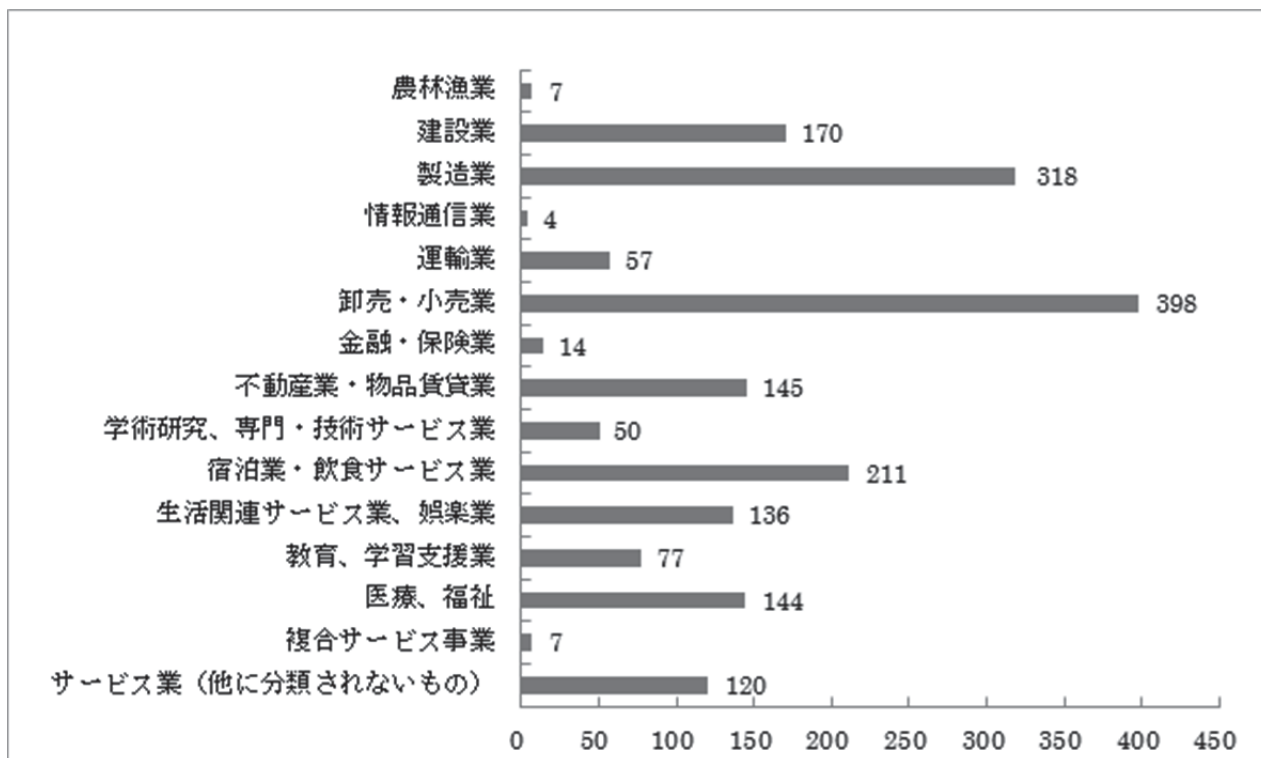


6 産 業

本市における産業分類別事業所数及び工業等の状況は、次のとおりです。

(1) 産業分類別事業所数

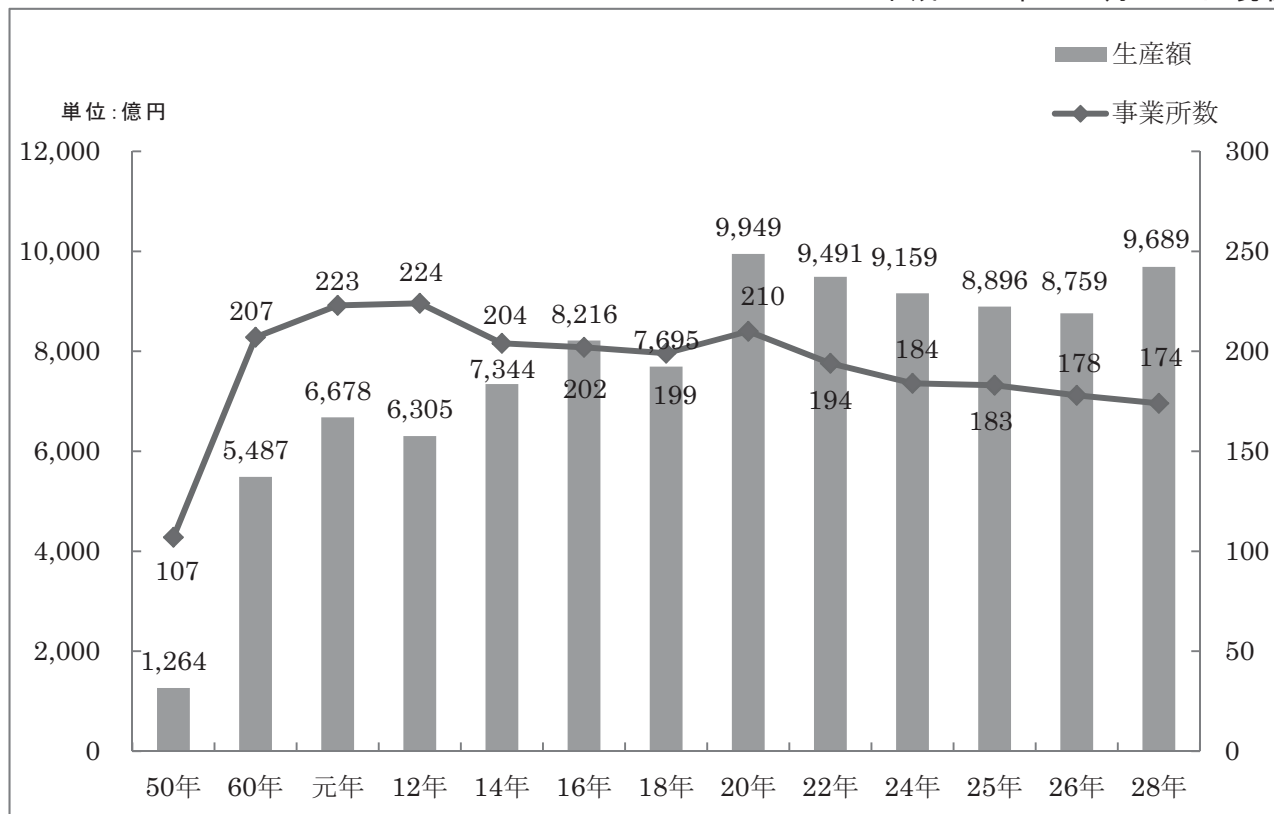
平成28年7月1日現在



資料 経済センサス基礎調査

(2) 工業生産額及び事業所数の推移

平成28年12月31日現在



資料 工業統計調査

Ⅱ 環境保全行政の概要

Ⅱ 環境保全行政の概要

1 環境保全行政の経過

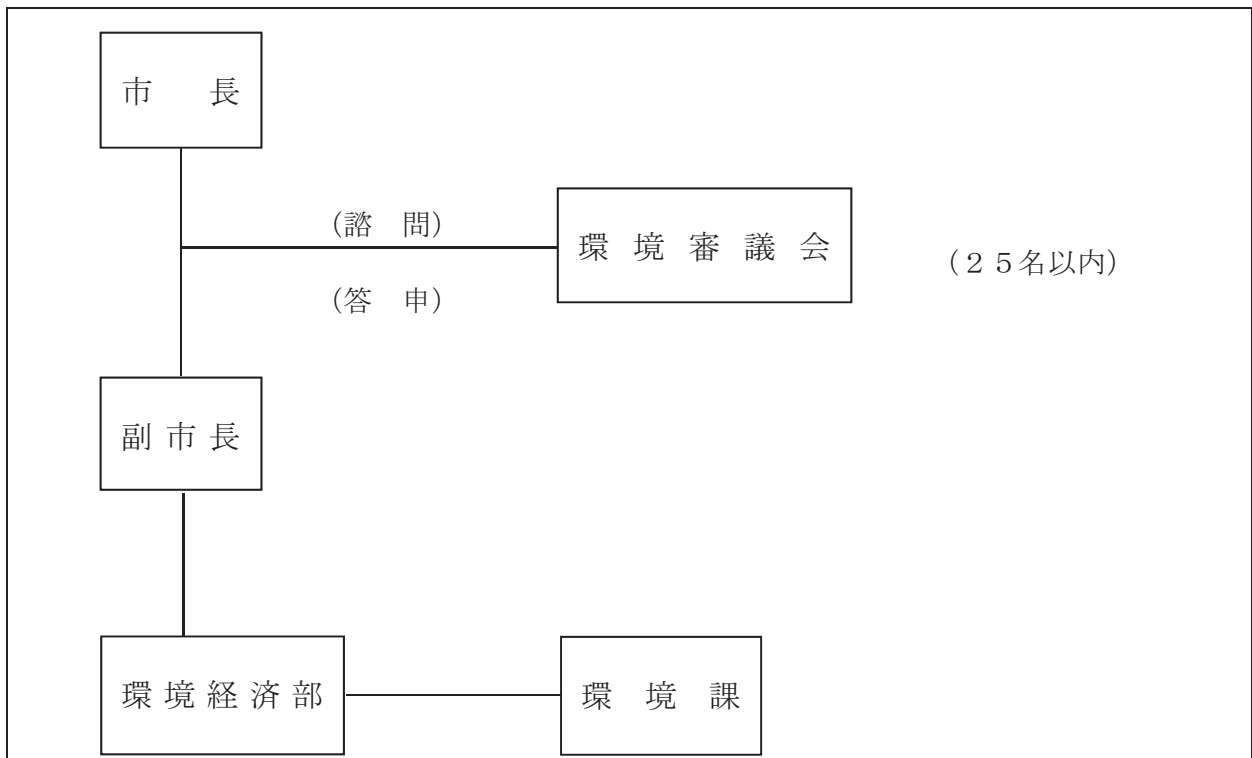
昭和４５年衛生課に公害担当を設け、昭和４６年に公害対策審議会が設置される。

昭和５２年環境課公害係となり、昭和５７年４月の機構改革により商工課公害係となる。

その後再度の機構改革により昭和６１年４月に環境課公害係となり、平成９年４月より環境課環境保全係となる。平成２４年度より係制が廃止された。また、平成１０年度より公害対策審議会並びに清掃事業審議会を統括した環境審議会が設置される。

2 環境行政機構

(1) 環境行政機構図



(2) 環境課事務分掌

- ① ごみ及びし尿に関すること。
- ② 一般廃棄物処理業者の許可及び指導に関すること。
- ③ 環境美化の普及に関すること。
- ④ 不燃物埋立処分場に関すること。
- ⑤ 環境保全に係る政策立案、企画及び調整に関すること。
- ⑥ 環境審議会に関すること。
- ⑦ 騒音、振動、悪臭等に係る規制指導、調査測定及び届出に関すること。
- ⑧ 環境管理に関すること。
- ⑨ 動物愛護に関すること。
- ⑩ 鳥獣捕獲許可に関すること。
- ⑪ 墓地等に関すること。
- ⑫ 専用水道等に関すること。

3 環境保全行政予算

平成27年度から30年度までの環境保全行政予算及び決算額の推移は次のとおりです。

(単位：千円)

年 度 節	平成27年度 決 算 額	平成28年度 決 算 額	平成29年度 決 算 額	平成30年度 予 算 額
1. 報酬	0	70	70	154
8. 報償費	155	100	91	306
9. 旅費	35	68	49	120
11. 需用費	1,043	2,015	808	1,508
12. 役務費	301	247	72	1,452
13. 委託料	9,106	8,825	8,826	18,438
14. 使用料及び賃借料	33	15	0	175
18. 備品購入費	9,227	437	179	0
19. 負担金、補助及び交付金	48,878	42,325	43,772	51,384
合 計	68,778	54,102	53,867	73,537

4 環境保全行政事業

平成29年度事業の実績は、次のとおりです。

項 目 年 月	29 4	5	6	7	8	9	10	11	12	30 1	2	3	備 考
ア.大気関係													
降下ばいじん測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5地点
排気ガス測定	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	1地点
イ.水質関係													
河川水質(生活項目)	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	8地点
河川水質(健康項目)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	3地点
河川底質調査	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	7地点
ため池水質調査	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	12地点
事業所排水調査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	5事業所
生息魚類、生物調査	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	9地点
大腸菌郡数詳細調査	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—	15地点
ウ.騒音・振動関係													
環境騒音調査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	9地点
道路交通騒音調査	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	3地点
エ.悪臭関係													
悪臭物質測定	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	5地点
オ.その他													
環境保全講演会	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
公害苦情処理	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—	

5 環境関係測定機器等保有状況

本市の環境関係測定機器等の保有状況は、次のとおりです。

平成30年3月31日現在

区分	測定機器の名称	製造者	型式名	台数
大 気	デポジットゲージ	柴田科学機械工業（株）	8008-011	5
	浮遊粉じん計	リオン（株）	KC-01	1
	ピエゾバランス粉じん計	日本カノマックス（株）	3521	1
	熱線式風速計	日本科学工業（株）	6061	1
	シンチレーションサーベイメータ	日立アロカメディカル（株）	TCS-172B	1
水 質	pH計	HANNA	HI98107	1
騒 音 ・ 振 動	普通騒音計	リオン（株）	NL-05	1
	普通騒音計	リオン（株）	NA-20	1
	普通騒音計	リオン（株）	NL-06	1
	普通騒音計	リオン（株）	NL-42	1
	レベルレコーダー	リオン（株）	LR-04	1
	振動レベル計	リオン（株）	VM-14B	1
	オクターブ分析器	リオン（株）	SA-60	1
	1／3オクターブ分析器	リオン（株）	SA-59A	1
	騒音振動レベル処理器	リオン（株）	SV-74	1
	騒音振動レベル処理器	リオン（株）	SV-76	1
	実時間オクターブ騒音分析器	リオン（株）	NA-23	1
	低周波マイクロホン	リオン（株）	NV-03	1
	低周波レベル計	リオン（株）	NA-17	1
	全天候型スクリーンセット	リオン（株）	WS-03	2
	携帯型実音モニター	リオン（株）	XT-10S	1

6 公害防止協定締結状況

公害防止協定は、みよし市環境基本計画に掲げる望ましい環境像である「みどり豊かな ふれあいのまち」の実現をめざし、本市の良好な環境を将来世代に継承するため、人と自然との共生、循環社会の構築、地域住民の快適かつ健康で文化的な生活を確保することを目的として環境の保全及び創造を図るため、特に必要と認める事業所との協力で締結しています。

公害防止協定締結事業所一覧

平成30年3月31日現在（過去の履歴含む）

No.	事業所名	締結年月日	締結内容						
			大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
	トヨタ自動車(株)明知工場	46. 6. 29	※No.60 締結内容の見直しによる再締結						
	トヨタ自動車(株)下山工場	49. 2. 18	※No.59 締結内容の見直しによる再締結						
	トヨタ自動車(株)三好工場	51. 2. 5	※No.58 締結内容の見直しによる再締結						
1	尾三衛生組合	51. 2. 7	○		○				
2	三好生コン(株)	52. 2. 14		○			○	○	○
	中央発條(株)	53. 3. 15	※No.42 締結内容の見直しによる再締結						
3	(株)ナニワ	54. 11. 20	○	○	○	○	○	○	○
4	中部電力(株)三好変電所	54. 11. 20				○	○		○
	トヨタカローラ愛豊(株)	54. 11. 27	※No.37 愛知トヨタ自動車(株)に継承						
5	東海三谷生コン(株)	56. 3. 5		○		○	○	○	○
6	旭化成ファーマ(株)名古屋医薬工場	57. 2. 26		○	○	○	○	○	○
7	(株)コモダ	57. 2. 26		○	○	○	○	○	○
8	関西ペイント(株)	58. 3. 24	○	○	○	○	○	○	○
9	ナトコペイント(株)	58. 3. 24	○	○	○	○	○	○	○
10	三好化成(株)	58. 3. 24	○	○	○	○	○	○	○
11	河崎発条(株)	58. 3. 24			○	○	○	○	○
12	福岡化学(株)	60. 3. 19		○	○	○	○		○
13	豊栄金属工業(株)	60. 6. 26		○	○	○	○		○
14	(株)セプラス	60. 10. 18		○	○	○	○		○
15	富士レジン化工(株)	61. 2. 4			○	○	○		○
16	(株)アスカ	61. 2. 4	○	○		○	○	○	○
17	(株)山和	62. 5. 20		○	○	○	○	○	○
18	(有)松井工業	62. 6. 24		○	○	○	○	○	○
19	東海製缶工業(株)	62. 7. 31		○	○	○	○	○	○
20	アサノ機工	62. 9. 11		○	○	○	○	○	○
21	ミクニ機工	62. 9. 21		○	○	○	○	○	○
22	(株)三晃	62. 10. 15		○	○	○	○	○	○
23	奥村工業	62. 11. 17		○	○	○	○	○	○
	(株)丸安	63. 2. 17	※No.38 丸安シート(株)を含めて再締結						
24	(有)福島製作所	63. 2. 22		○	○	○	○	○	○
25	(株)丸越パック	63. 8. 25		○	○	○	○	○	○
26	ナルセ公研(株)	63. 12. 1	○	○	○	○	○	○	○
	ミヤマ工業(株)	元. 3. 7	※No.53 締結内容の見直しによる再締結						
27	ワゴ(株)	元. 9. 1		○	○	○	○	○	○
	(株)三五八和田山工場	元. 11. 28	※No.56 締結内容の見直しによる再締結						
28	イサム工業(株)	2. 7. 18		○	○	○	○	○	○
29	三好カントリー倶楽部	2. 9. 20		○					

No.	事業所名	締結年月日	締 結 内 容						
			大 気	水 質	臭 気	騒 音	振 動	廃 棄 物	緑 化
30	大浜機工(株)	3. 1 1. 1 1		○	○	○	○	○	○
	(株)リタケカンパニーリミテッド	5. 4. 8	※No.55 合併により(株)リタケカンパニーリミテッドと再締結						
	ノリタケ機材(株)	5. 4. 8							
	ノリタケセラミックス(株)	5. 4. 8							
	リタケセラミックパ이프(株)	5. 4. 8							
31	(株)リタケコーテッドアブレーション	5. 6. 2 9	○	○	○	○	○	○	○
32	(株)三五三好工場	9. 9. 2 6	○	○	○	○	○	○	○
33	(株)中外	9. 9. 2 6	○	○	○	○	○	○	○
34	自動車部品栄和協同組合	9. 9. 2 6				○	○	○	○
35	(株)ナリタテック	1 0. 7. 7		○		○	○	○	○
36	(株)内藤商会	1 0. 7. 2 8		○		○	○	○	○
37	愛知トヨタ自動車(株)	1 1. 4. 1 9		○		○	○	○	○
	こじま事業協同組合連合会	1 1. 5. 1 2	※No.57 締結内容の見直しによる再締結						
	トヨタ自動車(株) トヨタバイオ・緑化研究所	1 1. 6. 9	※No.61 締結内容の見直しによる再締結						
38	丸安(株)・丸安シート(株)	1 2. 1 2. 6		○	○	○	○	○	○
39	東邦ガス(株)	1 3. 3. 3 0		○	○	○	○	○	○
40	福田工業(株)	1 3. 8. 1 4		○	○	○	○	○	○
	日本圧着端子製造(株)	1 4. 1 1. 6	※No.44 締結内容の見直しによる再締結						
	(株)アドマテックス	1 4. 1 2. 1 6	※No.52 締結内容の見直しによる再締結						
41	和光工機(株)	1 6. 7. 9		○	○	○	○	○	○
42	中央発條(株)	1 6. 1 0. 5		○	○	○	○	○	○
43	豊通ニューパック(株)	1 6. 1 2. 6		○	○	○	○	○	○
	デュポン神東・オートモティブ・システムズ(株)	1 9. 1. 1 8	※No.54 社名変更による再締結						
	小島(株)	2 0. 9. 2 5	※No.51 合併により小島プレス工業(株)と再締結						
	トヨタ自動車(株) トヨタバイオ・緑化研究所	2 1. 1 0. 2 3	※No.61 協定値及び締結内容の見直しによる再締結						
	トヨタ自動車(株) トヨタバイオ・緑化研究所	2 2. 3. 2 3	※No.61 締結内容の見直しによる再締結						
44	日本圧着端子製造(株)	2 2. 5. 2 6			○	○	○	○	○
45	ダイナパック(株)	2 2. 6. 2 8			○	○	○	○	○
46	豊田合成(株)	2 2. 7. 1 0		○	○	○	○	○	○
	小島プレス工業(株)	2 2. 7. 2 9	※No.51 締結内容の見直しによる再締結						
47	進興金属工業(株)	2 2. 1 2. 2 7			○	○	○	○	○
48	(株)光洋工機	2 3. 2. 2 2			○	○	○	○	○
49	加藤鉄工(株)	2 3. 3. 3			○	○	○	○	○
50	(株)メイドー	2 3. 3. 3 1			○	○	○	○	○
51	小島プレス工業(株)	2 3. 4. 5			○	○	○	○	○
52	(株)アドマテックス	2 3. 6. 2 7			○	○	○	○	○
53	ミヤマ工業(株)	2 5. 4. 1 5			○	○	○	○	○

No.	事業所名	締結年月日	締 結 内 容							
			大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化	
54	神東アサリタ コーティングシステムズ(株)	2 5 . 7 . 3			○	○	○	○	○	
	(株)リタケカンパニーリミテッド	2 6 . 1 0 . 1	※No.55 締結内容の見直しによる再締結							
55	(株)リタケカンパニーリミテッド	2 7 . 3 . 2 0	○	○	○	○	○	○	○	
56	(株)三五八和田山工場	2 7 . 3 . 2 5		○	○	○	○	○	○	
57	こじま事業協同組合連合会	2 7 . 9 . 1 1		○	○	○	○	○	○	
58	トヨタ自動車(株)三好工場	2 8 . 3 . 3 1		○	○	○	○	○	○	
59	トヨタ自動車(株)下山工場	2 8 . 4 . 2 8	○	○	○	○	○	○	○	
60	トヨタ自動車(株)明知工場	2 8 . 6 . 1	○	○	○	○	○	○	○	
61	トヨタ自動車(株) トヨタバイオ・緑化研究所	2 9 . 3 . 2 3			○	○	○	○	○	
62	(株)鳥居発条製作所	3 0 . 3 . 1 9	○	○	○	○	○	○	○	

7 特定施設等の届出状況

(1) 騒音・振動

騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例の規定により生活環境の保全、人の健康の保護に資することを目的として、工場、事業場等の騒音、振動に係る施設の届出並びに規制基準の遵守が義務づけられています。

関係法令等に係る特定施設の届出状況は次表のとおりです。

平成30年3月31日現在

施 設 名	騒 音		振 動	
	規 制 法	県 条 例	規 制 法	県 条 例
1. 金属加工機械	3 9 0	1, 5 1 1	4 2 1	8 9 4
2. 圧縮機（及び冷凍機）	5 0 7	1, 2 4 0	3 2 3	1, 1 8 4
3. 土石用又は鉱物用の破碎機 摩砕機・ふるい及び分級機	2 8	3 9	2 8	3 7
4. 織機	1 2	3	1 2	3
5. 建設用資材製造機械	5	0	0	0
6. 穀物用製粉機	0	0		0
7. 木材加工機械	3 7	1 3	6	0
8. 抄紙機	0	0		
9. 印刷機械	3 4	0	1 0	0
10. 合成樹脂用射出成形機	3 1 9	1 3 8	1 4 4	1 3 8
11. 鋳造型機	0	1 4	1 5 4	1 4
12. ディーゼルエンジン及び ガソリンエンジン		3 2		3 3
13. 送風機（及び排風機）	2. 圧縮機 を含む	1, 1 2 4		1, 0 4 8
14. 走行クレーン		5 6		
15. 洗びん機		0		
16. 真空ポンプ		2 8		
17. ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機			0	0
合 計	1, 3 3 2	4, 1 9 8	1, 0 9 8	3, 3 5 1

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

建設工事は、一時的でしかも短時間で終了するのが通例ですが場所に代替性質がない上、衝撃力を直接利用するため、騒音や振動の原因となることがあります。

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業の内著しい騒音又は、振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、市長への届出が義務づけられています。

平成２９年度の届出状況は次表のとおりです。

作 業 の 種 類 (騒 音 関 係)		規制法	県条例
1	くい打機等を使用する作業	10	2
2	びょう打機等を使用する作業	1	0
3	さく岩機を使用する作業	77	4
4	空気圧縮機を使用する作業	16	0
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0
6	バックホウ（定格８０ｋｗ以上）を使用する作業	66	0
7	トラクターショベル（定格７０ｋｗ以上）を使用する作業	7	0
8	ブルドーザー（定格４０ｋｗ以上）を使用する作業	14	0
9	建造物を動力等を使用して解体、破壊する作業	－	21
10	コンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	－	85
11	コンクリートカッターを使用する作業	－	101
12	ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレーパー等（原動機 100 馬力以上のディーゼルエンジン）を用いる作業	－	208
13	ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を使用する作業	－	154
計		192	575

作 業 の 種 類 (振 動 関 係)		規制法	県条例
1	くい打機等を使用する作業	9	0
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	9	0
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	54	2
計		72	2

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭工場等の届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等（１５業種）を定め、毎年４月に市長への届出を義務づけています。

平成２９年度の届出状況は次表のとおりです。

施 設 の 種 類		工 場 等 の 届 出 数
畜 産 農 業	豚舎施設	1
	牛舎施設	
	鶏舎施設	
乾燥施設を有する飼料又は、有機肥料の製造業		
ゴム製品製造業（加硫施設を有するもの）		3
鋳物製造工場（シェルモールド法によるもの）		1
し尿処理施設（廃掃法により規定されたもの）		1
計		6

Ⅲ みよし市環境基本計画 (概要版)

平成23年3月策定

はじめに

みよし市では、平成 13 年3月に「三好町環境基本計画」を策定し、これまで環境保全施策を総合的に推進してきました。しかしながら、身近な緑の減少や家庭におけるエネルギー消費の増加といった日常生活に関する課題は依然として残されているとともに、地球温暖化や生物多様性の低下といった地球規模の環境問題が深刻化してきています。

このように複雑・多様化する環境問題や環境を取り巻く社会状況を踏まえ、環境保全に関する取り組みを市民・地域・事業者・市が一体となって総合的かつ計画的に推進し、本市の良好な環境を次世代に引き継いでいくために、本市の環境の現状を踏まえた新たな計画として「みよし市環境基本計画」を策定しました。

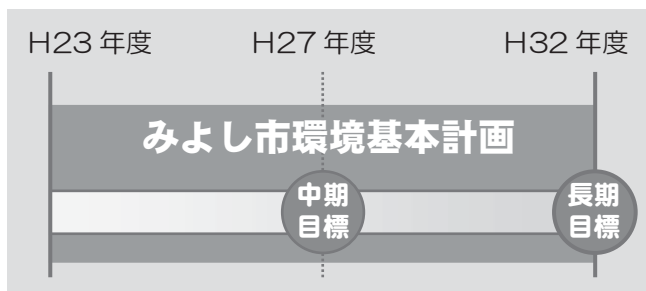
計画の位置付け

本計画は、みよし市環境基本条例第 12 条の規定に基づき、市民の快適かつ健康的で文化的な生活を営むことができる環境の保全・創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

各施策については、平成 27 年度を中期目標、32 年度を長期目標として推進していくこととし、社会情勢や環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。



対象範囲

低炭素社会

- 地球温暖化等の地球環境問題に関する要素
- 省エネルギー・クリーンエネルギーに関する要素

自然・都市環境

- 里山・水辺等の自然環境に関する要素
- 公害対策等の生活環境に関する要素
- 公園等の身近な緑・都市景観等の都市空間に関する要素

資源循環

- ごみの発生抑制、再利用、リサイクルに関する要素・ごみ処理
- 資源回収に関する要素

参画・協働

- 学校教育や生涯学習による環境学習に関する要素
- 環境に関する情報の共有化、保全活動に関する要素

2. みよし市の望ましい環境像と基本目標

望ましい環境像

水と緑を守り ともにつくる 環境共生都市・みよし

本市の豊かな自然環境を保全し、市街地における緑化等を積極的に推進します。そして、各主体がそれぞれの立場で取組みを進めるとともに、それぞれが手を取り合って環境保全に取り組んでいくことにより、誰もが住みよいと感じることのできる魅力ある環境を保全・創出し、市民の暮らしや産業が健全な発展をすることのできる持続可能な都市を目指します。

4つの基本目標と環境施策

目標 1 地球にやさしい 低炭素都市づくり

(1) エネルギー問題への対応 (2) 環境負荷の少ない交通の推進

目標 2 多様な生き物とともに暮らす 自然共生型都市づくり

(1) 豊かな自然の保全・再生 (2) 身近な緑の保全・創出
(3) 公害対策の推進 (4) 快適で人にやさしい都市空間の形成

目標 3 限りある資源の有効活用による 循環型都市づくり

(1) 資源の循環利用の推進 (2) 資源の地域循環

目標 4 みんなで環境を考え行動する 協働型都市づくり

(1) 環境学習の推進 (2) 環境保全活動の推進

主体別の役割

市 民

市民は、日常生活における様々な行動が環境に対する負荷を与えていることを理解し、主体的な環境に配慮した行動を日々の心掛けよう努めます。

事業者

事業者は、各種法的規制を遵守し公害防止、廃棄物の適正処理等に取り組むとともに、日常の事業活動において、自然環境の保全、省資源・省エネルギー、地球温暖化防止対策などの環境負荷の軽減に努めます。

市

市は、広範囲に渡る環境問題に対して、本計画に定める環境の保全等に関する施策を市民・地域・事業者と協働のもと総合的かつ計画的に推進していくよう努めます。

地 域

地域は、身近な地域の環境について地域コミュニティで問題意識を共有し、自然環境の保全、地域美化・緑化、ごみの3R活動等の環境まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

3. 環境像の実現に向けた取組み

目標 1 地球にやさしい 低炭素都市づくり

省エネルギーやクリーンエネルギーの推進といったエネルギー問題への対応を進めるとともに、自動車交通等による環境負荷の低減を進めていくことにより、地球環境に貢献できる低炭素都市の実現を目指します。

目標値

市民一人あたりの二酸化炭素
排出量【現状値：17.0 t-CO₂/年・人】

中期
H27 年 15.1 t-CO₂/年・人

長期
H32 年 14.6 t-CO₂/年・人

(1) エネルギー問題への対応

市民や事業者が日頃からエネルギー問題への意識を高く持ち、個人・地域・事業所単位でできる省エネ行動やクリーンエネルギーの活用を推進することで、市全体を挙げて地球環境に貢献していきます。

環境施策

- 省エネルギーの推進
- クリーンエネルギーの推進

行動指針

市民

- 家庭で使用する電気・ガス・水道などの消費量を把握し、その節減に努めます。
- 省エネルギー型の電化製品やガス機器の購入・使用に努めます。

事業者

- 省エネルギーに配慮した施設・設備や生産工程の採用に努めます。
- 施設の建設にあたっては、省エネ機器の導入を進めるとともに、きめ細かなエネルギーの管理ができる施設にします。

市

- 庁内環境保全率先行動計画に基づき公共施設や事務処理における省エネルギー化を推進します。
- 家庭・事業所におけるクリーンエネルギー導入の普及啓発を図ります。

(2) 環境負荷の少ない交通の推進

低燃費の環境にやさしい自動車の普及を促進します。また、日常生活において過度に自動車に頼らないライフスタイルを勧奨し、公共交通機関や自転車等への交通手段の転換やパークアンドライド等を進めていきます。

環境施策

- 環境にやさしい自動車利用促進
- 公共交通機関の整備と利用促進

行動指針

市民

- 公共交通機関が利用できる場合は、自動車の利用を極力控え公共交通機関による移動に努めます。
- 自動車で移動する場合はエコドライブに努めます。

事業者

- 移動の際には、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。
- 運搬等の事業活動における効率的な自動車移動に努めます。

市

- 駅などに駐車場や駐輪場を整備し、公共交通機関の利用を促進します。
- 市のイベントの際にエコドライブ等に関する情報提供を実施し、自動車利用による二酸化炭素排出削減の普及啓発に努めます。

目標 2 多様な生き物とともに暮らす 自然共生型都市づくり

豊かな自然の保全・再生や市街地内の身近な緑の保全・創出を進めていきます。さらに、きれいな空気や水を守る公害対策や、人にやさしい都市空間の形成により、安全・快適で暮らしやすいまちづくりを進めていくことにより、自然共生型都市の実現を目指します。

目標値	緑被率 【現状値：38.4%】	中期 H27年	39.4%	長期 H32年	35.9%
	環境基準達成状況 【現状値：大気 /100.0%、 河川 /43.0%、 ため池/13%】	中期 H27年	大気 /100.0% 河川 /80.0% ため池/37.0%	長期 H32年	大気 /100.0% 河川 /83.0% ため池/55.0%
	公共施設のバリアフリー 整備率【現状値：48.0%】	中期 H27年	61.0%	長期 H32年	72.0%

(1) 豊かな自然の保全・再生

自然環境の保全・再生を適切に進めるため、開発等による緑の喪失を抑制しつつ、樹林地の適切な管理や河川の多自然整備などを進め、質の高い緑を市内全体にネットワークしていきます。

- 環境施策**
- 樹林地の保全・整備
 - 水辺環境の保全・整備
 - 生き物にやさしい農地形成

行動指針

- 市民**
- 自宅周辺の身近な緑や水辺環境の保全に努めます。
 - 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の購入に努めます。
- 事業者**
- 事業活動の際には、緑・水辺等の自然環境の保全に努めます。
 - 農業では、農薬や化学肥料の使用を抑制します。
- 市**
- 鎮守の森等を保全し、緑の適切な維持管理を促します。
 - 市民との協働による水辺の清掃活動等を推進します。

(2) 身近な緑の保全・創出

市民や事業者が中心となって、住宅地や商業地、工業地などの緑化を進めていきます。また、道路や庁舎など公共施設の緑化を通じて、市が都市緑化を先導的に進めていきます。

- 環境施策**
- 公園・緑地の整備
 - 各施設の緑化推進

行動指針

- 市民**
- 庭や住宅の接道部に樹木や花を植えるなど敷地内の緑化に努めます。
- 事業者**
- 事業所の敷地内の緑化等による従業員の憩いの場の形成に努めます。
- 市**
- 公共施設内の緑化を推進します。
 - 市民・地域との協働による公園・緑地・街路樹の整備・維持管理を推進します。

(3) 公害対策の推進

県などの関係機関や事業者と連携して、大気汚染などの環境基準の達成を目指していきます。また、事業活動や日常生活における公害防止を図り、快適な居住環境を確保します。

- 環境施策**
- 大気汚染の防止
 - 騒音・振動及び悪臭の防止
 - 水質汚濁の防止

行動指針

- 市民**
- ごみの野焼きを行わないようにします。
 - 公害に関する情報を収集し、自ら判断して対応します。
- 事業者**
- 各種法令等の基準を遵守し、公害の発生を未然に防止します。
- 市**
- 公害防止に関する各種法令等に基づく指導・監視体制を徹底します。
 - 野焼きや近隣の迷惑の防止等の普及啓発を行います。

(4) 快適で人にやさしい都市空間の形成

誰もが快適に生活することのできる人にやさしい都市づくりに向けて、公共の建築物や道路などは、市民すべてが快適で安全に移動し利用できるよう配慮しながら整備を進めていきます。

- 環境施策**
- 人にやさしい施設整備の推進
 - 美しい都市景観の形成
 - 歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

行動指針

- 市民**
- 自転車の放置や自動車の違法駐車をしません。
 - ごみやタバコのポイ捨てをしません。
- 事業者**
- 敷地内及び敷地周辺を清掃し、地域の美化に努めます。
- 市**
- 既存の歩道の段差解消や歩道の拡幅に努めます。
 - 市民・地域との協働によるパトロールの実施等により不法投棄の防止に努めます。

目標 3 限りある資源の有効活用による 循環型都市づくり

3Rの定着を目指すとともに、水資源や農産物などの資源に関しても、関係機関等と連携しながら、地域循環に取り組むを進めることにより、限りある貴重な資源の有効活用する循環型都市の実現を目指します。

目標値	1日1人あたりのごみ排出量 【現状値：855.5g/人・日】	中期 H27年	835.0g/人・日	長期 H32年	900.0g/人・日
	下水道の処理人口率 【現状値：85.4%】	中期 H27年	96.0%	長期 H32年	99.0%

(1) 資源の循環利用の推進

市民一人ひとりが日々の生活の中で資源を有効活用し、「3R」に取り組む都市の実現に向けて、ごみの発生抑制、不用になったものの再利用、資源ごみの回収を通じたリサイクルを推進します。

目標値

- ごみの減量の推進
- 3Rの推進

行動指針

市民

- 買い物にマイバッグを持参するよう努めます。
- 必要のないものやすぐにごみになるものは買わないように努めます。
- 廃棄した後も再利用や再資源化ができる商品の活用に努めます。

事業者

- 利用や廃棄段階で、ごみになりにくい製品の製造・販売に努めます。
- 事業活動によって発生する廃棄物の削減に努めます。
- 資源ごみはリサイクルします。

市

- リサイクルステーションみよしによる資源回収の周知・徹底を図ります。
- 資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。

(2) 資源の地域循環

水の有効利用に向けた取り組みや、農産物等の地域資源の地産地消を促して地域資源が循環利用されるまちづくりを進めていきます。

目標値

- 水の有効利用
- 地産地消の取り組み

行動指針

市民

- 節水や風呂の残り湯などの再利用に努めます。
- 水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。
- 野菜や米などは、できるだけ地元でとれたものを食べる地産地消に努めます。

事業者

- 節水や中水利用などにより、水の有効利用に努めます。
- 雨水浸透枳や雨水貯留タンクの設置、透水性舗装の採用などにより、水循環の改善に貢献します。

市

- 水資源の有効利用についての普及啓発を図り、節水行動を推進します。
- 地元農作物の学校給食での利用や直売所の設置等による地産地消を推進します。

目標 4 みんなで環境を考え行動する 協働型都市づくり

環境学習の推進により市民等の環境意識を高め、行動を促すとともに、市民・事業者・市など都市に関わるあらゆる主体が、それぞれの立場や互いの協働により、まちづくりの主役として参画し、環境保全に取り組んでいく協働型都市の実現を目指します。

目標値

環境問題に各主体が協働で取り組むべきと
感じる市民の割合【現状値：75.0%】

中期
H27 年

80.0%

長期
H32 年

85.0%

(1) 環境学習の推進

環境学習の場や機会の充実を図り、市民を対象とした環境教育・環境学習を推進していきます。

目標値

- 学校教育・生涯学習の充実
- 環境教育の実施体制の構築

行動指針

市民

- 環境教育・環境学習に関する講座に積極的に参加します。
- 家庭や職場等といった日常生活の中で環境に関する情報や知識に触れ、環境について考えるよう努めます

事業者

- 市や学校で行われる環境教育・環境学習への協力を努めます。
- 事業活動の中で、従業員の環境意識の啓発に努めます。

市

- 学校教育の総合学習等における環境教育を推進します。
- 身近な自然にふれあい、理解を深めるための環境教育を推進します。
- 環境調査や体験学習等による学習プログラムの構築を支援します。

(2) 環境保全活動の推進

環境問題や環境保全活動などに関する情報を市民や事業者へ伝え、ともに取り組んで行くための仕組みづくりや周辺地域と連携した広域的な視点での取り組みを進めていきます。

目標値

- 協働による環境保全の推進
- 環境情報の収集・発信
- 広域的な環境保全活動の推進

行動指針

市民

- 環境に優しいライフスタイルの実践に努めます。
- 身近な自然にふれあい、自然を守り育てるための活動への参加に努めます。
- 地域や市内外での環境保全のための活動への参加に努めます。

事業者

- 事業活動による環境負荷の低減に努めます。
- 事業活動や社会貢献活動を通じて、地域の環境保全に貢献します。
- 事業所の環境に関する取り組みや環境情報の公表に努めます。

市

- 市民、市民団体、事業者、教育機関、市等の協働による環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 市外の自治体等との交流事業を通じて、環境保全に関する市民や事業者の意識向上を図ります。

4. 地区別の環境配慮の視点



きたよし地区

- 1 まとまりある自然環境を保全・活用します
- 2 緑豊かな住環境を保全・形成します
- 3 公共交通網を活用します



なかよし地区

- 1 「みよしの顔」となる潤いを感じることで
できる美しい市街地環境を形成します
- 2 三好池・境川を中心とした豊かな水辺環境
の保全・創造します
- 3 田園風景の保全及び田園風景と調和した工
場地を形成します



みなよし地区

- 1 広がりのある農地を保全・活用します
- 2 田園風景に調和した工場地を形成します
- 3 茶屋川・細口池等の水辺空間を活用します



IV 地球温暖化対策

「地球にやさしい行動に向けて」

平成12年3月策定

Ⅳ 地球温暖化対策

スローガン

地球にやさしい行動に向けて

1 地球温暖化対策実行計画、庁内環境保全率先行動計画

(1) 計画の基本的事項

① 計画の趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄に伴う社会経済活動や生活様式が、環境への負荷を増大させ、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模の環境問題を引き起こし、全ての生物の存在の基盤である地球環境に大きな影響を与えるまでに至っています。

これらの問題の解決は、それぞれの地域で市民、事業者、行政が一体となり省資源、省エネルギー等の取組みを推進し、環境への負荷を低減していかなくてはなりません。

そこで、本市も環境保全に向けた具体的な取組みとして、一消費者・一事業者でもあるみよし市役所が環境への負荷の少ない物品の購入・使用、ごみの減量・リサイクル、環境に配慮した建築土木・構造物等の建設・管理及び事務等について、また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づく、温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画（地球温暖化対策実行計画）を併せ、自ら率先し実行する計画（庁内環境保全率先行動計画「率先行動計画」）を策定し、全庁挙げて積極的に展開していくものです。

② 計画の対象

この計画は、みよし市役所の全ての職場において実施する事務・事業（行政事務、市主催のイベント及び市主体の公共工事等）を対象とします。

③ 計画の期間・目標値の設定

住民ニーズの多様化に対応するため市役所庁舎の建替え等の公共施設の新設並びに既存の施設の空調設備の拡充等、温室効果ガス排出量の増加要因が増加してきていることから、中間年度となる平成26年度に目標の見直しを実施しました。目標値の設定については、平成17年度実績に新施設の値を足した値を基準値として平成32年度までに二酸化炭素排出量を基準値の4%削減することとしました。

平成29年度については、前年度の排出実績を基準として、2.5%削減で取り組みました。

(2) 具体的な取り組み内容及び目標

(1) 具体的な取り組み内容

取組項目	取組事項	具体的な行動、活動
1 物品の購入に関する取組 [13 行動]	(1) 紙製品の購入（環境に配慮した紙製品の購入に努める。） ＜目標、(a)＞	① コピー（印刷）用紙は、古紙配合率 100% で白 色度 70%以下の再生紙を購入する。 ② 紙製品、印刷物等についても、①の基準とし、 仕様書に明記して購入する。 ③ 印刷物、用紙類等は、リサイクルしにくいプラス チックコーティングなどの特殊コーティングされてい ないものを購入する。 ④ 印刷物等については、古紙配合率や再生紙使用 マークを明記する。 ⑤ トイレットペーパー、ティッシュペーパー等は、 古紙 100%の製品を購入する。
	(2) 事務用品の購入（環境に配慮した事務用品の購入に努める。） ＜目標、(h, i)＞	① 廃木材、間伐材、廃プラスチック等の再生材料 から作られた製品を極力購入する。 ② 簡略に包装された製品の選択や購入に努め、過 剰包装をさける、させない。 ③ 使い捨て製品の使用や購入を避ける、しない。 ④ 使用後は、リサイクルしやすい、できる製品を購 入する。 ⑤ ペットボトル等の再生繊維を使用した被服等の 購入をする。 ⑥ 環境にやさしい（使用後は処理が容易な）製品 を購入する。
	(3) 事務機器、電化製品等 の購入 （環境に配慮し、省エネ 等に努める。） ＜目標、(c)＞	① O A機器を購入する際、省エネルギー型のもの とし、使用後は、リサイクル又は環境への負荷の 少ないものとする。 ② 電化製品を購入する際、省エネ、節電型のもの とし、使用後は、リサイクル又は環境への負荷の 少ないものとする。
2 自動車の利用に関する取組 [10 行動]	(1) 低公害車等の計画的 導入 ＜目標、(b)＞	① 低公害車「ハイブリット、天然ガス、電気自動 車」等を計画的に導入する。 ② 自動車の購入にあたっては、より低NOx、低 燃費型のものとする。
	(2) 公用車の利用合理化 （使用燃料の削減に努め る。） ＜目標、(f)＞	① 待機時のエンジンの停止、不必要なアイドリン グは行わない。 ② 急発進、急加速等をしない環境に配慮した運転 を励行する。 ③ 法定点検以外に定期的な車の整備、タイヤ空気 圧調整等を励行する。 ④ 行き先が近距離の場合は、徒歩又は自転車の利 用を励行する。 ⑤ 公用車両の適正利用、適正台数に努める。

取組項目	取組事項	具体的な行動、活動
	(3) 自動車利用の自粛	① 職員の通勤には、公共交通機関の利用を励行する。 ② 勤務地が近距離の職員は、徒歩又は自転車の利用を励行する。 ③ マイカー利用の自粛を励行する。
3 庁舎、施設の管理に関する取組 [33 行動]	(1) 省エネルギーの推進 (電気、ガス等の削減に努める。) <目標、(c, d)>	① 事務室等の空調温度については、室内温度で冷房 28℃、暖房 20℃を目安に設定する。 ② 昼休み中、受付事務や来客中を除き消灯し、OA機器の電源を切る。 ③ 執務時間中必要としない照明は、消灯又は、一部消灯とする。 ④ 時間外勤務（夜間等）の照明は、必要とする所のみとする。 ⑤ OA機器は、使用しない限り電源を切る。 ⑥ OA機器、複写機、照明器具等は、随時省エネルギー型機器へ更新していくものとする。 ⑦ ガス湯沸器の種火は、必要以外には消しておく。 ⑧ 湯沸器と温水ポットの併用により省エネを進める。 ⑨ ブラインド、カーテンの有効利用により、室内の明かり、室温を調整する。 ⑩ 夏涼しく、冬暖かな服装で、多少の室温の調整を進める。 ⑪ ノー残業デーを周知、徹底する。
	(2) 水の節水 (水道使用量の削減に努める。) <目標、(e)>	① 無駄に水を使わない。 ② 水栓に節水ゴマの取り付けを進める。 ③ 水道圧を低めの設定とする。 ④ 水の流しっぱなし防止のため、自動水栓の導入を進める。 ⑤ 洗車、散水等は、井水等を利用する。
	(3) 紙類の使用削減 (用紙類の削減に努める。) <目標、(g)>	① 両面印刷、両面コピーに努める。 ② 庁内回覧文書については、必要最小限にとどめる。 ③ 会議資料の簡素化、縮小化、資料の共用化の徹底に努める。 ④ OA機器を活用し、会議資料等の削減に努める。 ⑤ ペーパーレス化に向けたOA化を図る。
	(4) ごみ減量化、リサイクルの推進 (ごみの減量をし、リサイクルに努める。) <目標、(h, i, j)>	① 事務用品は、大切に使用し節約に努める。 ② 使用済み封筒は、再利用する。また、再利用後は、分別し、リサイクルに努める。 ③ シュレッダーの使用は、文書を限定し、ごみの資源化に努める。 ④ コピー機、プリンターのカートリッジを回収し、リサイクルを進める。

取組項目	取組事項	具体的な行動、活動
		⑤ 詰め替え可能な製品を積極的に利用し、廃棄物を減らし、製品の長期使用に努める。 ⑥ 庁内、庁外施設において、紙類の分類分別、びん・かん等の分別を徹底、回収しリサイクルに努める。 ⑦ 未使用等の事務用品を回収し、配布再利用する。 ⑧ カタログ類は、配布業者へ極力返却する。 ⑨ 生ごみの堆肥化を進める。
	(5) 化学物質の適正管理及び処理	① 農薬、化学薬品を使用又は扱う施設においては、これらを厳重に管理し、排水、排ガス処理を確実にし、環境への影響、負荷を極力低減するように努める。 ② 廃棄する公用車、冷蔵庫等の特定フロンを適切に処理をする。
	(6) 緑化・美化の推進	① 公共施設の緑化を推進し、美化に努める。
4 土木・建築等公共工事に関する取組 [14 行動]	(1) 事業の構想、計画段階から環境保全への配慮	① 事業対象地区周辺の環境への配慮、負荷の低減に努める。 ② 騒音、振動等公害の発生を極力抑制、周辺環境への配慮に努める。
	(2) 再生品等の利用	① アスファルト、コンクリートの建設廃材の再生品である再生路盤材、再生骨材の使用拡大に努める。 ② 標識板等の再生材とする製品の設置、使用の拡大を進める。 ③ 間伐材の利用が促進できるように努める。
	(3) 使用材の制限	① コンクリート（木材）型枠は、熱帯木材を極力使用しないように努める。
	(4) 建設廃棄物の適正処理	① 建設廃棄物としての鉄骨材、アスファルト、コンクリート、木材等は、再生処理施設への搬入を徹底する。 ② 施工時の発生土を抑制し、極力近傍の現場での有効利用を図る。
	(5) 省エネ、設備の推進 ＜目標、(c)＞	① 省エネ型空調設備、照明器具の採用、断熱、通風に配慮した設計に努める。 ② 建築物のライトアップ、施設内の屋外照明は、照射方向、時間帯の縮減を図る。
	(6) 再利用・合理化の推進 ＜目標、(e)＞	① 下水道処理水の有効利用・合理化に努める。 ② 水循環使用設備の整備拡大を図る。
	(7) 自然エネルギーの利用 ＜目標、(c)＞	① 太陽光発電設備等の自然エネルギーの活用、利用に努める。
	(8) 燃料の抑制 ＜目標、(f)＞	① 燃焼設備は、より環境への負荷の少ない燃料を利用のものとする。
【70 行動】		

(2) 計画の推進に向けて

① 計画の推進体制

各課施設等に推進員（各課長等）を置き、所属職員への周知と、この計画の推進を図る。

② 実施状況の点検・評価

(ア) 推進員は、年4回実施状況を点検・評価する。

(イ) 推進員は、実施状況の点検・評価について、毎年4月、7月、10月、1月に環境課に報告する。

(ウ) 部長、次長級で組織する会議により、推進員の点検・評価結果をもとに、この計画に関する所要の意見や改善を行う。

③ 職員の意識の高揚（研修）

(ア) 職員一人ひとりが環境への関わりについて理解し、環境に配慮した取組を積極的に進めることができるような研修を計画的に実施する。

(イ) 環境に関するシンポジウム、研修会及び講演会等に職員が参加できるよう配慮する。

(ウ) 庁内の環境負荷、環境保全の取組状況を定期的に庁内回覧、掲示板掲載する。

④ 公表

市は、この計画書の策定、点検及び見直しの結果を広報などで公表する。

⑤ 計画策定

平成12年3月17日

2 平成29年度取組結果

(1) 経緯及び現状

地球温暖化防止のため、平成11年4月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、本市においても法第8条に基づき、平成12年3月に「地球温暖化対策実行計画・庁内環境保全率先行動計画」を策定、庁舎を始めとする施設で使用する資源・エネルギー等を削減することにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するもので、平成12年4月から取り組んでいます。

また、ISO14001の認証取得後は、ISO14001と率先行動計画を併せて目的達成のために取り組んでまいりましたが、平成17年4月1日からは取組が重複しているISO14001の認証は解約し、市独自の環境管理要綱を定めて実施しています。

※ISO14001の取組期間

平成13年11月28日 認証を取得し、平成14年11月22日 適用範囲を拡大し、
平成16年11月28日 認証を更新し、平成17年3月31日 認証解約しました。

(2) 平成29年度率先行動計画取組目標と実績

平成29年度の目標は、平成28年度実績値の2.5%を削減することとしました。

その結果、平成29年度10項目の目標取組の結果4項目が目標達成できましたが、6項目について目標の達成ができませんでした。なお、内容は次表のとおりです。

(ア) 物品の購入実績

① 低公害車等の導入

単位：台

区 分	全体保有 台数 (A)	低公害車 保有数 (B)	平成29年度 購入台数 (C)	割合 B/A	目標達成状況 年3台更新
公用車保有 台数	105	61	3	58.0%	×

② 紙の購入実績

単位：千枚

区 分	目 標 (A)	実 績 (B)	対目標比 B/A	目標達成状況
紙の購入量	17,779	19,060	7.2%	×

(イ) 資源・エネルギーの使用

区 分	目 標 (A)	実 績 (B)	対目標比 B/A (%)	目標達成状況
電気使用量 (千kwh)	6,394	6,520	2.0	×
ガス使用量 (千m ³)	884	973	10.0	×
水道使用量 (千m ³)	141	138	△2.1	○
燃料使用量 (L)				
ガソリン	31,226	30,110	△3.6	○
軽油	10,426	11,663	11.9	×
灯油	2,609	889	△65.9	○

(ウ) 資源・廃棄物の排出実績

単位：k g

区 分	目 標 (A)	実 績 (B)	対目標比 B/A (%)	目標達 成状況
① 可燃ごみ	6 6, 3 9 9	5 7, 6 7 6	△13.1	○
② 不燃ごみ	3, 1 3 4	9, 0 0 7	187.4	×

(エ) リサイクル資源排出量

リサイクル資源としての排出量は、67,258 k g でした。

(オ) 取組結果

① 物品の購入実績

紙の購入については、目標を達成できませんでした。今後も目標達成に向けて両面使用の徹底や連絡事項及び会議資料を電子媒体で行うペーパーレス化を推進するなど紙類の使用量の削減に取り組んでいきます。

② 資源・エネルギーの使用

住民サービスの維持を図りながら、省エネの徹底に取り組んでいるところでありますが、電気、ガス及び軽油について目標を達成することができませんでした。

③ 資源・廃棄物の排出実績

不燃ごみは目標を達成できませんでしたので、より一層のリサイクル資源として活用を徹底することで更なる減量を図っていきます。

(3) 平成 29 年度温室効果ガス排出量調査結果

平成 29 年度の温室効果ガス排出量※は、率先行動計画の取組実績を算出根拠としており、みよし市公共施設温室効果ガス排出量は、4,813 t -CO₂（二酸化炭素換算）でした。

※温室効果ガスの人為的な発生源

区 分	人 為 的 な 発 生 源
二酸化炭素 (CO ₂)	石油や天然ガス等化石燃料の燃焼や、廃棄物等の焼却等により発生します。
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼、下水処理、糞尿処理、自動車の走行等に伴って発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、自動車の走行等に伴って発生します。
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	カーエアコンの冷媒等の充填剤廃棄等の漏洩等により発生します。

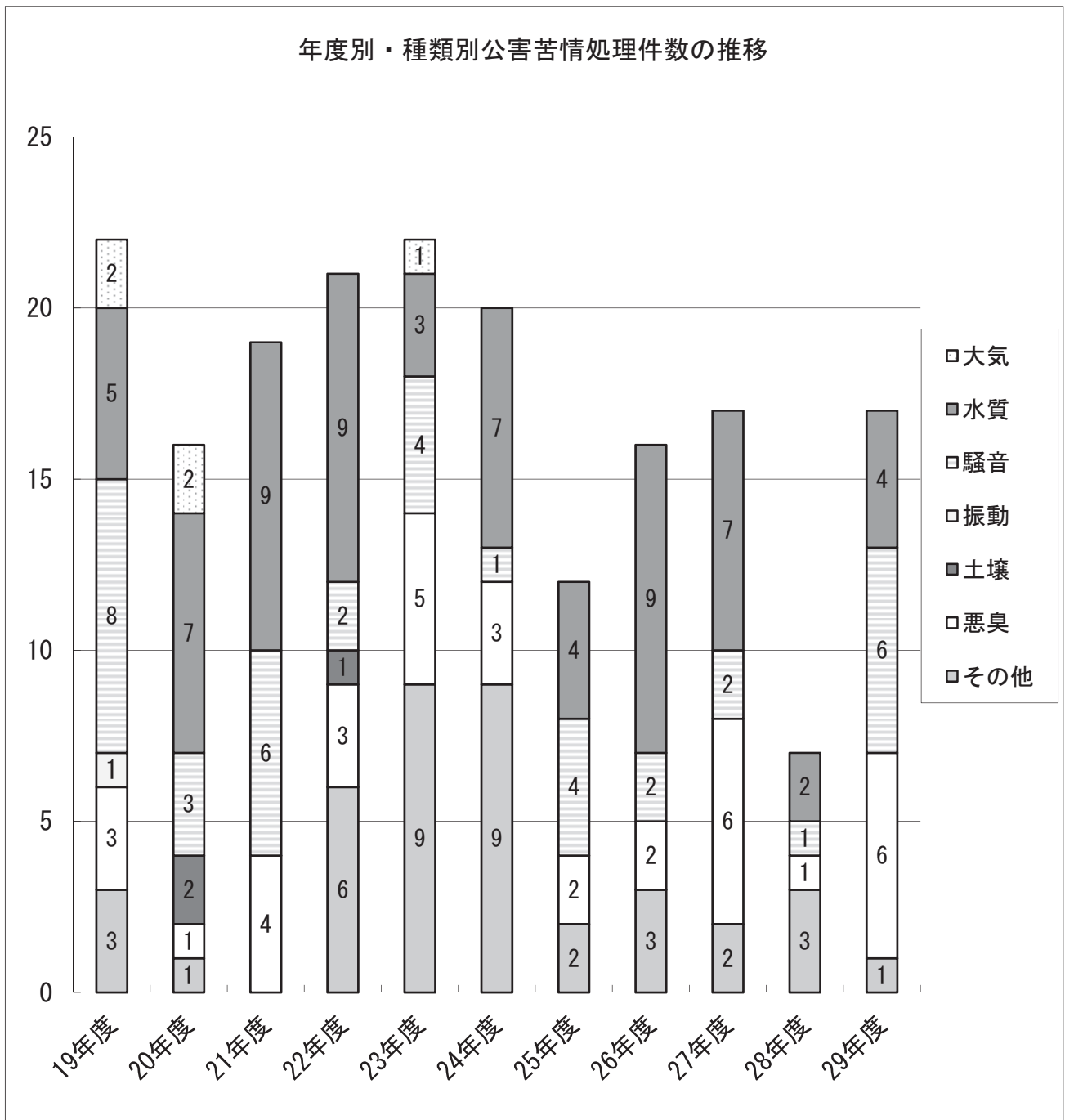
V 公害苦情

V 公害苦情

1 公害苦情の現況

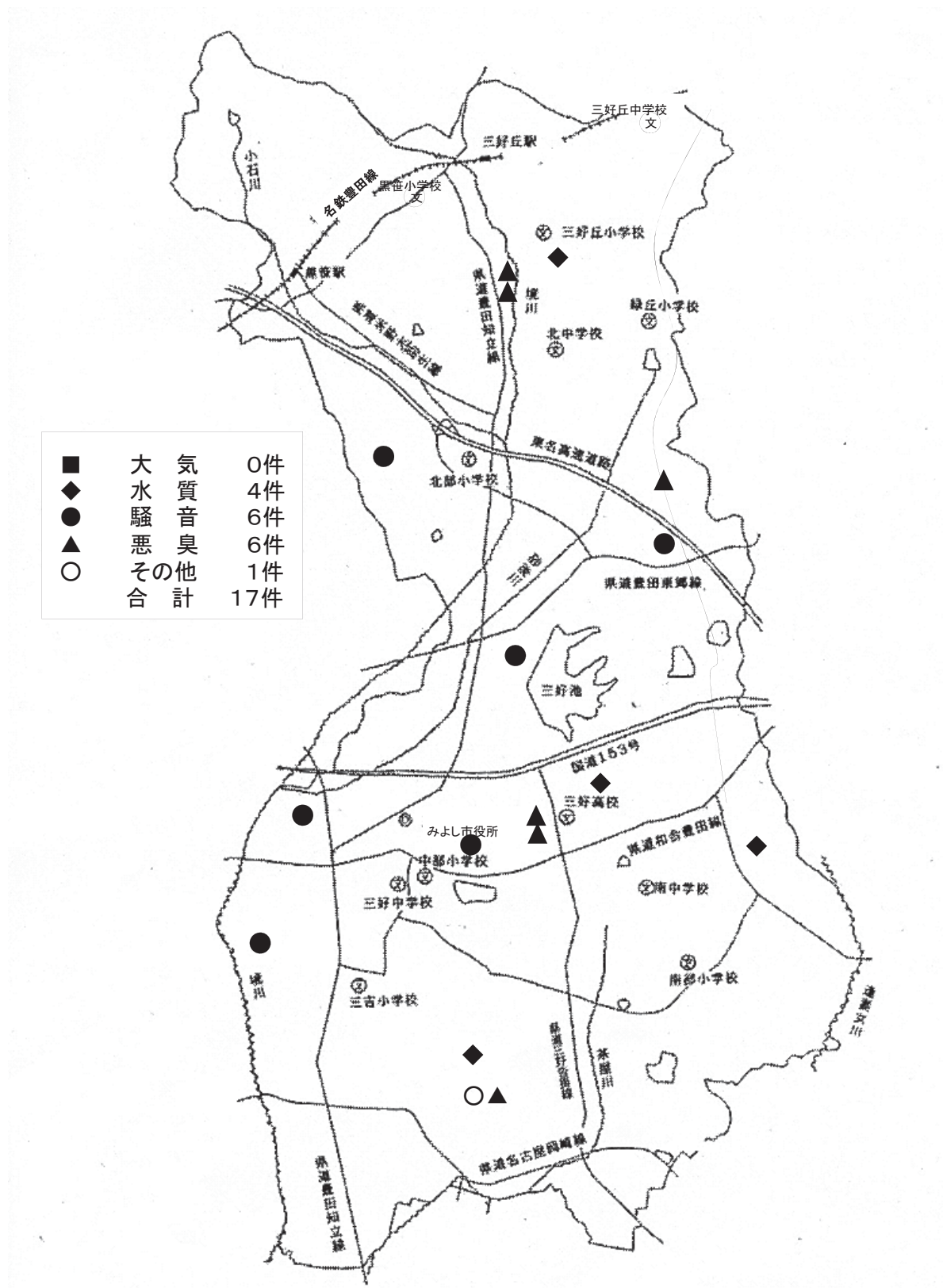
平成29年度における公害苦情処理件数は17件で、その内訳は、水質4件、騒音6件、悪臭6件、その他1件となっています。

2 年度別・種類別公害苦情処理件数



3 公害苦情発生分布

平成29年度の公害苦情の発生場所と地区別の状況は次のとおりです。



4 月別・種類別苦情受付件数の状況

平成29年度の公害苦情の月別・種類別受付件数の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

年月 種類	29 4	5	6	7	8	9	10	11	12	30 1	2	3	合計
大気汚染													0
水質汚濁	2									1	1		4
騒音	1	2	1					1	1				6
振動													0
土壌													0
悪臭		2			2	2							6
その他			1										1
合計	3	4	2	0	2	2	0	1	1	1	1	0	17

5 年度別・発生源別公害苦情件数

公害苦情の発生源別、年度別件数の推移は次のとおりです。

(単位：件)

発生源 種類 年度 合計			製造事業所							建築 土木工 事	交通 機 関	牧畜畜 産農業	家庭生 活	商店飲 食店	廃品回 収業	教育関 連	農作 業	その他	不明
			食料 品	衣服・ 繊維	木製品・ 木材	化学工 業	金属製品・ 鉄鋼	機械・ 器具	その他										
大気	27	0																	
	28	0																	
	29	0																	
水質	27	7	1				1	1			1						1		2
	28	2	1					1											
	29	4					1		1								1		1
騒音	27	2						1			1								
	28	1						1											
	29	6						3										3	
振動	27	0																	
	28	0																	
	29	0																	
土壌	27	0																	
	28	0																	
	29	0																	
悪臭	27	6				1		1	2			1		1					
	28	1																1	
	29	6					1					2						3	
その他	27	2																1	1
	28	3															2	1	
	29	1																1	

6 用途地域別公害苦情発生状況

平成29年度における公害苦情の用途地域別発生の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

用途 種類	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整地域	合計
大 気													0
水 質			1							1	1	1	4
騒 音	1						1			1		3	6
振 動													0
土 壌													0
悪 臭	2									1	1	2	6
その他											1		1
合 計	3	0	1	0	0	0	1	0	0	3	3	6	17

VI 大氣污染

VI 大気汚染

1 大気汚染の概要

大気汚染とは、大気中に様々な汚染物質があり、そのままでは人の健康や生活環境に悪影響が生じてくるとみられるような状態を言います。

その原因物質としては、工場、事業場等の固定発生源から発生するばい煙や、粉じんとして排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、自動車や航空機等の移動発生源から排出される窒素酸化物、炭化水素などがあり、これらは太陽の紫外線によって二次的汚染物質としての光化学オキシダントを生成します。これらの物質は、大気汚染防止法等により排出基準や環境基準が定められています。さらに近年では硫黄酸化物による酸性雨、二酸化炭素等による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊といった地球規模の環境問題が顕在化しており、その対策について日本はもとより世界各国で各種の取り組みがなされています。

本市におきましても降下ばいじん測定調査、自動車排気ガス測定調査を実施し汚染状況の監視や現状把握を行うことで、大気汚染防止に努めています。

また、低公害車、低燃費車の普及に向け、平成7年度から低公害車を公用車へ計画的に導入し、活用しています。

2 大気汚染調査結果

(1) 自動車排気ガス測定調査

大気汚染の中心的原因物質は、窒素酸化物、炭化水素等が考えられますが、その発生源としては、自動車等の移動発生源からの排出が大半を占めていると考えられます。

平成29年度は2地点で自動車排出ガス調査を行いました。

調査地点① みよし土地改良区事務所付近（みよし市三好町上ヶ池地内）

調査期間 平成29年9月27日～平成29年10月17日

調査地点② 北部小学校駐車場（みよし市根浦町三丁目地内）

調査期間 平成29年8月9日～平成29年8月31日

※ 調査地点②については県大気環境課の実施した測定結果を掲載しています。

<浮遊粒子状物質>

浮遊物質のうち、10ミクロン以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排気ガスなどから発生し気道や肺に沈着して人体に悪影響を与えているといわれている。

調査 地点	項目			環境基準との対比		1時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値が0.2 mg/m ³ を超えた 回数	日平均値が0.1 mg/m ³ を超えた 日数		
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(回)	(日)	(mg/m ³)	適：○ 否：×
① みよし土地改良 区事務所付近	21	504	0.014	0	0	0.056	○
② 北部小学校 駐車場	23	541	0.033	0	0	0.088	○

※環境基準：1時間値の1日平均値が、0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m³以下であること。（昭和48年環境庁告示25）

<一酸化炭素>

主な発生源は自動車排出ガスで、喫煙によっても体内に吸収される。高濃度の汚染にさらされると、頭痛、めまいなどの中毒症状を起こし死亡に至ることもある。

調査地点	項目	測定 日数	測定 時間	期間 平均 値	環境基準との対比		1 時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
					1 時間値の 1 日平 均値が 1 0 ppm を 超えた日数	1 時間値の 8 時 間平均値が 2 0 ppm を超えた回数		
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(ppm)	適：○ 否：×
① みよし土地改良 区事務所付近		21	504	0.2	0	0	0.6	○
② 北部小学校 駐車場		23	541	0.3	0	0	0.8	○

※環境基準：1 時間値の 1 日平均値が、1 0 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 2 0 ppm 以下であること。(昭和 48 年環境庁告示 25)

<二酸化窒素>

ボイラーや自動車等の燃焼過程や硝酸などの化学物質の製造過程で発生する。急性呼吸器疾患率の増加など呼吸器系統への影響がある。

調査地点	項目	測定 日数	測定 時間	期間 平均 値	環境基準との対比		1 時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
					1 時間値の 1 日平 均値が 0.06 ppm を越えた日数	1 時間値の 1 日平 均値が 0.04ppm 以 上 0.06 ppm 以下 の日数		
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	適：○ 否：×
① みよし土地改良 区事務所付近		21	504	0.014	0	0	0.039	○
② 北部小学校 駐車場		23	541	0.008	0	0	0.023	○

※環境基準：1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和 53 年環境庁告示 38)

<二酸化硫黄>

石炭や石油の燃焼時に発生し、火山ガスにも含まれる。せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。酸性雨の原因物質としても知られている。

調査地点	項目	測定 日数	測定 時間	期間 平均 値	環境基準との対比		1 時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
					1 時間値の 1 日平 均値が 0.04ppm を 超えた日数	1 時間値が 0.1 ppm を超えた回数		
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(ppm)	適：○ 否：×
① みよし土地改良 区事務所付近		21	504	0.001	0	0	0.003	○
② 北部小学校 駐車場		—	—	—	—	—	—	—

※環境基準：1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭和 48 年環境庁告示 25)

＜光化学オキシダント＞

工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受けて変質した酸化性物質の中から二酸化窒素をのぞいたもの。光化学スモッグの原因となり、高濃度では喉や鼻の粘膜への影響が知られている。

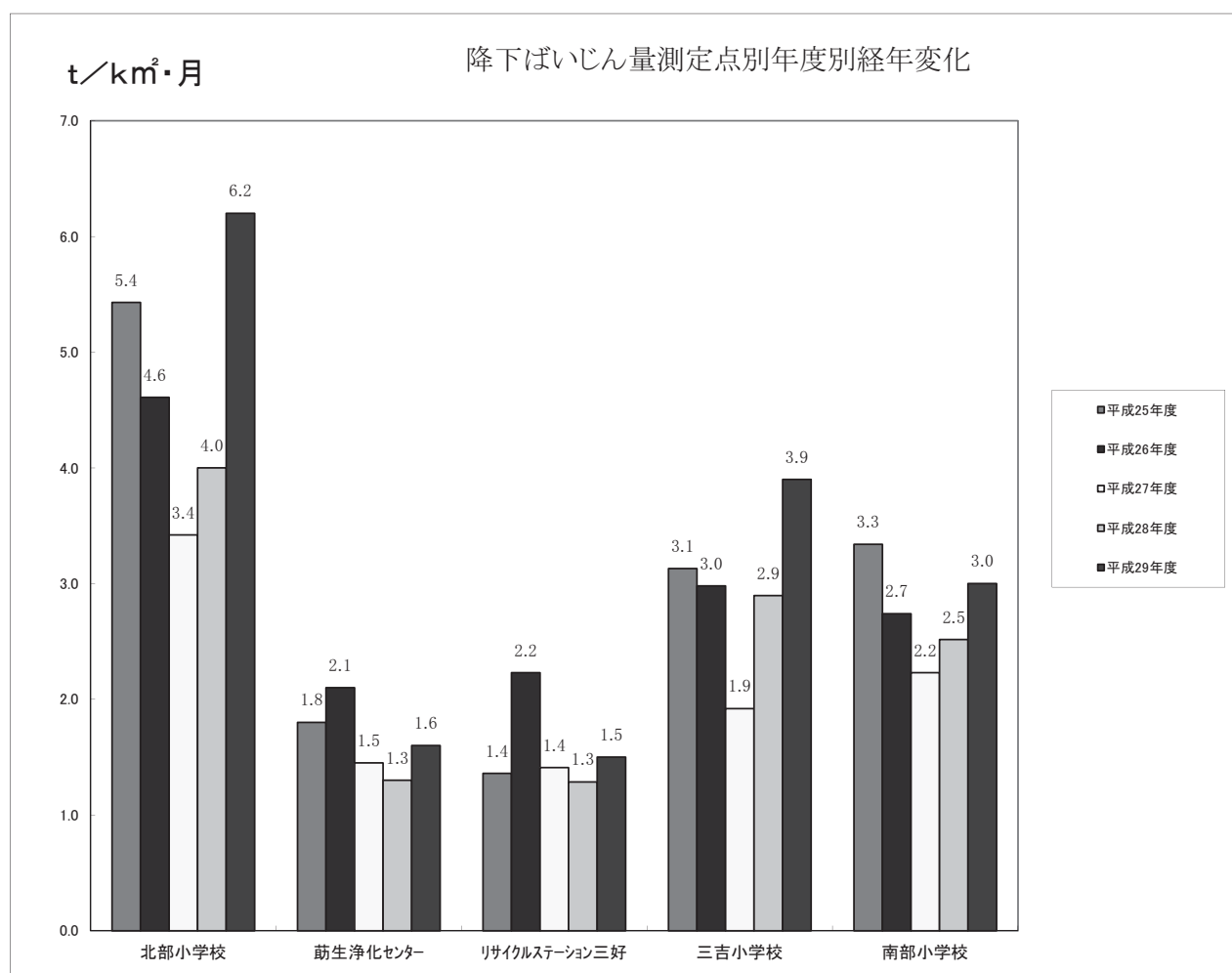
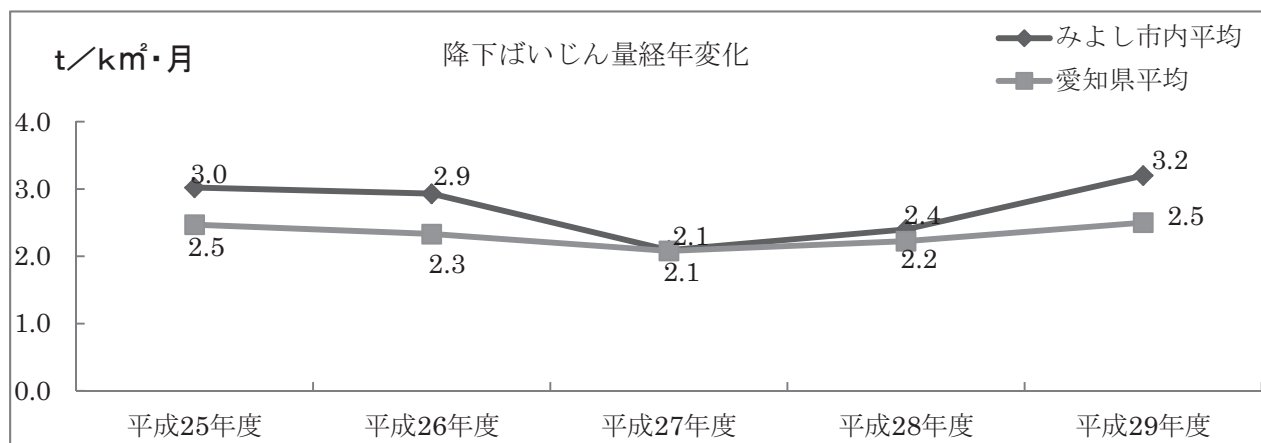
項目 調査地点	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	環境基準との対比 1 時間値が 0.06ppm を 超えた回数	1 時間 値の 最高値	環境 基準 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(ppm)	適：○ 否：×
① みよし土地改良 区事務所付近	21	504	0.022	3	0.070	×
② 北部小学校 駐車場	23	541	0.034	30	0.084	×

※環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(昭和 48 年環境庁告示 25)

(2) デポジットゲージ法による降下ばいじん調査

物の燃焼等によって生じた「すす」等が大気中で粒子状物質となったものを「ばいじん」、「粉じん」と呼びます。これらの粒子状物質のうち、その物質自体の重みや降水によって地上に落下したものを「降下ばいじん」と言います。

本市では5か所の調査地点で降下ばいじん量調査を行っています。測定値は条件（測定場所、気象等）の影響を受けるため特に基準は設定されていませんが、 $5 \text{ t} / \text{km}^2 \cdot \text{月}$ 以下が望ましいとされています。



※菟生浄化センター及びリサイクルステーション三好に関しては平成25年度までは菟生地区、東山地区にて測定。

各測定地点の平成29年度の月別変化を次の調査結果とグラフで示します。

〈降下ばいじん〉

	北部小学校	蒔生浄化センター	リサイクルセンター三好	三吉小学校	南部小学校
4 月	8.29	2.71	2.64	2.99	2.33
5 月	4.64	1.10	0.70	3.03	2.46
6 月	12.68	1.53	1.59	3.08	3.71
7 月	6.36	0.67	0.55	1.57	0.80
8 月	11.77	3.11	1.91	13.63	3.53
9 月	6.84	2.53	2.26	4.11	9.35
10 月	4.91	2.04	2.22	9.98	2.97
11 月	5.27	1.05	2.14	2.72	3.85
12 月	1.67	0.94	0.95	1.10	1.13
1 月	3.27	0.80	0.85	0.68	1.52
2 月	3.65	2.29	1.42	1.14	1.08
3 月	5.03	0.82	1.11	2.17	2.63
平 均	6.20	1.63	1.53	3.85	2.95

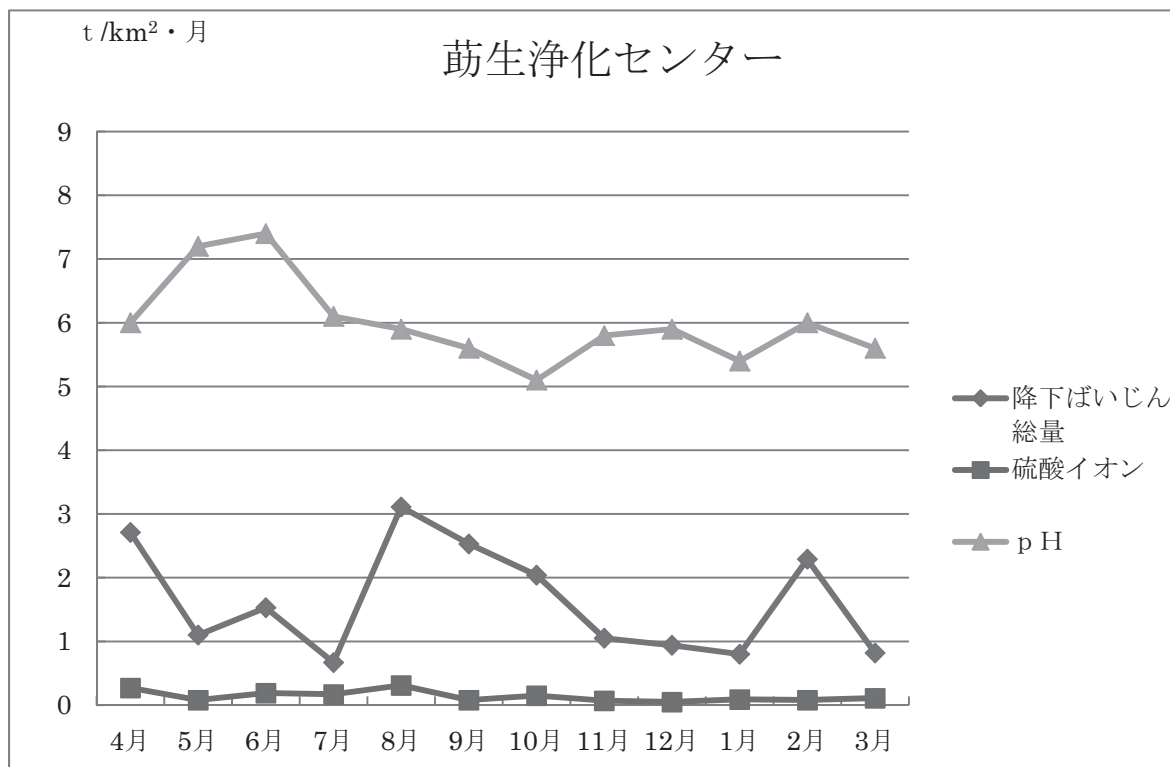
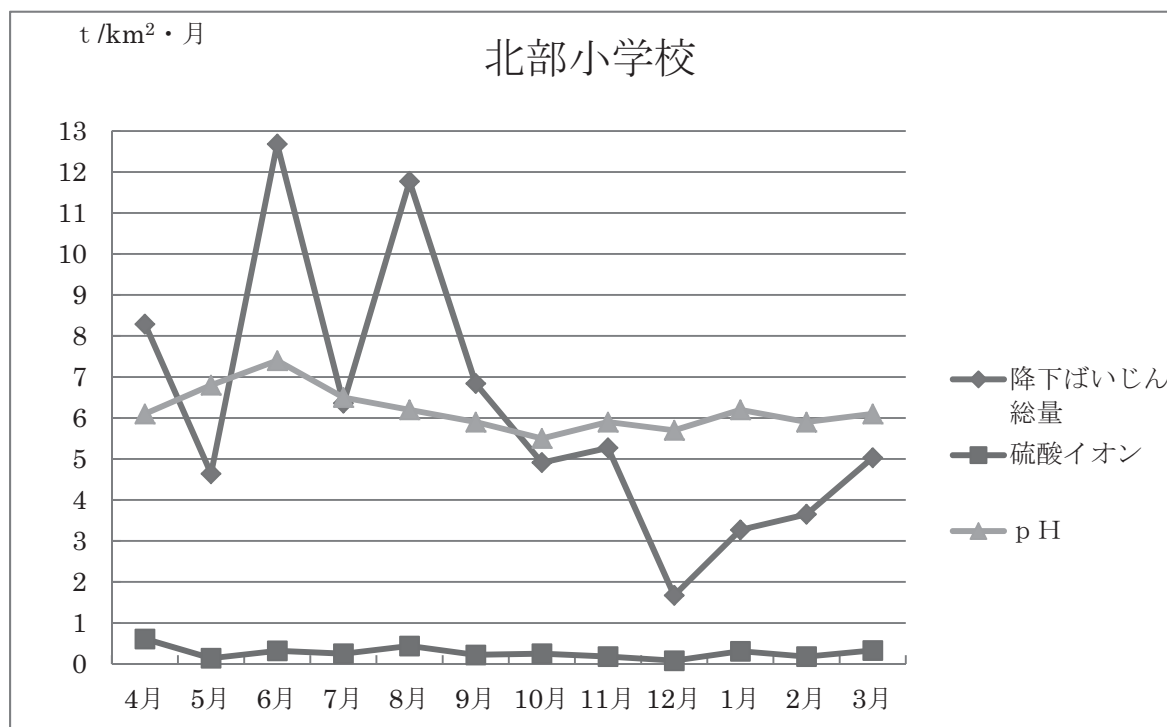
〈硫酸イオン〉

	北部小学校	蒔生浄化センター	リサイクルセンター三好	三吉小学校	南部小学校
4 月	0.61	0.27	0.25	0.23	0.21
5 月	0.14	0.08	0.07	0.09	0.06
6 月	0.32	0.19	0.15	0.24	0.13
7 月	0.25	0.17	0.17	0.14	0.14
8 月	0.44	0.31	0.26	0.27	0.25
9 月	0.22	0.08	0.07	0.09	0.04
10 月	0.25	0.15	0.16	0.14	0.15
11 月	0.18	0.07	0.07	0.05	0.06
12 月	0.08	0.05	0.05	0.04	0.05
1 月	0.31	0.09	0.09	0.07	0.11
2 月	0.18	0.08	0.06	0.05	0.06
3 月	0.33	0.11	0.1	0.09	0.1

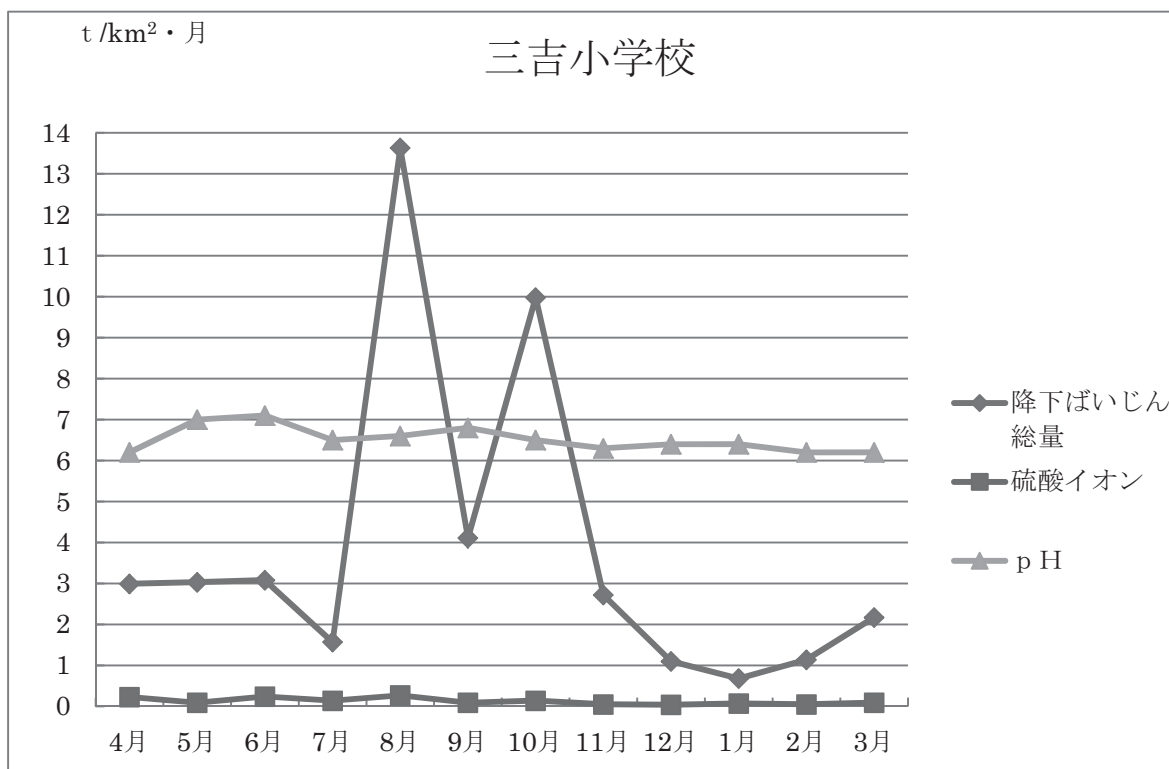
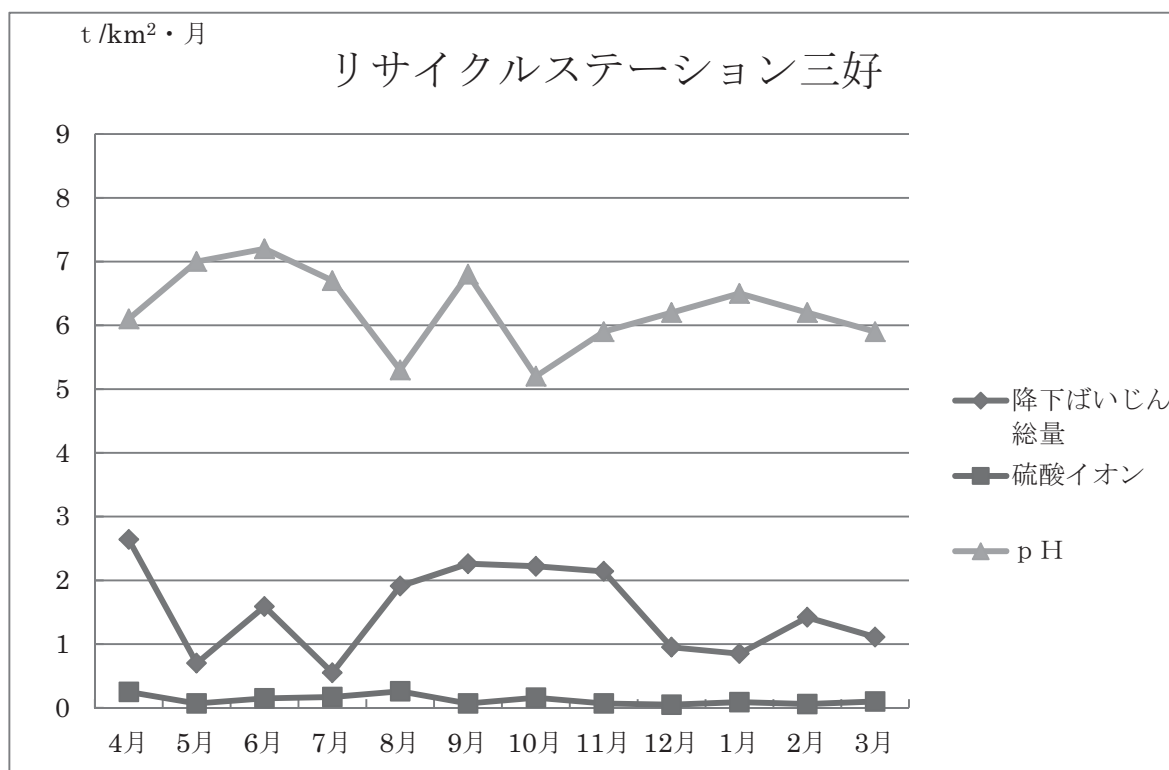
〈PH〉

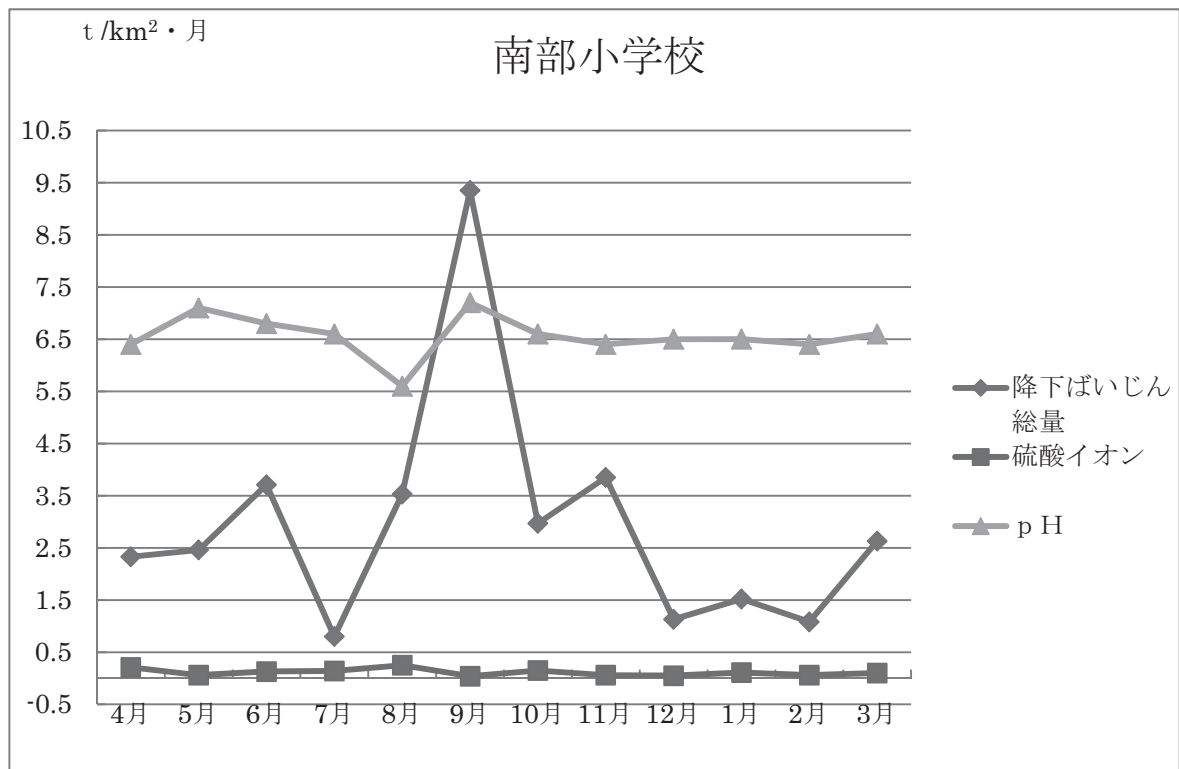
	北部小学校	蒔生浄化センター	リサイクルセンター三好	三吉小学校	南部小学校
4 月	6.1	6.0	6.1	6.2	6.4
5 月	6.8	7.2	7.0	7.0	7.1
6 月	7.4	7.4	7.2	7.1	6.8
7 月	6.5	6.1	6.7	6.5	6.6
8 月	6.2	5.9	5.3	6.6	5.6
9 月	5.9	5.6	6.8	6.8	7.2
10 月	5.5	5.1	5.2	6.5	6.6
11 月	5.9	5.8	5.9	6.3	6.4
12 月	5.7	5.9	6.2	6.4	6.5
1 月	6.2	5.4	6.5	6.4	6.5
2 月	5.9	6.0	6.2	6.2	6.4
3 月	6.1	5.6	5.9	6.2	6.6

降下ばいじん調査結果



降下ばいじん調査結果





大気測定地点図

降水ばいじん測定地点	
①	北部小学校
②	萌生浄化センター
③	リサイクルステーション三好
④	南部小学校
⑤	三吉小学校



自動車排気ガス測定地点	
①	みよし土地改良区事務所
②	北部小学校駐車場

VII 水質汚濁

VII 水質汚濁

1 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、主として工場、事業場、家庭から排出される水の中に含まれる有機物、重金属及びその他の物質が河川等に流入して人が生活するのに不都合な状態が生じることをいいます。

水の汚れは、かつて産業排水が主な原因となっていました。工場などに対する規制が強化され、排水処理対策の進んだ今日では、家庭から排出される生活排水が汚れの大きな原因となっています。

きれいな川や海を将来の子どもたちに残すためにも、私たちは周辺の河川や池、さらに排水路などにも目を向け、生活排水が汚濁の原因であることや水は無限の資源ではなく循環利用することが重要であることを十分に認識して、各家庭で身近にできることから少しずつでも水質汚濁防止に向けて努力していくことが必要です。

本市においては、河川等の水質を把握し、生活環境の保全を図るため、境川を始めとする主な河川及びため池等の水質調査、河川底質調査、生息魚類調査及び水生生物調査を実施しています。

2 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示 59）

（1）人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	評 価 基 準	項 目	評 価 基 準	項 目	評 価 基 準
カドミウム	0.003mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下

（2）生活環境の保全に関する環境基準（河川・生活環境項目）

項目 該当水域	類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
			水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
——	AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
——	A	水道 2 級 水産 1 級・水浴 及び B 以下の欄	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
境川、小石川、 茶屋川、砂後川	B	水道 3 級・ 水産 2 級及び C 以下の欄	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
——	C	水産 3 級・ 工業用水 1 級 及び D 以下の欄	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	——
逢妻女川	D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	——
——	E	工業用水 3 級 及び環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	——

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道
 - 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの
- 3 水産
 - 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水
 - 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2級：薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの
 - 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度

水質関係用語解説

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川等水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解される際に消費される酸素量をいいます。

この値が大きいほど河川が汚れているということです。

SS（浮遊物質）

水中懸濁している物質のことで、ろ過して捕集し、乾燥して重量をはかります。

DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量です。

溶存酸素量は、水温、気圧、塩分などに影響され、汚染度の高い水中では消費される酸素量が多いので溶存酸素量は少なくなります。

水中の酸素は、通常15℃で10ppm溶けると言われています。

溶存酸素量が継続的に4～5ppm以下になると魚は生息できないと言われています。

3 河川の水質状況

(1) 河川水質調査結果（健康項目）

平成29年度についても人の健康の保護に関する項目については、各調査地点とも環境基準に適合していました。調査結果は次のとおりです。

単位 mg/L

採水地点		境川		砂後川		逢妻女川	
		境川橋下流		平池地内		郡界橋下流	
採水日		H29.8.24	H30.2.19	H29.8.24	H30.2.19	H29.8.24	H30.2.19
天候		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
測定項目	全シアン	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
	カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
	鉛	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	砒素	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満

(2) 河川水質調査結果（生活環境項目）

平成29年度の各測定点の調査結果と環境基準適合状況は、次のとおりです。

実施日 4月25日 6月12日 8月24日 10月27日 12月12日 2月19日

単位 mg/L（大腸菌群数、pH 以外）

① 境川（源流付近）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	1	1.4	0.5 未満	○
SS	2.83	4	1	○
DO	7.78	10	5.2	○
pH	6.88	7	6.7	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,095	14,000	240	○
塩化物イオン	4.83	5.8	4.1	
全窒素	0.91	1.6	0.43	
全リン	0.06	0.14	0.002	

② 小石川（落合橋下流）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	1.32	2.4	0.6	○
SS	2.33	3	1	○
DO	10.23	13	7.9	○
pH	7.48	7.7	7.4	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,750	13,000	49	○
塩化物イオン	8.97	21	5.7	
全窒素	1.78	2.5	1.2	
全リン	0.11	0.2	0.028	

※大腸菌群数の平均値は中央値を採用

③境川（打上流）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	1.07	1.6	0.6	○
SS	3.33	6	1	○
DO	11.47	15	9	○
pH	7.57	7.8	7.4	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	7,900	17,000	790	×
塩化物イオン	11.50	23	6.8	
全窒素	2.10	2.8	1.2	
全リン	0.13	0.18	0.066	

④境川（西一色地内）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	1.7	2.7	1	○
SS	6.33	15	4	○
DO	10.67	13	8.9	○
pH	7.75	7.9	7.5	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,650	13,000	1,300	○
塩化物イオン	13.18	23	7.1	
全窒素	2.10	3.1	1.4	
全リン	0.14	0.19	0.092	

⑤境川（境川橋下流）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	1.38	2.4	0.9	○
SS	6.50	16	3	○
DO	11.22	15	9.3	○
pH	7.9	8.2	7.5	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,045	7,000	170	○
塩化物イオン	10.63	16	7.9	
全窒素	1.93	2.7	1.4	
全リン	0.13	0.17	0.1	

⑥砂後川（平池地内）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	3.3	5.8	1.8	×
SS	22.33	75	6	○
DO	9.17	11	7.4	○
pH	7.65	7.9	7.5	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	9,450	17,000	1,700	×
塩化物イオン	10.42	24	3.7	
全窒素	2.42	3.2	1.4	
全リン	0.18	0.31	0.1	

⑦逢妻女川（郡界橋下流）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	3.08	6.6	1.2	○
SS	22.83	110	3	×
DO	11.13	14	9.3	○
pH	8.13	9.1	7.8	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,900	24,000	330	
塩化物イオン	21.17	41	14	
全窒素	3.45	6	1.9	
全リン	0.22	0.46	0.12	

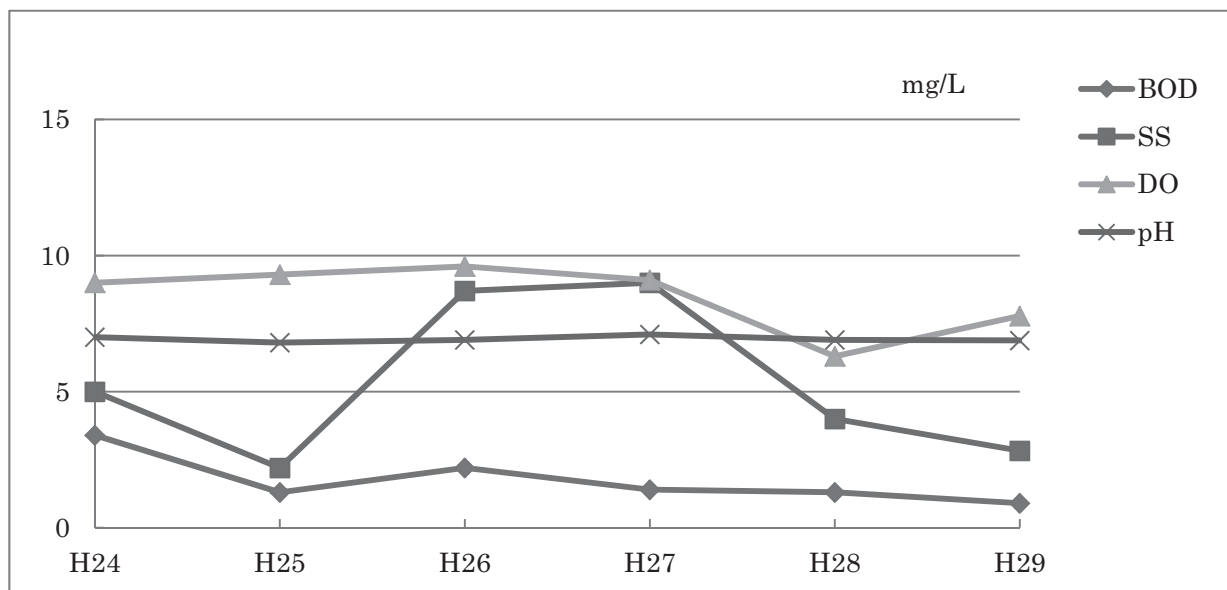
⑧茶屋川（明知地内）

項目	平均値	最高値	最低値	適合状況
BOD	1.55	2.4	1	○
SS	2.17	5	1	○
DO	9.77	12	7.3	○
pH	7.53	8.0	7.1	○
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,150	79,000	490	○
塩化物イオン	16	21	10	
全窒素	4.70	6.4	2.8	
全リン	0.22	0.44	0.15	

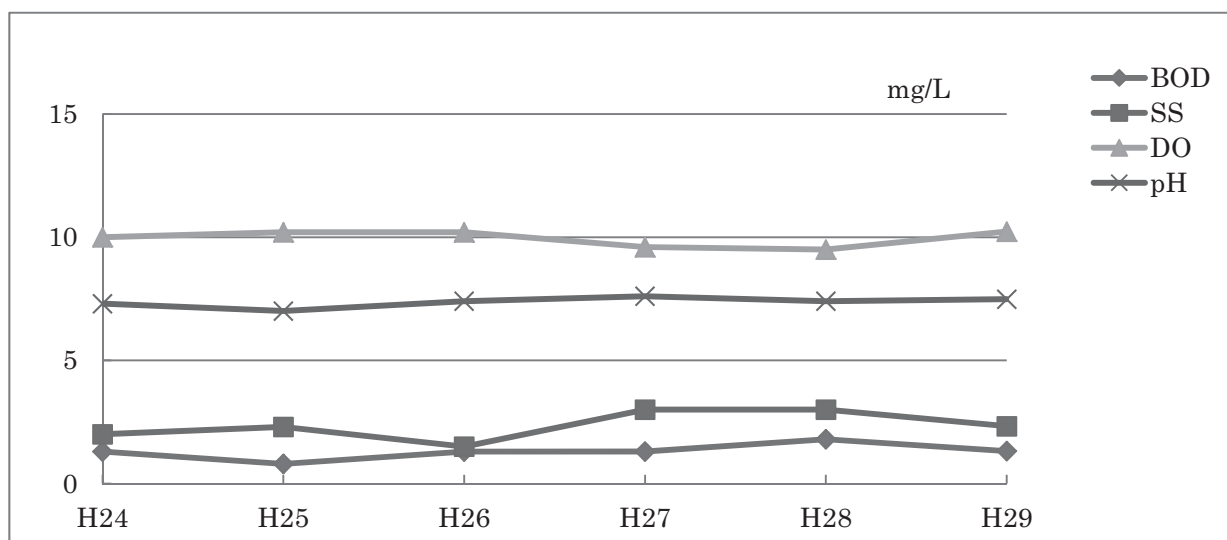
※大腸菌群数の平均値は中央値を採用

(3) 各調査地点の水質の経年変化

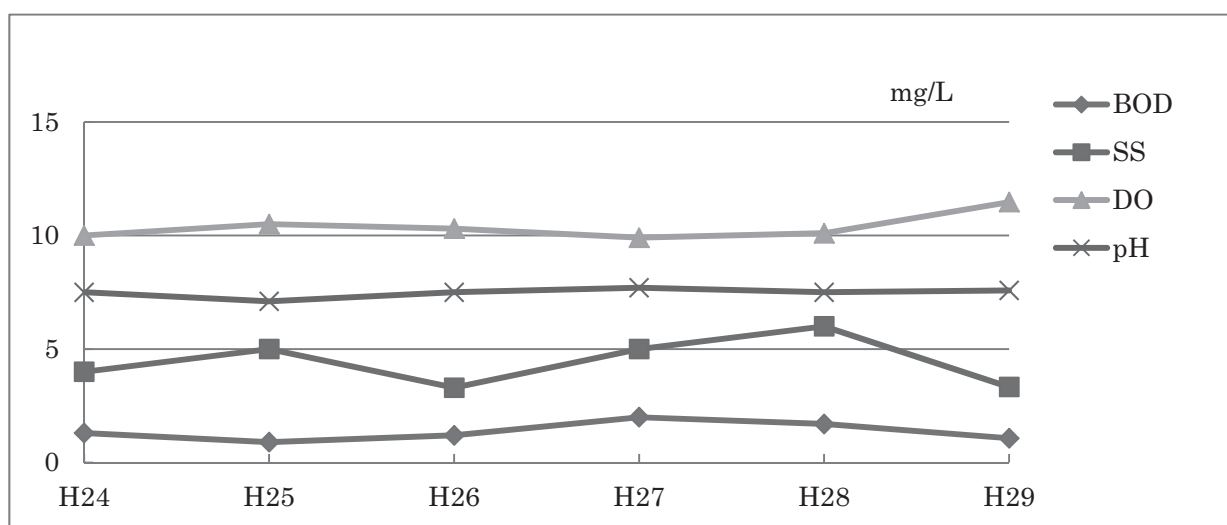
①境川（源流付近）



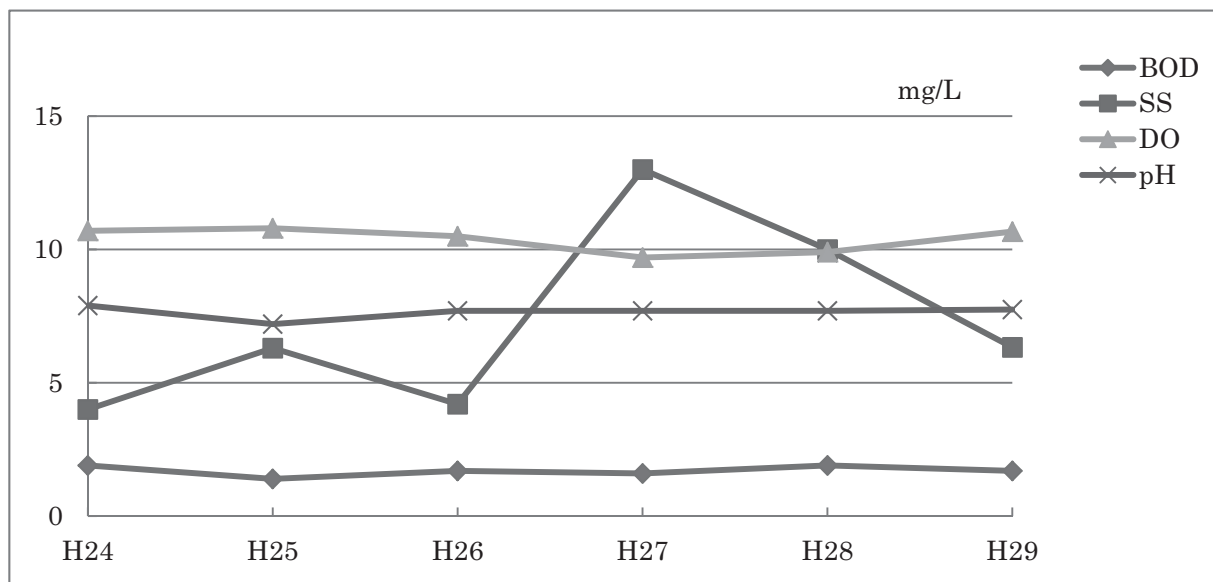
②小石川（落合橋下流）



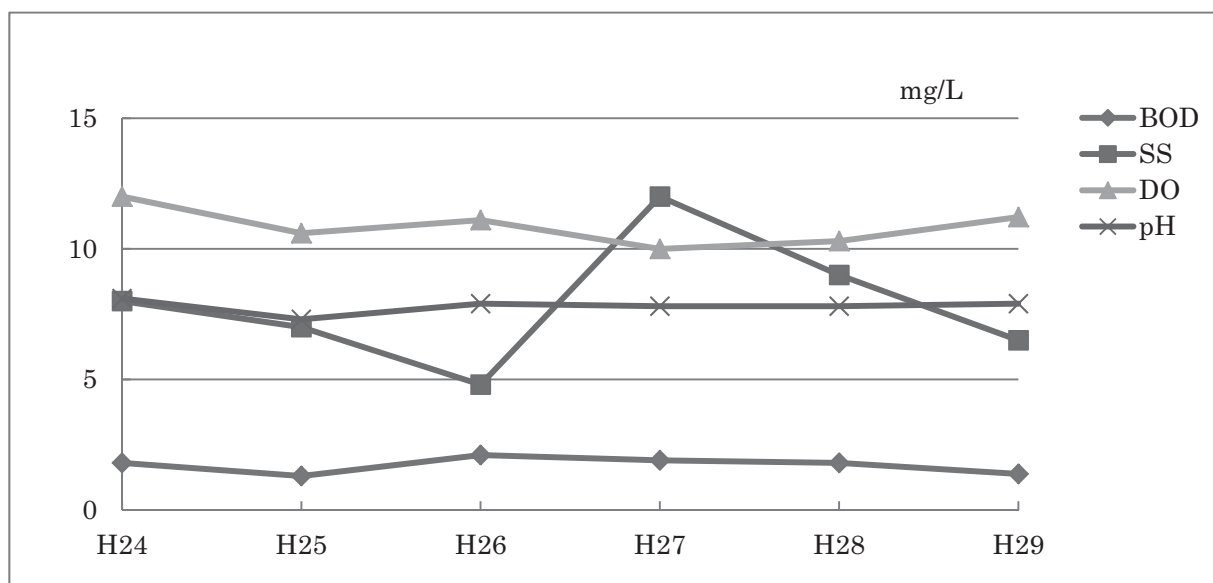
③境川（打上流）



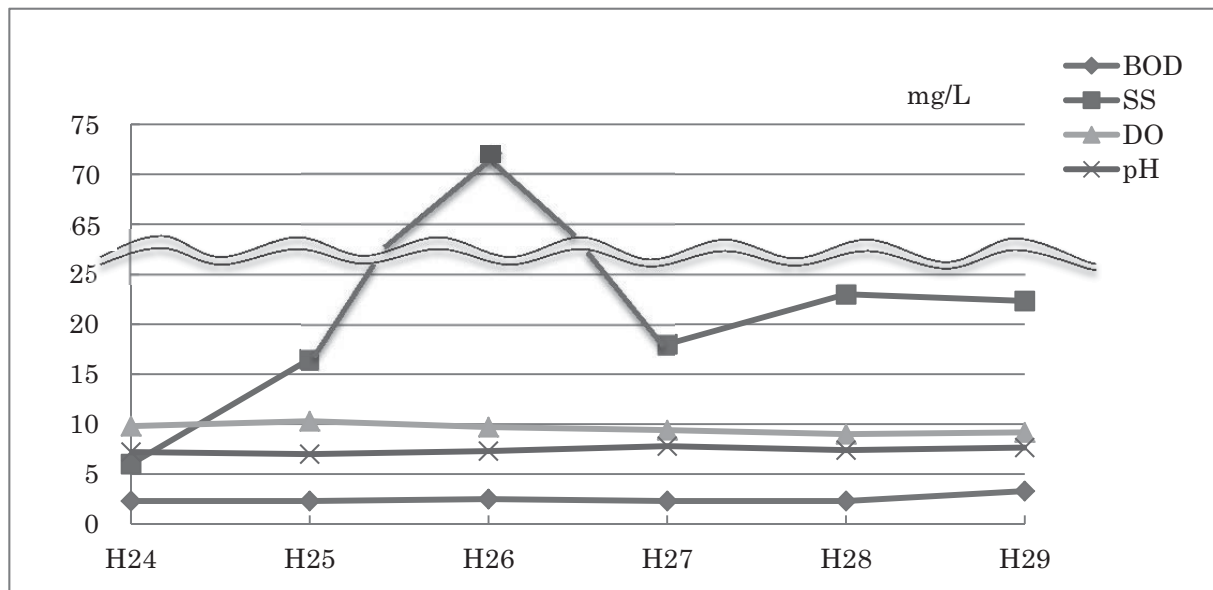
④境川（西一色地内）



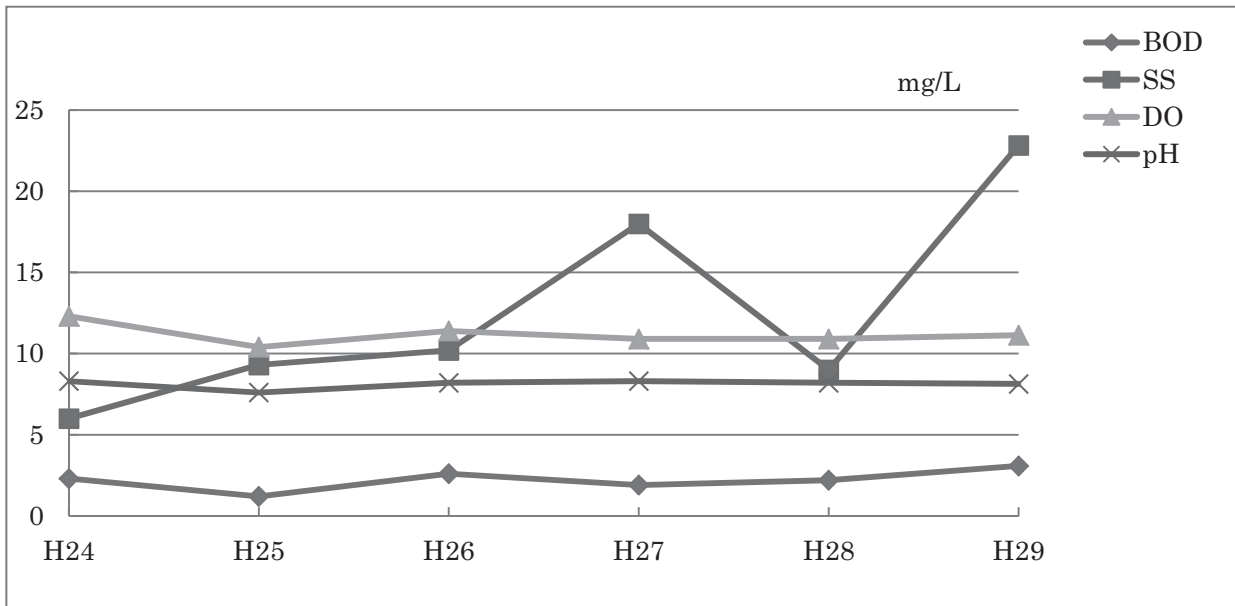
⑤境川（境川橋下流）



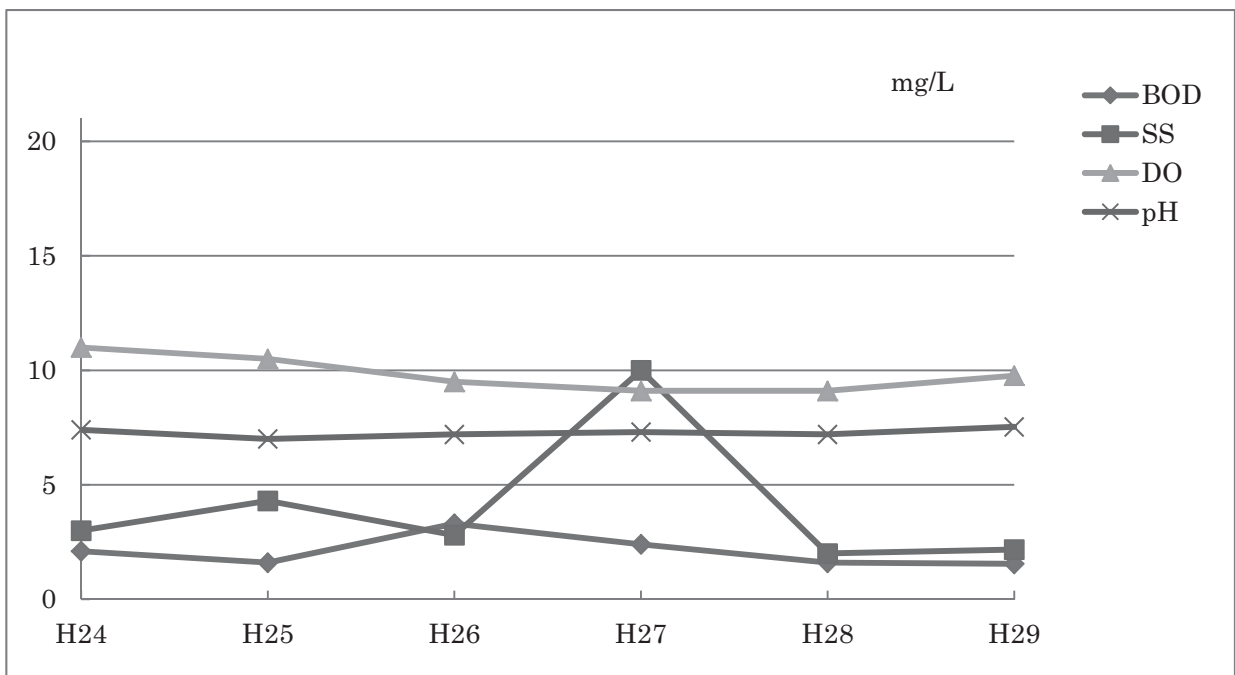
⑥砂後川（平池地内）



⑦逢妻女川（郡界橋下流）



⑧茶屋川（明知地内）



(4) 河川の底質調査

平成29年度における河川底質調査は、小石川、境川上流、境川中流、境川下流、砂後川、茶屋川、逢妻女川の各1地点合計7地点で実施しました。調査結果は次のとおりです。

ア 河川底質調査結果（調査日 平成29年10月27日）

単位：ppm

調査地点 調査項目	小石川	境川上流	境川中流	境川下流	砂後川	茶屋川	逢妻女川
総水銀	0.01	0.03	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01 未満
カドミウム	0.07	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.11	0.06	0.05 未満
鉛	3	2	4	1	4	9	1
六価クロム	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満
砒素	1.4	2.0	1.1	0.5	2.1	1.8	0.6
全シアン	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満

イ 河川底質調査結果のまとめ

本年度の調査結果では、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアンについて、低いレベルで安定していました。

また、河川の底土に含有する有害物質検出量は土壌汚染が懸念されるような結果ではありませんでした。

(5) 水生生物調査

水生生物調査は、河川に住む「肉眼で見ることのできる大きさ」の様々な生物（指標生物）を調べ、その結果から河川の水質（汚れの程度）を知ろうとするものです。

この調査を行う河川は、水深が 30cm 前後で流れが速く（流速 30～40cm／秒くらい）、川底にこぶし大から頭大の石が多い場所に調査地点がとれるような河川が適当で、岸から少し離れた所で調査を行うのが原則です。

本市では境川上流、境川中流、茶屋川の 3 地点で調査を実施しています。

水質階級（水の汚れの程度）と指標生物の生息範囲は次のとおりです。

※平成 25 年度に水質階級と指標生物が変更されました。

	水 質 階 級			
	I きれいな水	II ややきれいな水	III きたない水	IV とてもきたない水
指標生物	1. アミカ類 2. ナミウズムシ 3. カワゲラ類 4. サワガニ 5. ナガレトビケラ類 6. ヒラタカゲロウ類 7. ブユ類 8. ヘビトンボ 9. ヤマトビケラ類 10. ヨコエビ類	1. イシマキガイ 2. オオシマトビケラ 3. カワニナ類 4. ゲンジボタル 5. コオニヤンマ 6. コガタシマトビケラ類 7. ヒラタドロムシ類 8. ヤマトシジミ	1. イソコツブムシ類 2. タニシ類 3. ニホンドロソコエビ 4. シマイシビル 5. ミズカマキリ 6. ミズムシ	1. アメリカザリガニ 2. エラミミズ 3. サカマキガイ 4. ユスリカ類 5. チョウバエ

水生生物調査結果

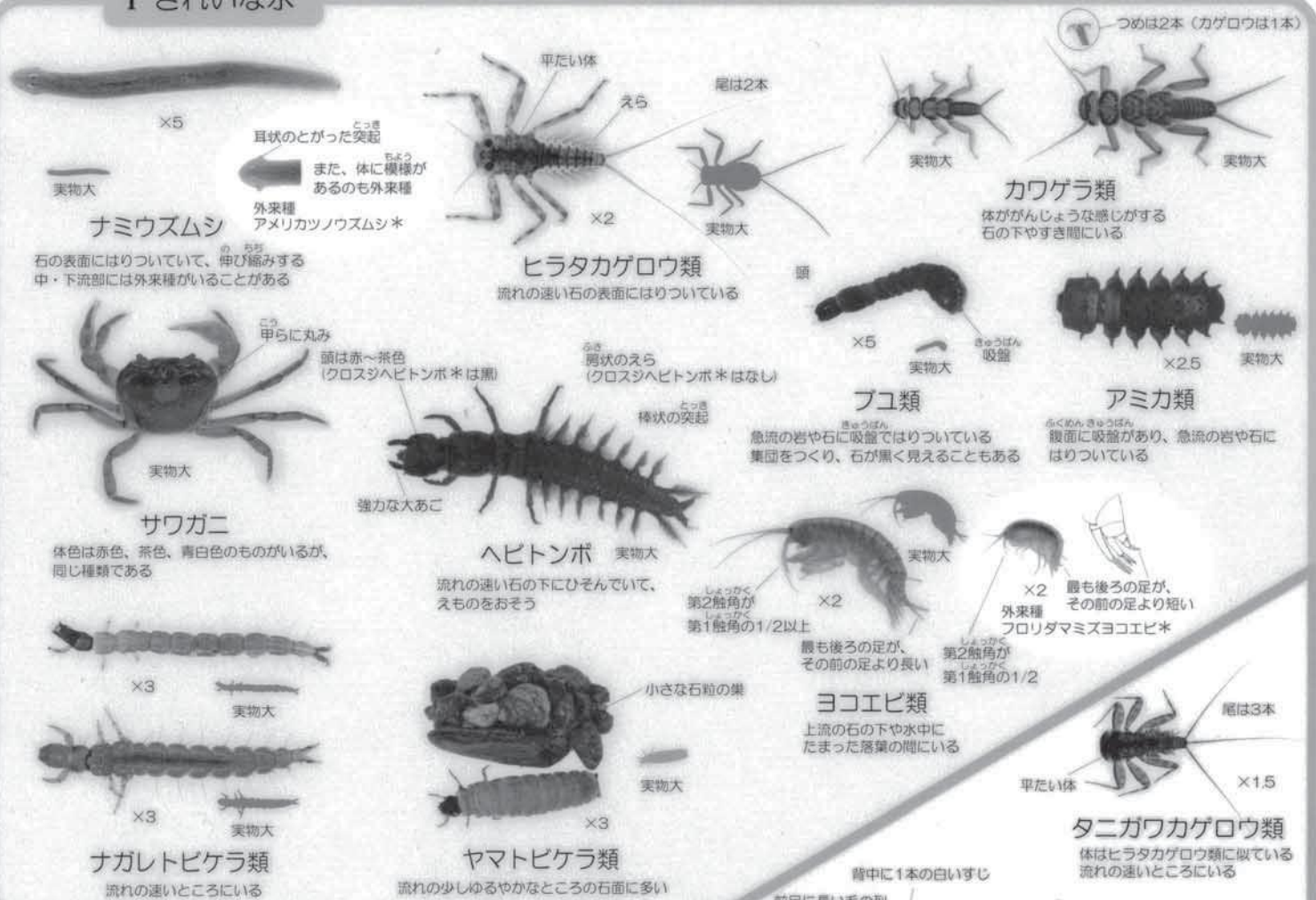
平成29年度水生生物調査の結果は次のとおりでした。

調査場所名		境川上流部				境川下流部				茶屋川			
年 月 日 時 刻 天 気 水 温 川 幅 生物を採取した場所 生物採取場所の水深 流れの速さ 川底の状態 水の濁り、におい、その他 魚、水草、鳥、その他の生物		平成 29 年 7 月 26 日 午後 2 時 晴れ 2 8 . 0℃ 6 m 川原橋上流 3 0 cm 普通 こぶし位の石が多い 少し濁っている タイワンシジミ等				平成 29 年 7 月 27 日 午後 2 時 くもり 2 6 . 0℃ 1 5 m 通学橋上流 3 0 cm 速い 砂と泥 少し濁っている カワムツ等				平成 29 年 7 月 28 日 午後 2 時 晴れ 2 5 . 0℃ 4 m 明知町丸山地内 3 0 cm 普通 砂と泥 少し濁っている ドジョウ等			
水 質		指 標 生 物											
見つかった指標生物の欄に○印、数が多かった上位から 2 種類（最大 3 種類）に●印をつける。													
きれいな水	水質階級Ⅰ	1. アミカ類 2. ナミウズムシ 3. カワゲラ類 4. サワガニ 5. ナガレトビケラ類 6. ヒラタカゲロウ類 7. ブユ類 8. ヘビトンボ 9. ヤマトビケラ類 10. ヨコエビ類											
		1. イシマキガイ 2. オオシマトビケラ 3. カワニナ類 4. ゲンジボタル 5. コオニヤンマ 6. コガタシマトビケラ類 7. ヒラタドロムシ類 8. ヤマトシジミ				○				○			
		1. イソコツブムシ 2. タニシ類 3. ニホンドロソコエビ 4. シマイシビル 5. ミズカマキリ 6. ミズムシ				● ○				● ○			
		1. アメリカザリガニ 2. エラミミズ 3. サカマキガイ 4. ユスリカ類 5. チョウバエ				● ○				● ○			
水質階級の判定	水質階級												
	1. ○印と●印の個数												
	2. ●印の個数												
	3. 合計 (1. 欄+2. 欄)												
	水質階級												

川の生きものを調べよう

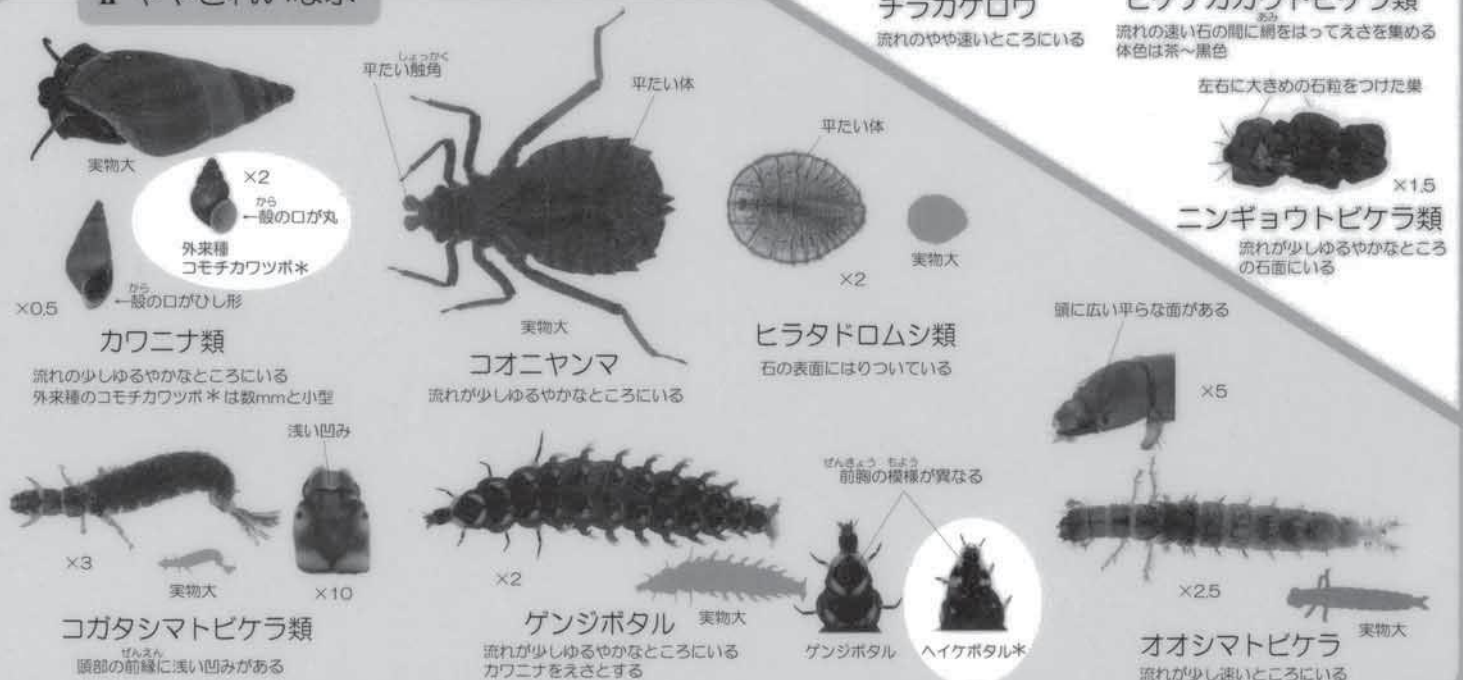
水生生物による水質判定

I きれいな水



I、II両方でみられる水生生物（指標種ではない）

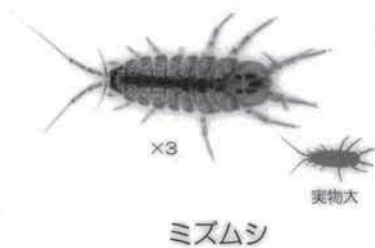
II ややきれいな水



*のついている生物はよく似ていますが指標種（水質判定に使う水生生物）ではありません。

平成23年度版

Ⅲ きたない水



ミズムシ

落葉のあるところではきれいな水にもいる



実物大

シマイシビル

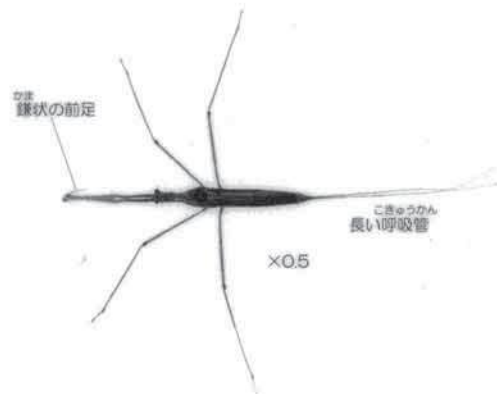
たてしほもよう
背中に縦縞模様がある
伸びたり縮んだりする
尾の先に吸盤がある



実物大

タニシ類

流れのゆるやかなところにいる



ミズカマキリ

川では川岸の草の中などにいる

Ⅳ とてもきたない水



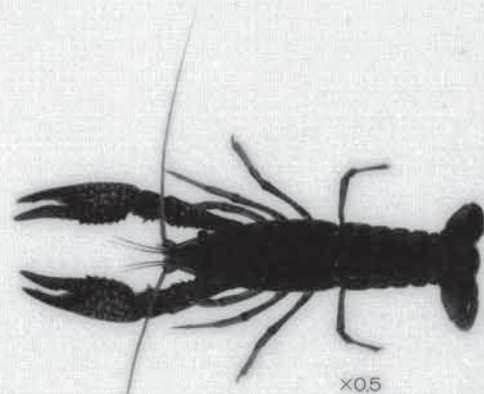
エラミミス

ひら
尾部にえらがある
流れのゆるやかなところにいる



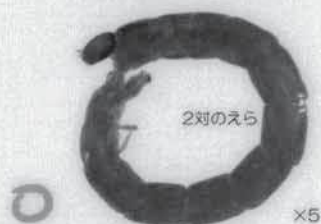
サカマキガイ

まきがい
多くの巻貝と違い、左巻き
流れのゆるやかなところにいる



アメリカザリガニ

げんごん
北アメリカ原産の外来種
流れのゆるやかなところにいる



ユスリカ類

らくの
腹部に2対(4本)または1対(2本)のひも状のえらがある
瀬でみられる赤いユスリカはセスジユスリカやハイロユスリカが多い

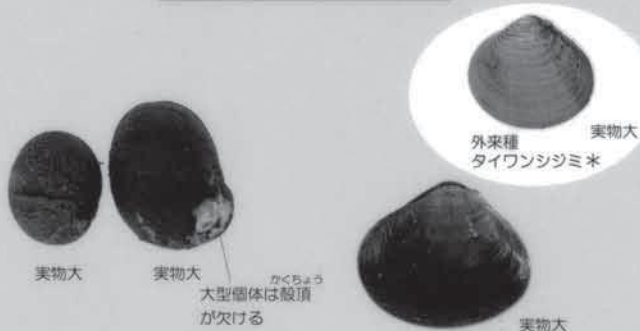


チョウバエ類

ひら、あぐらはいめん
尾部、腹部背面にかたい部分(キチン板)がある

汽水域(海水が混じっているところ)

Ⅱ ややきれいな水



イシマキガイ

ごがん
石や崖にはりついている
たんすい
淡水域にいることもある



ヤマトシジミ

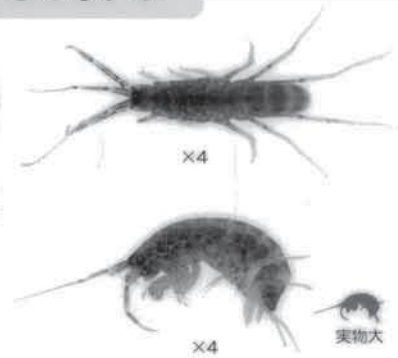
砂や泥の中にいる
たんすい
淡水域にはマシジミや外来種の
タイワンシジミ*がいる

Ⅲ きたない水



イソコツブムシ類

石の下にいる
さわると丸くなる



ニホンドロソコエビ

泥の上や中にいる
たんすい
河川の上・中流部にも淡水性のヨコエビ類がいる

*のついている生物はよく似ていますが指標種(水質判定に使う水生生物)ではありません。

4 ため池の水質状況

(1) ため池水質調査結果

平成29年度は夏季（平成29年8月24日）、冬季（平成30年2月20日）に各ため池の調査を行いました。調査結果は次のとおりです。

※ みよし市のため池は環境基準で示す湖沼に該当しないため、調査結果のみ表記しています。

単位 mg/L（大腸菌群数、pH 以外）

① 大坂池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	0.95	1.1	0.8
COD	3.45	4.8	2.1
SS	2	3	1
DO	8.2	5.4	11
pH	7.15	7.2	7.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,535	4,900	170
塩化物イオン	3.3	2.6	4.0
全窒素	0.275	0.37	0.18
全リン	0.014	0.024	0.004
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

② 新 池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	5.55	3.0	8.1
COD	7.15	5.4	8.9
SS	7	5	9
DO	9.3	6.6	12
pH	7.45	7.2	7.7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,211.5	2,400	23
塩化物イオン	5.55	3.2	7.9
全窒素	0.7	0.47	0.93
全リン	0.0445	0.040	0.049
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01
亜鉛	0.02	0.01	0.03
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

③ 四ツ池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	1.45	1.1	1.8
COD	3	2.2	3.8
SS	2.5	2	3
DO	10	9.0	11
pH	7.3	7.4	7.2
大腸菌群数 (MPN/100mL)	71.5	110	33
塩化物イオン	3.8	2.6	5.0
全窒素	0.42	0.38	0.46
全リン	0.015	0.020	0.010
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

④ 三好池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	2.8	1.2	4.4
COD	4.7	4.1	5.3
SS	2	1	3
DO	11	10	12
pH	7.8	8.4	7.2
大腸菌群数 (MPN/100mL)	66	130	2
塩化物イオン	3.1	3.1	3.1
全窒素	0.325	0.16	0.49
全リン	0.0125	0.016	0.009
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑤二 池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	6.05	5.2	6.9
COD	7.3	6.2	8.4
SS	8.5	5	12
DO	10.9	9.8	12
pH	7.3	7.3	7.3
大腸菌群数 (MPN/100mL)	661.5	1300	23
塩化物イオン	3.7	3.6	3.8
全窒素	0.95	0.94	0.96
全リン	0.115	0.14	0.090
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑦保田ヶ池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	2.1	1.1	3.1
COD	4.8	2.9	6.7
SS	40.5	4	77
DO	10.45	8.9	12
pH	7.6	7.7	7.5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	220	330	110
塩化物イオン	4.45	2.6	6.3
全窒素	1.015	0.33	1.7
全リン	0.0375	0.020	0.055
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01
亜鉛	0.02 未満	0.01 未満	0.03
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑨清水池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	4.7	2.6	6.8
COD	6.15	5.4	6.9
SS	6.5	4	9
DO	9.3	8.6	10
pH	7.15	7.2	7.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1200.9 未満	2400	1.8 未満
塩化物イオン	4.8	4.0	5.6
全窒素	4.4	2.3	6.5
全リン	0.038	0.032	0.044
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑥百々池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	2.65	1.7	3.6
COD	5.15	4.8	5.5
SS	6.5	5	8
DO	12	12	12
pH	8.4	9.3	7.5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	23	23	23
塩化物イオン	3.55	2.7	4.4
全窒素	0.82	0.64	1.0
全リン	0.074	0.1	0.048
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑧多羅釜池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	1.8	1.6	2.0
COD	3.85	4.2	3.5
SS	3.5	3	4
DO	9.9	8.8	11
pH	7.25	7.4	7.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	176.5	330	23
塩化物イオン	3.95	2.6	5.3
全窒素	0.495	0.24	0.75
全リン	0.016	0.024	0.008
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑩細口池

項目	平均値	夏季	冬季
BOD	2.15	1.6	2.7
COD	4.3	4.3	4.3
SS	15	11	19
DO	10.4	8.8	12
pH	7.25	7.6	6.9
大腸菌群数 (MPN/100mL)	56	110	2
塩化物イオン	3.9	3.4	4.4
全窒素	1.95	1.4	2.5
全リン	0.079	0.072	0.086
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01	0.01	0.01
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑪松葉池

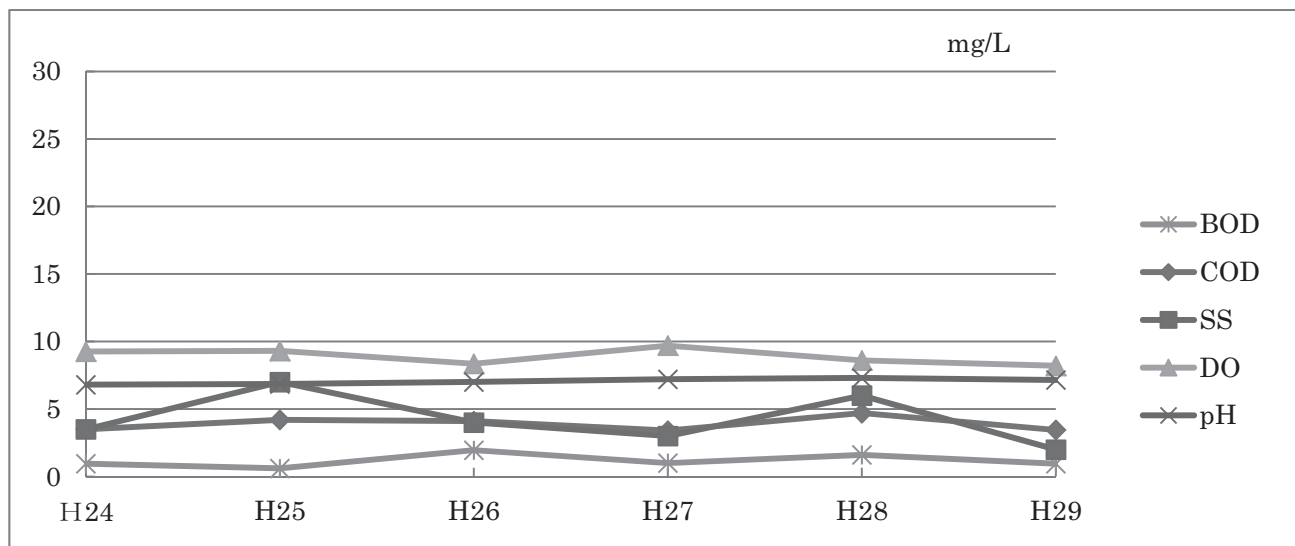
項目	平均値	夏季	冬季
BOD	2.05	2.6	1.5
COD	3.7	4.8	2.6
SS	10.5	12	9
DO	11.5	10	13
pH	7.55	7.8	7.3
大腸菌群数 (MPN/100mL)	204.5	330	79
塩化物イオン	3.5	2.4	4.6
全窒素	0.61	0.5	0.72
全リン	0.0355	0.04	0.031
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01	0.01 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

⑫大 池

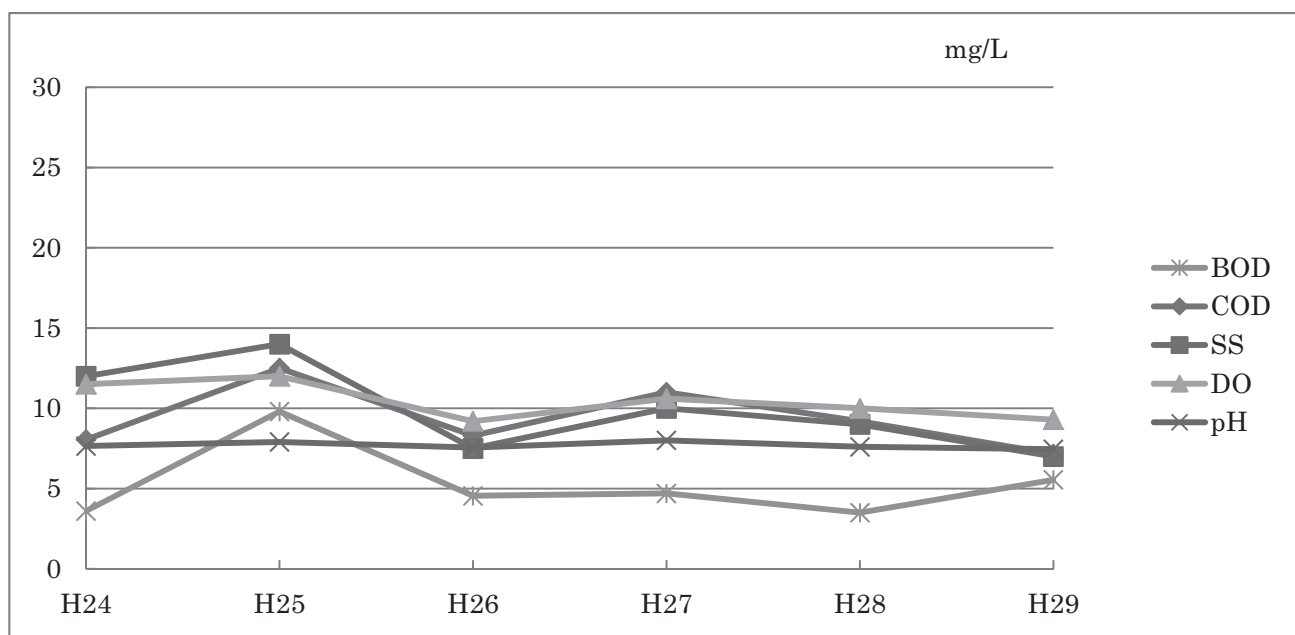
項目	平均値	夏季	冬季
BOD	7.85	4.7	11
COD	10	10	10
SS	38	32	44
DO	14	17	11
pH	9.15	9.2	9.1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	33	33	33
塩化物イオン	9.05	7.1	11
全窒素	2.0	2.5	1.5
全リン	0.225	0.31	0.14
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01
亜鉛	0.02	0.01	0.03
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満

(2) 各調査地点の水質の経年変化

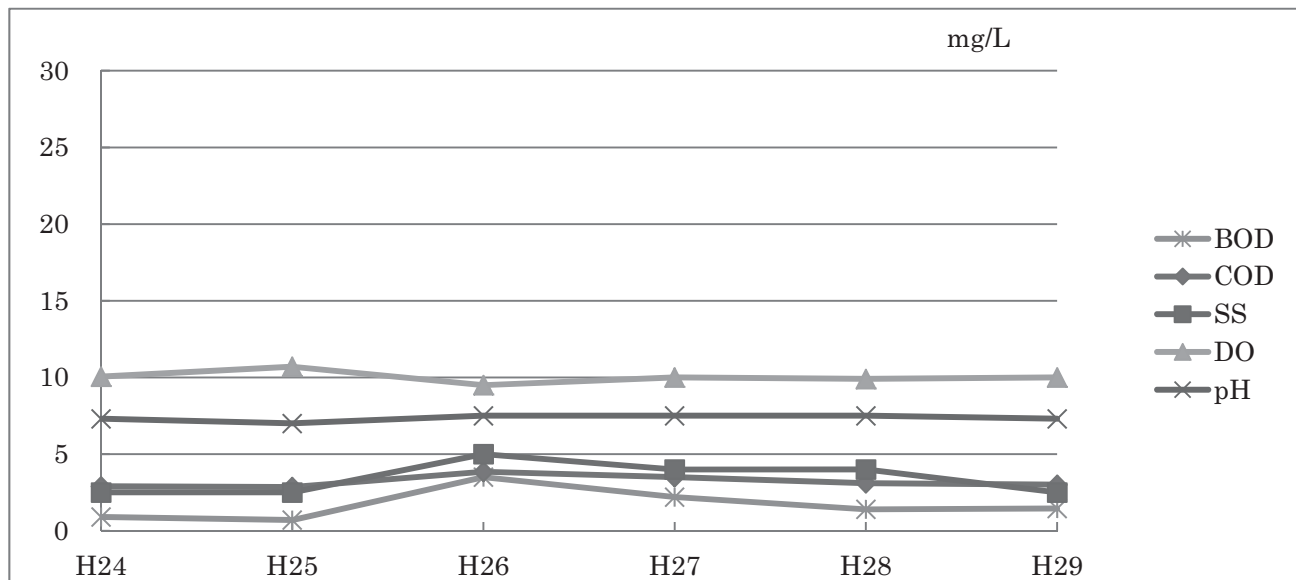
①大坂池



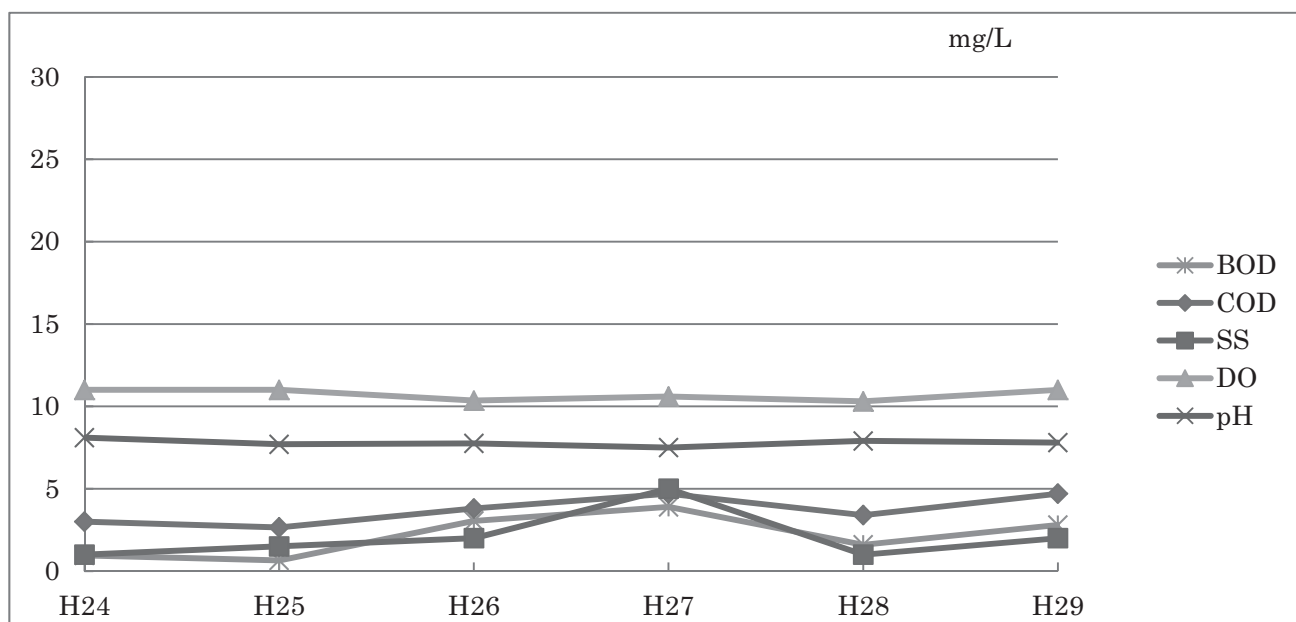
②新池



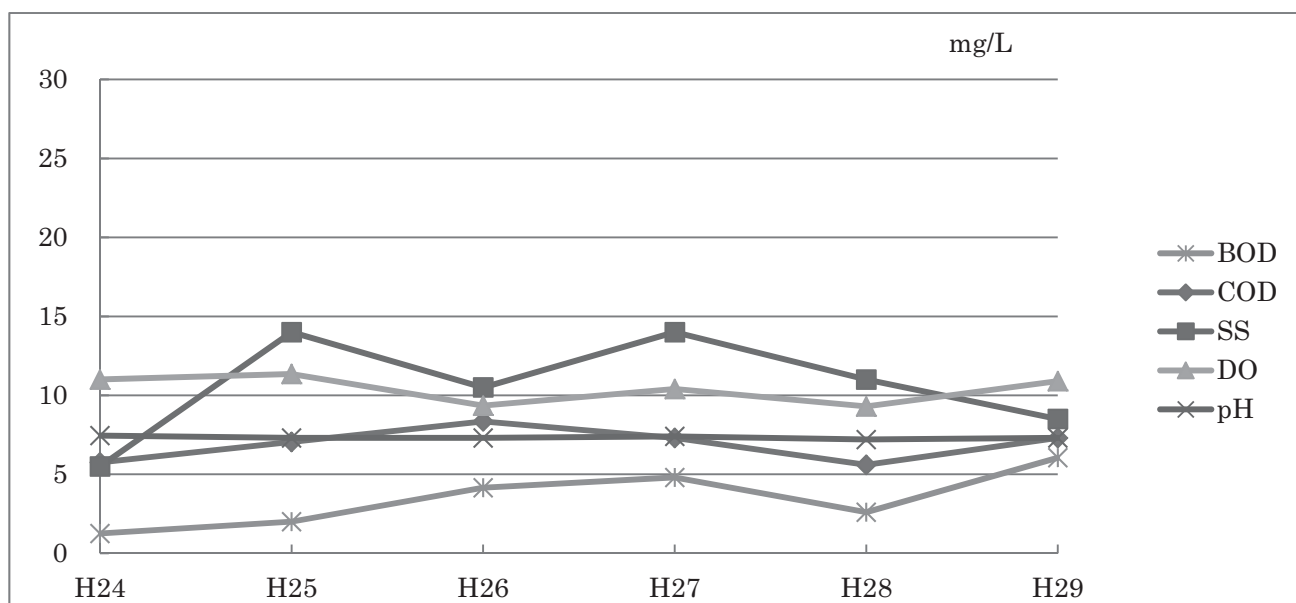
③四ツ池



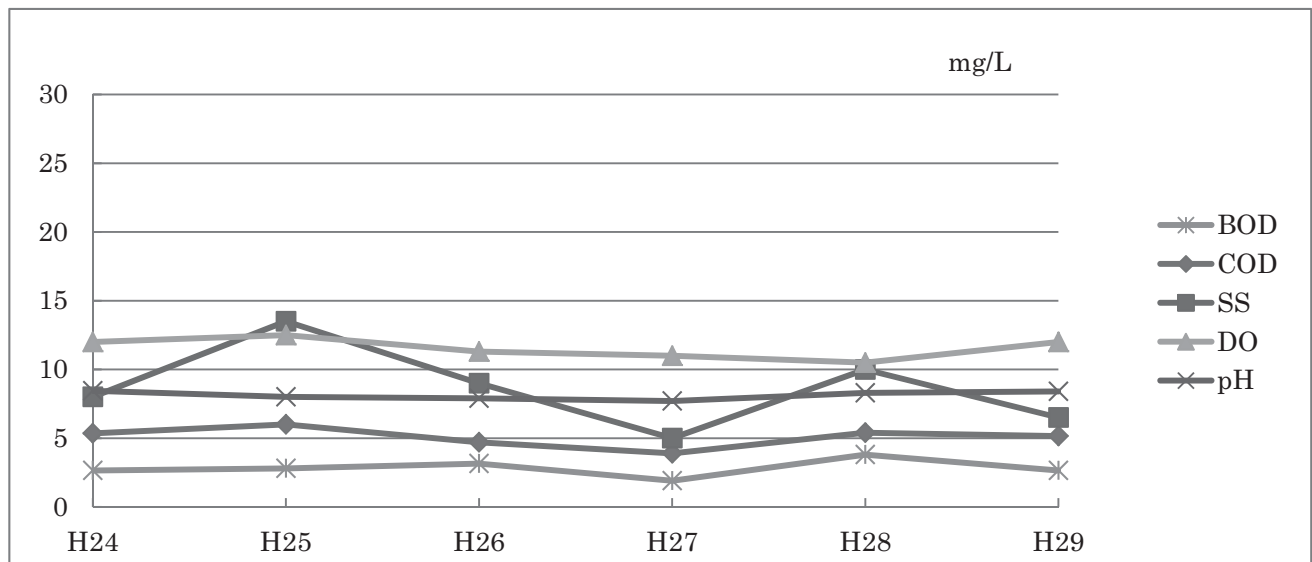
④三好池



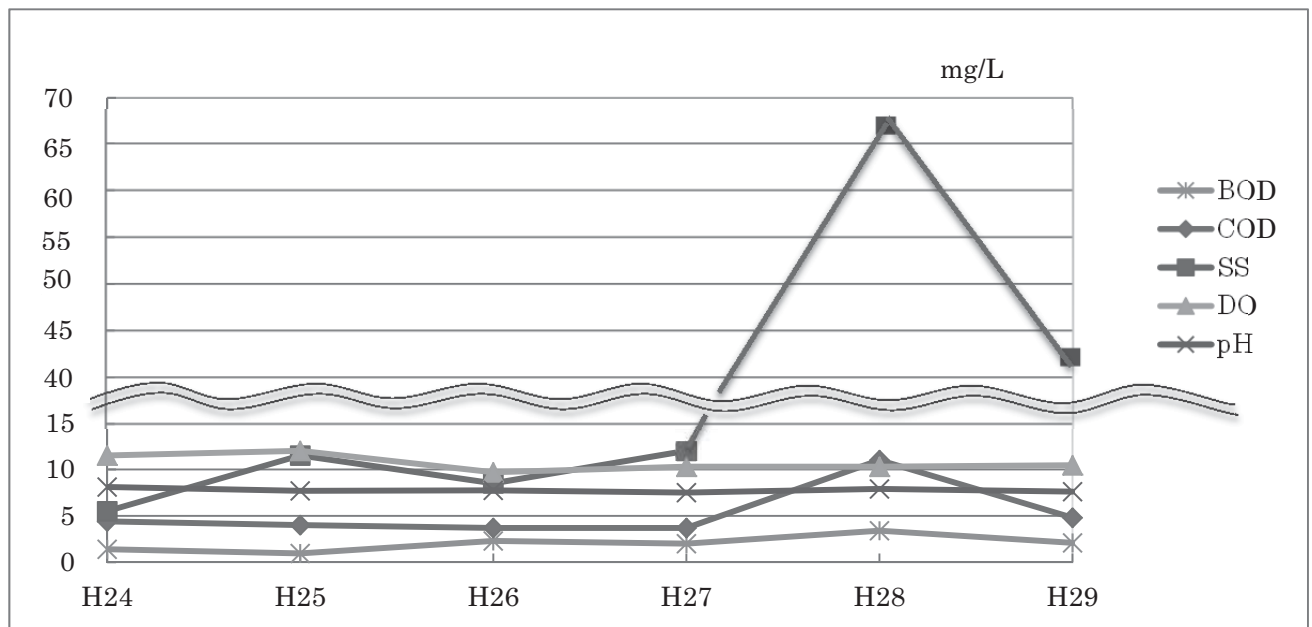
⑤二池



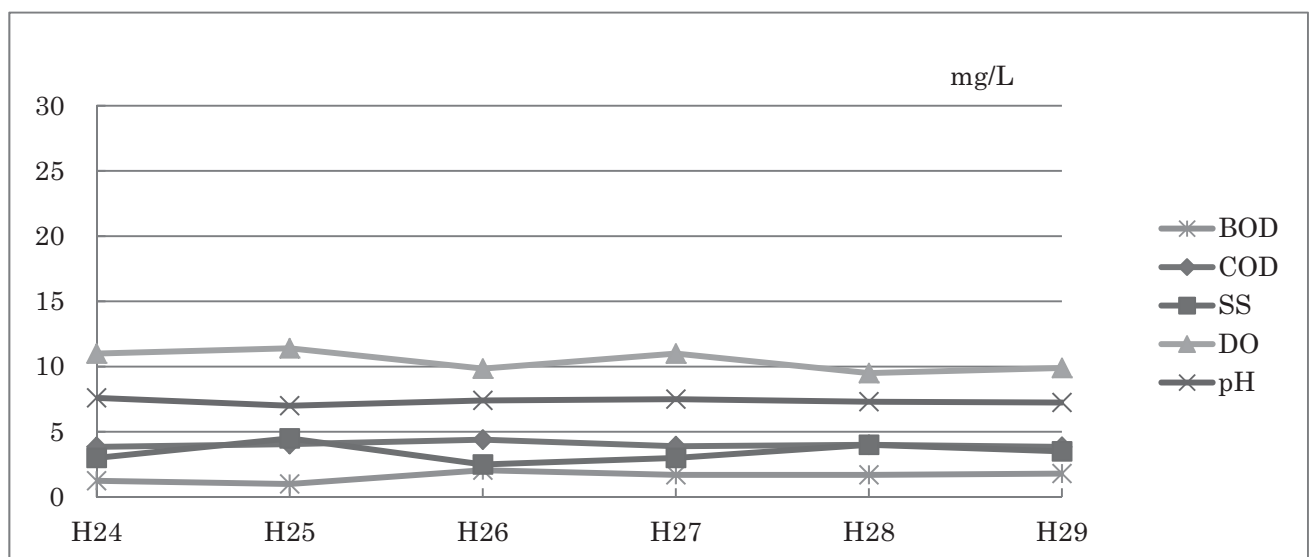
⑥百々池



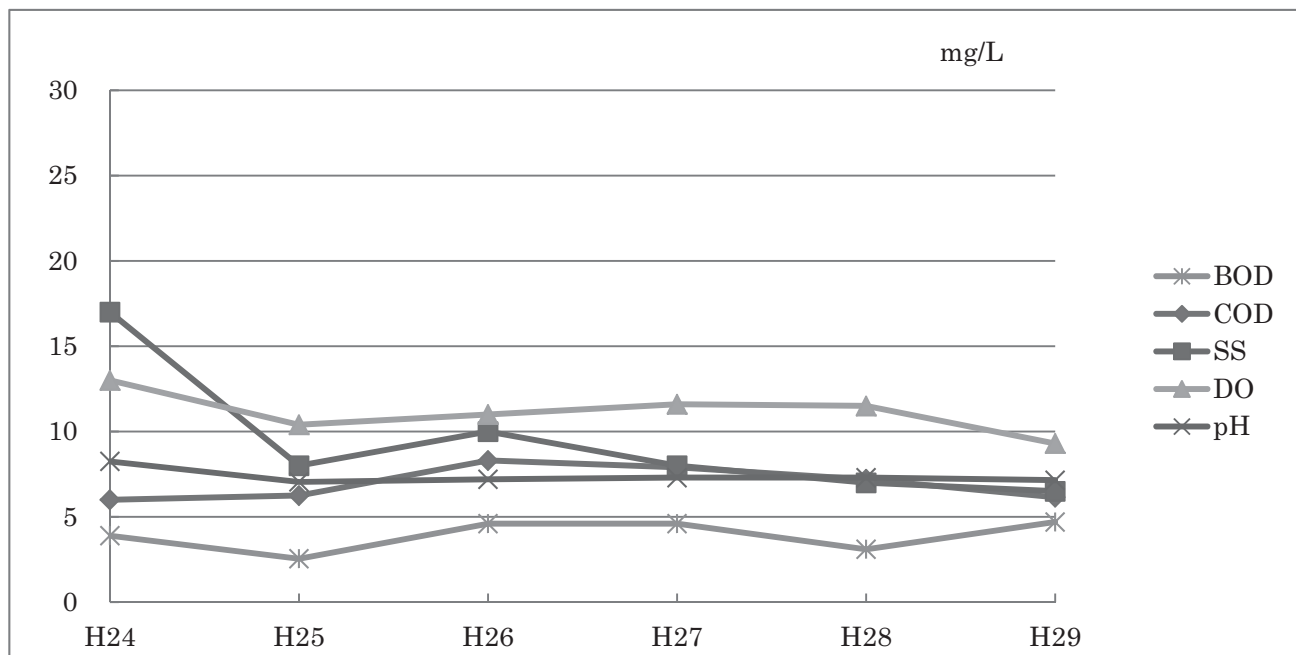
⑦保田ヶ池



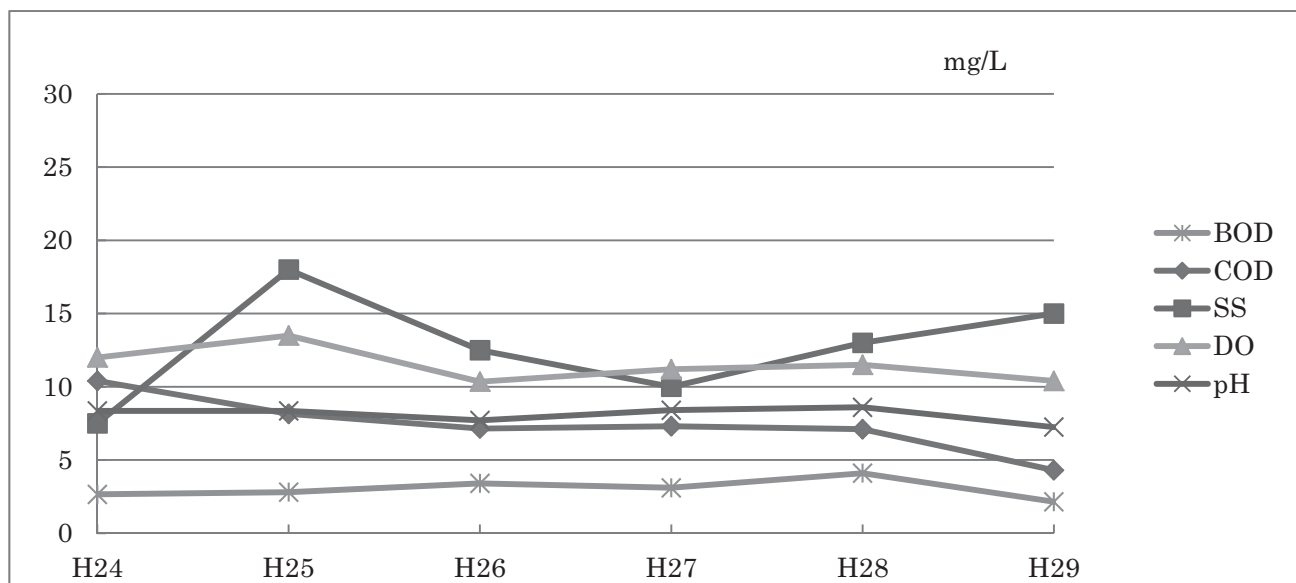
⑧多羅釜池



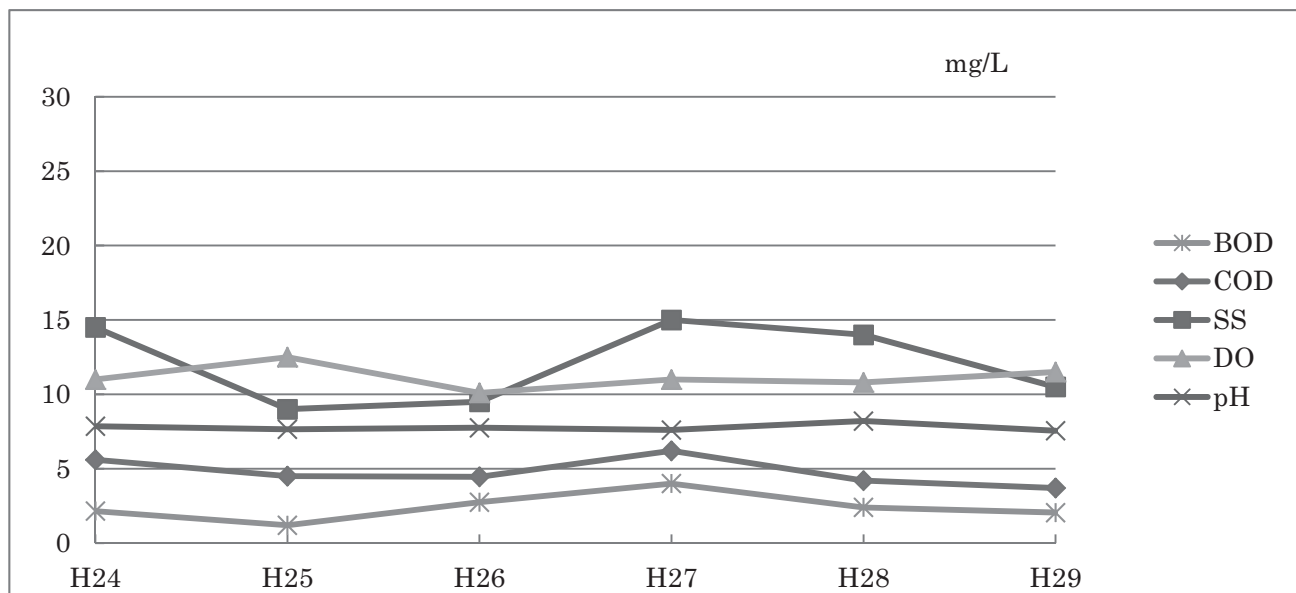
⑨清水池



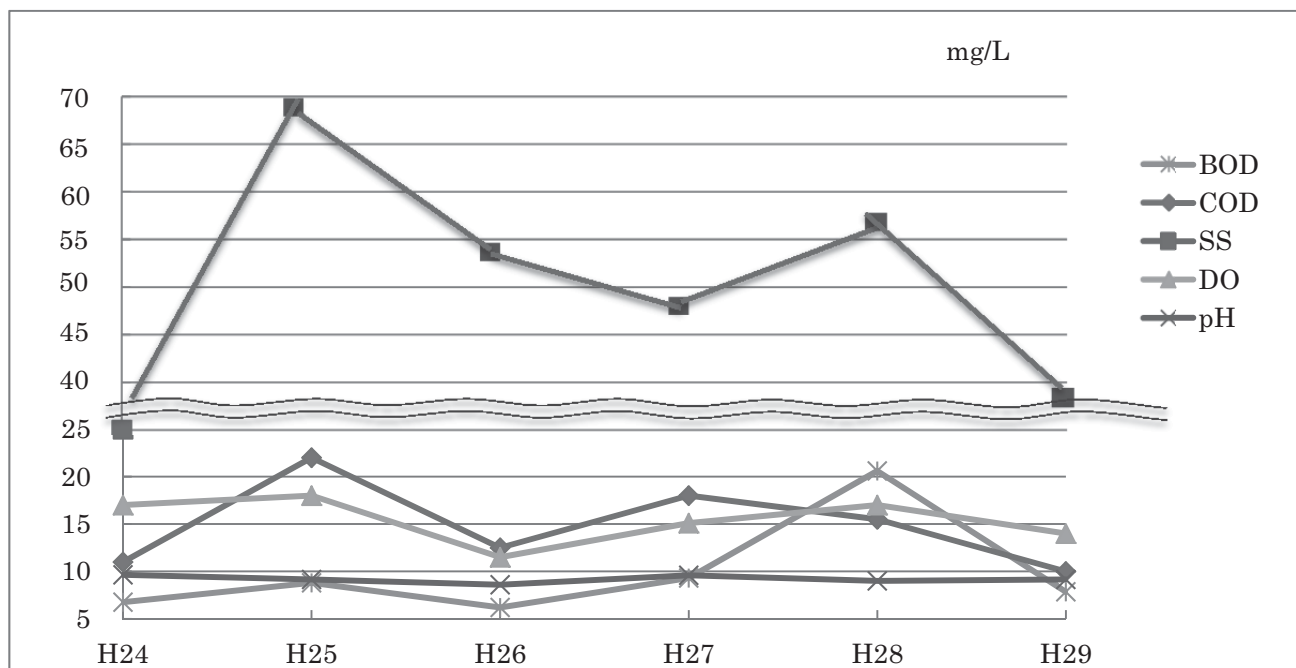
⑩細口池



⑪松葉池



⑫大池



5 生活排水対策

みよし市は平成5年1月に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として大府市、豊明市、東郷町とともに指定され、生活排水対策に計画的、総合的に取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人ひとりの認識の効用に負うところが大きいため、みよし市環境基本計画に基づき市民、地域、事業者、市が各々の役割に従い実践できるよう、今後とも皆さまのご協力を得ながら環境保全施策を進めていきたいと考えています。

VIII 騒音・振動

VII 騒音・振動

1 騒音・振動の概要

騒音や振動は、各種の公害の中で比較的日常生活に密接な関係を持っており、その発生源も多種多様です。

騒音・振動の発生源は工場、事業所等の機械、建設作業、交通等があげられます。

人に与える影響は、性質（大きさ等）、作業内容、生活環境、個人的状態（性格等）、身心の状態などに大きく左右されますが、私たち一人一人のモラルやマナーが非常に大切で隣近所の人と協力してお互いに迷惑をかけないように努力することが重要です。

本市においては、快適環境の保全をめざして環境騒音測定調査、道路交通騒音測定調査等を実施し騒音の監視及び現状の把握を行っています。

環境騒音については市内10カ所において測定を行っています。道路交通騒音については騒音規制法に基づき、幹線交通を担う道路に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行っています。

2 環境騒音測定調査

環境騒音とは、住民の生活の周囲で発生する種々の騒音の集合体として捉えたものであり、この調査は騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい環境基準に基づく騒音測定調査です。

(1) 環境騒音測定の結果

平成29年度の環境騒音測定結果は次のとおりです。

【単位：dB】

測定地点	類型	測定日	環境基準		測定結果		適否
			時間帯	LAeq	時間帯	LAeq	
みどり保育園 三好丘桜4丁目11-1 第1種低層住居専用地域	A	2.21 ～ 2.22	昼間	55	昼間	52	○
			夜間	45	夜間	43	○
三好丘小学校 三好丘7丁目1 第1種中高層住居専用地域	A	2.20 ～ 2.21	昼間	55	昼間	53	○
			夜間	45	夜間	42	○
黒笹公園※ 黒笹いずみ3丁目 第1種中高層住居専用地域	A	2.19 ～ 2.20	昼間	60	昼間	57	○
			夜間	55	夜間	47	○
三吉小学校 三好町半野木1-27 第1種住居地域	B	2.26 ～ 2.27	昼間	55	昼間	51	○
			夜間	45	夜間	42	○
勤労文化会館サンアート※ 三好町大慈山1-1 第2種住居地域	B	/	昼間	65	昼間	工事中につき 未測定	
			夜間	60	夜間		
みよし市役所 三好町小坂50 近隣商業地域	C	2.14 ～ 2.15	昼間	60	昼間	51	○
			夜間	50	夜間	47	○
森曾公園※ 三好町井ノ口73 工業地域	C	2.15 ～ 2.16	昼間	60	昼間	50	○
			夜間	50	夜間	46	○
尾三消防本部みよし消防署 福谷町才戸50 市街化調整区域	B	2.22 ～ 2.23	昼間	55	昼間	48	○
			夜間	45	夜間	40	○
みよし市教育センター 「学びの森」 三好町仲ヶ山43-11 市街化調整区域	B	2.28 ～ 3.1	昼間	55	昼間	46	○
			夜間	45	夜間	40	○
南部小学校 明知町上細口27 市街化調整区域	B	2.27 ～ 2.28	昼間	55	昼間	50	○
			夜間	45	夜間	42	○

※は2車線以上の車線を有する道路に面する地域

時間帯【昼間＝6時～22時、夜間＝22時～6時】

3 道路交通騒音測定調査

騒音規制法第 18 条の規定に基づき、幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道及び県道)に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行い、環境基準への達成状況等を評価します。

(1) 監視地域

対象となる地域は、幹線交通を担う道路に面する地域で、道路端から 50m 内に住居等が存在する地域です。

(2) 自動車騒音常時監視結果

平成 29 年度の監視結果は次のとおりです。

評価 対象 道路	評価 区間 の始点	評価 区間 の終点	評価 区間 の延長	測定 地点	測定 期間	測定 結果 (LAeq)		評価区間全体				
								評価 対象 住居 等戸 数	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間 のみ 基準 値以下	夜間 のみ 基準 値以下	昼間・ 夜間と も基準 値超過
			Km			dB	a =b+c +d+e	b	c	d	e	
						昼間	夜間	戸	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)
一般国道 153号	三好町	三好町	1.0	三好町 中島	平成 29 年 11 月 28 日 ～ 11 月 29 日	67	63	112	110 (98.2)	2 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
県道 豊田知立線	福谷町	苅生町	1.8	苅生町 愛宕下		67	63	230	225 (97.8)	3 (1.3)	0 (0.0)	2 (0.9)
県道 豊田知立線	苅生町	三好町	2.3	三好町 井ノ花		69	63	427	426 (99.8)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)

時間帯【昼間＝6 時～22 時、夜間＝22 時～6 時】

環境基準

① 道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

平成24年3月市告示第11号

時間の区分 地域の区分					基準値	
					昼間	夜間
					6時～22時	22時～6時
A類型	1	種	低	住	dB以下	dB以下
	1	種	中	住		
	2	種	低	住		
	2	種	中	住		
B類型	1	種	住	居	55	45
	2	種	住	居		
C類型	近	隣	商	業	60	50
	商	業	・	準		
C類型	工			業	60	50
				業		

② 道路に面する地域に係る環境基準

平成10年9月環境庁告示第64号

時間の区分 地域の区分		基 準 値	
		昼 間	夜 間
		6 時～2 2 時	2 2 時～6 時
A 地 域 の う ち 2 車 線 以 上 の 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域		d B 以下 6 0	d B 以下 5 5
B 地 域 の う ち 2 車 線 以 上 の 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域		6 5	6 0
C 地 域 の う ち 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 地 域			
幹 線 交 通 を 担 う 道 路 に 面 す る 地 域		7 0	6 5

4 騒音の大きさの例

120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方 2 m） リベット打ち
100dB	電車が通るときのガードの下
90dB	騒々しい工場の中 犬の鳴き声（正面 5 m） カラオケ（店内客席の中央）
80dB	地下鉄の車内 ピアノ（正面 1 m）
70dB	ステレオ（正面 1 m、夜間） 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車 普通の会話
50dB	静かな事務所の中 クーラー（室外、始動時）
40dB	市内の深夜 図書館の中 静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜 ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方 1 m）

5 振動の大きさのめやす

90dB	人体に生理的影響が生じ始める 産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合）
80dB	深い睡眠にも影響がでる
70dB	浅い睡眠に影響が出始める
60dB	振動を感じ始める
50dB	ほとんど睡眠影響はない
40dB	常時微動

IX 悪臭

IX 悪 臭

1 悪臭の概要

悪臭は、人の臭覚を通じて不快感をもたらすガス状物質であり、感覚公害と言われ、毎年苦情件数に占める割合が多いのが現状です。悪臭公害は事業活動の拡大・多様化に伴う発生源の増大、住宅開発の進展により、畜産業等の悪臭発生源と住宅の接近、生活環境の質的向上に対する住民の欲求度の高まりによるものが多いと考えられます。

一般に悪臭となる物質は、低濃度であっても人の感覚で据えられ、しかも多成分であるため悪臭原因を完全に除去し、臭いを感知させなくすることは困難です。

悪臭防止法による規制物質は、現在 22 物質が指定され、指定地域別に規制値が定められています。なお、本市では複合臭や未規制物質などを原因とする悪臭が増加傾向にあるため、人の嗅覚を用いて算定する臭気指数規制を平成 18 年度から実施しています。

(1) 悪臭物質の臭いと主な発生源

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
ア ン モ ニ ア	し尿のような臭い	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫 化 水 素	腐った卵のような臭い	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
イソバレアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	焼付塗装工程を有する事業場等
イソフタノール	刺激的な発酵した臭い	塗装工程を有する事業場等
酢 酸 エ チ ル	刺激的なシンナーの臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーの臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
ト ル エ ン	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
ス チ レ ン	都市ガスのようなにおい	塗装工程を有する事業場等
キ シ レ ン	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗臭い臭い	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
イ ソ 吉 草 酸	むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、でん粉工場等

2 悪臭に係る規制基準

敷地境界線における規制基準は、悪臭防止法第3条で指定地域、第4条で市長が必要に応じて定めなければならないとしています。みよし市では、第1種地域及び第3種地域のみの区分がされています。

(平成24年3月30日 みよし市告示第14号)

單位：臭氣指數

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
規制基準	1 2	1 5	1 8

(注) 規制地域の目安

- (1) 第1種地域とは、住居が集中している等悪臭に対し順応性のない地域をいいます。
- (2) 第2種地域とは、第1種地域と第3種地域の間程度地域をいいます。
- (3) 第3種地域とは、主として工業の用に供される地域、その他悪臭に対し順応性が見られる地域をいいます。

悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定

みよし市における悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定は次のとおりです。

(平成7年3月20日 愛知県告示第245号)

の部分は第1種地域に指定されています。(都市計画法上の用途地域区分が住居系、近隣商業地域)

それ以外はすべて第3種地域に指定されています。(都市計画法上の用途地域区分が工業、工業専用及び市街化調整地域)



X 廃棄物対策事業

X 廃棄物対策事業

1 ごみ処理事業

一般廃棄物の処理については適正かつ衛生的な処理をするよう努め、最終処分場（埋立）への負担を軽減し、延命化を図るため、資源ごみの回収や生ごみの推肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入に対する補助金制度を設けるなど様々な形でごみの減量化に取り組んでいます。

(1) 処理施設

(ア) 尾三衛生組合「東郷美化センター」(主に焼却処理)

所在地：東郷町大字諸輪字百々51-23 TEL0561-38-2226

※ 尾三衛生組合（日進市、みよし市、東郷町の三市町で構成）



(イ) グリーン・クリーンふじの丘（最終処分）（平成 18 年 4 月埋立開始）

所在地：豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1161-89 TEL0565-75-2101

※ 豊田三好事務組合の解散に伴い、平成 20 年度より豊田市へ委託



(2) 計画収集

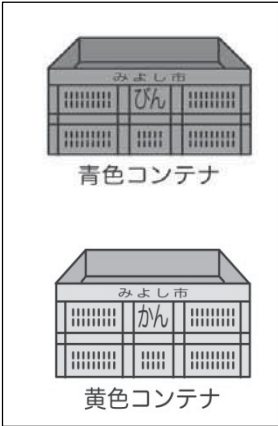
本市のごみの収集は、各地区で曜日を定め計画的に収集する計画収集を行っています。可燃ごみは週 2 回、金属ごみは月 2 回、陶磁器・ガラスごみは月 1 回行い、指定したごみ袋で指定した場所に出していただくようにしています。

(3) 再利用資源収集

各地区の指定場所に専用の折りたたみ式コンテナを配布し、毎月 1 回、びんとかんの収集を計画収集として実施しています。

(4) 粗大ごみ収集

指定したごみ袋に入らないものを粗大ごみとして扱い、収集を希望する場合は、「粗大ごみ受付センター」へ申し込んで、粗大ごみ1個につき500円の処理券を貼付、指定した日に家の近くの指定した場所に出しておき収集する有料戸別収集を実施しています。

指定ごみ袋 可燃（青色） 	金属類用（赤色） 陶磁器・ガラス用（緑色） 	資源ごみ（びん、かん）回収 	粗大ごみ処理券 
--	---	---	--

(5) ごみ処理手数料

取 扱 区 分		単 位	金 額
指 定 袋	（ 大 ）	1 枚	1 5 円
指 定 袋	（ 小 ）	1 枚	1 0 円
粗	大	ご	み
粗	大	ご	み
自己搬入で処分するもの	尾 三 衛 生 組 合	10 kgにつき	2 0 0 円

(6) ごみの減量化

家庭からのごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入費補助を行っています。

平成29年度の補助実績は、生ごみ堆肥化容器についてはコンポスト式が11基、密閉容器式が9基で、機械式生ごみ処理機については18基の補助を行いました。

2 リサイクル推進事業

ごみの減量化を一層推進するため、ごみのなかでも貴重な資源となるものを回収し、廃棄物循環型社会の形成を図るためリサイクル活動に取り組んでいます。

(1) ペットボトルの回収

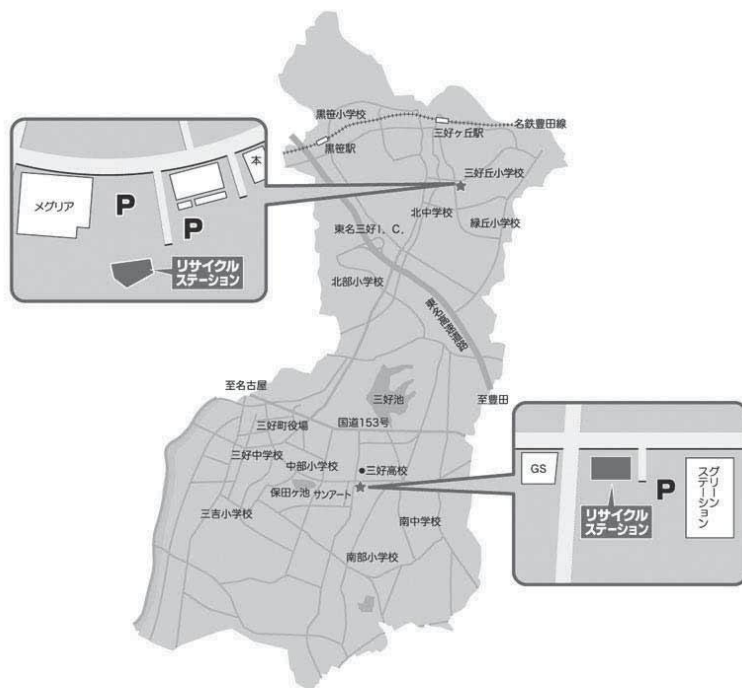
各行政区（一部を除く）の公民館・児童館・集会所等に回収箱を設置しています。

(2) 乾電池及び蛍光管の回収

各行政区の公民館・児童館・集会所等に回収箱を設置しています。

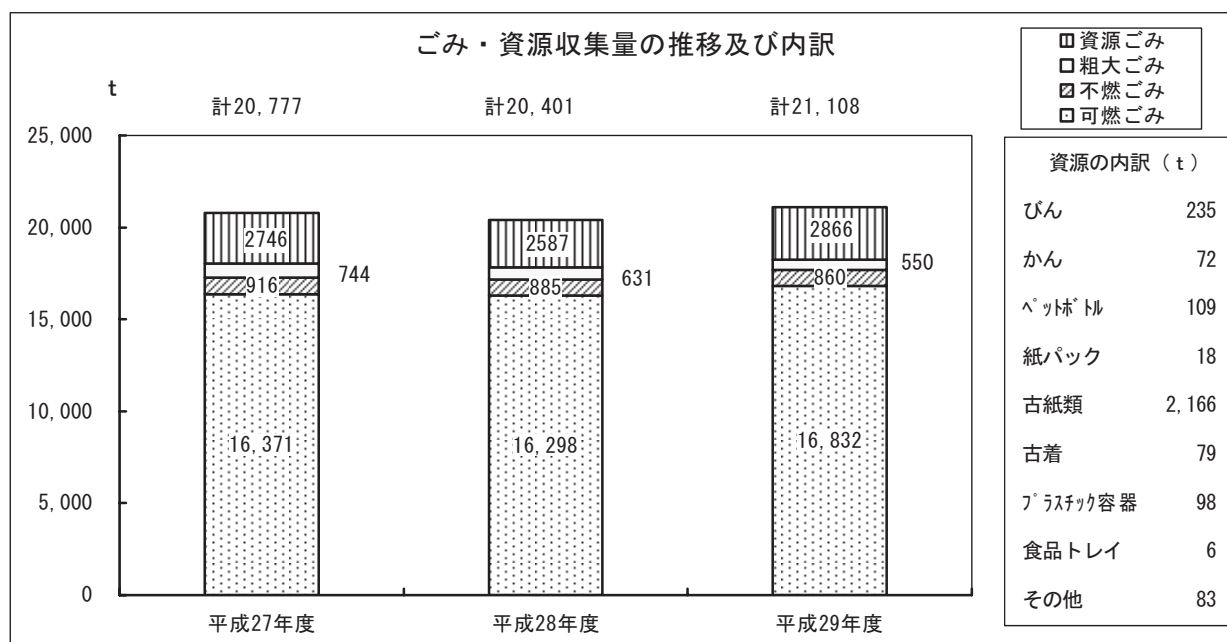
(3) リサイクルステーションの設置

トヨタ生活協同組合メグリア三好店駐車場と、あいち豊田農協グリーンステーション三好西側に「リサイクルステーションみよし」を設置し、新聞、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、古着、ペットボトル、びん、アルミ缶、スチール缶、白色トレイ、プラスチック製容器包装、乾電池、蛍光灯、食用油、割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、陶器、水銀入り体温計、CD・DVD本体及びケース、自動車・オートバイ用バッテリー、インクカートリッジ、小型家電（グリーンステーションのみ）の23種類を回収しています。



また、市役所においても、簡易のリサイクルステーションを設置しています。

回収品目は、紙パック、びん、かん、ペットボトル、乾電池、使い捨てライターの6種類です。



(4) 資源ごみ回収の推進

資源ごみ回収の推進を図るため、小中学校のPTA等営利を目的としない団体に、補助を行っています。対象となる資源ごみは新聞紙、雑誌・雑紙類、段ボール、紙パック、古着で、平成29年度の回収実績は、297tありました。

3 環境美化推進事業

環境美化の日を年1回（例年11月）定め、全市をあげて一斉清掃の実践活動（ごみゼロ活動）を展開するとともに地区環境美化推進協議会で各地区の実情に合わせ

た環境美化事業を展開することとしています。

また、空き地の管理及び環境保全のため雑草等の除去依頼を実施し、周辺の環境保全に努めていただくよう指導を行っています。平成29年度の指導件数は153件でした。

4 し尿処理事業

市全域を対象に、し尿（汲取り式トイレ）は民間委託により、また、一般家庭及び事業所の浄化槽汚泥（浄化槽トイレ）は、許可業者により収集され、「清掃センター砂川衛生プラント」で適正に処理をしています。

(1) し尿処理

(ア) 処理施設

- ・清掃センター砂川衛生プラント

所在地：みよし市三好丘旭四丁目 19-15 TEL0561-36-4400

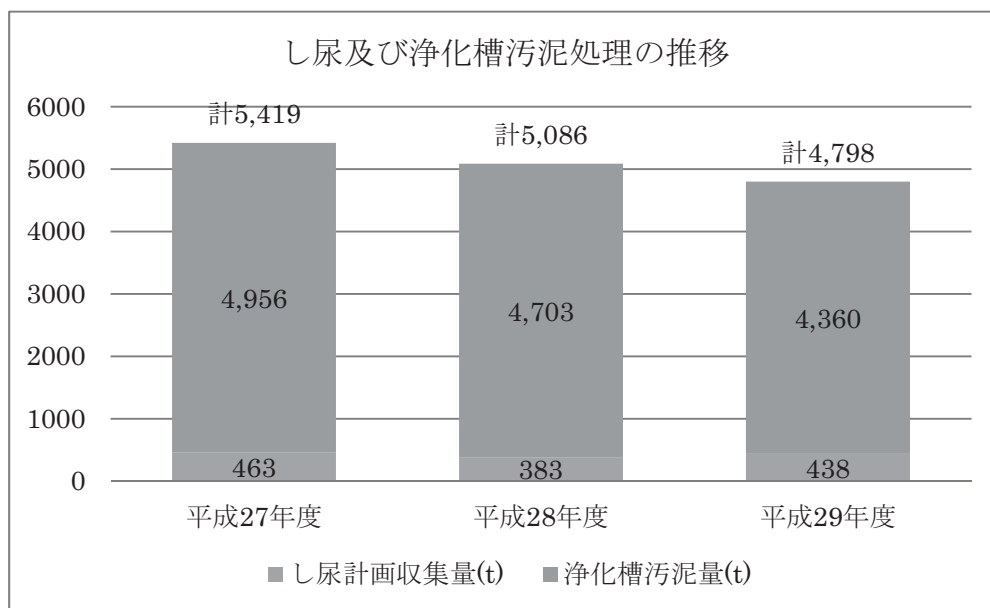
※ 豊田三好事務組合の解散に伴い、平成20年度より豊田市へ委託

(イ) し尿収集

し尿の汲み取りは各地区月1回実施しています。

- ・処理世帯数 104世帯
- ・処理人口 178人（平成30年3月末現在）

(ウ) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移



※浄化槽汚泥については、一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けた業者が浄化槽管理者より依頼を受けて収集します。

(2) し尿処理手数料

取扱区分		単位	金額
定額制	人頭割	1人1ヶ月にき	300円
	世帯割	1世帯1ヶ月にき	270円
	臨時汲取り	1回につき	1,000円
従量制		36リットルにつき	330円

XI 動物愛護対策事業

XI 動物愛護対策事業

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

(1) 犬の登録事務

平成12年度より狂犬病予防法の改正により、次の犬の登録事務を行なっています。

- (ア) 犬の生涯一度の登録と鑑札の交付
- (イ) 年1回の狂犬病予防注射済の登録と注射済票の交付
- (ウ) 犬の登録鑑札と注射済票の再交付
- (エ) 犬の登録事項変更届の受理
- (オ) 犬の死亡届の受理

(2) 犬の登録等に係る手数料

名 称	単 位	手数料の額
犬の登録	1件につき	3,000円
狂犬病予防注射済票交付	1件につき	550円
犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円
狂犬病予防注射済票再交付	1件につき	340円

(3) 犬の登録、狂犬病予防注射等の実施状況

単位：頭

区 分 年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
犬の登録総数	4,301	4,278	4,367	4,378	4,304
狂犬病予防注射	3,131	3,116	3,022	3,066	3,027
動物死体処理	296	279	320	328	334

2 犬・猫避妊等手術費補助

犬及び猫の避妊手術又は去勢手術を奨励することにより、野犬、飼えなくなった猫の増加を防止することを目的として避妊・去勢手術費の補助を行っています。

平成29年度の補助金額及び補助実績は次のとおりです。

種類	手術名	補助金	補助実績
犬	避妊	5,000円	60件
	去勢	3,000円	38件
猫	避妊	4,000円	96件
	去勢	2,000円	79件

3 野犬の捕獲、飼育指導等

飼育できなくなった犬・猫の引き取り（有料）、野犬の捕獲、飼育の指導、犬・猫等に関する苦情の受付及び処理、犬・猫の譲渡等を以下の施設で随時行っています。

- ・愛知県動物保護管理センター

（所在地 豊田市穂積町新屋 73-3 TEL 0565-58-2323）

参 考 資 料

環境方針

最高責任者（みよし市長）は、環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、「環境方針」を定めています。

環 境 方 針

1 基本理念

私たちは、地球という自然環境の中で、その恵みを受け、生命を育んできました。その地球の環境が、人の生活に起因する温暖化や廃棄物などにより大きく変わろうとしています。

今、私たちは生活に対する考え方を改め、人と人、人と自然が共生できる取り組みを進めていく必要があります。

このため、みよし市は、市民・地域・事業者と協力し、環境基本計画で設定した望ましい環境像「みどり豊かな ふれあいのまち」の実現や地球にやさしい行動に向けた「地球温暖化対策実行計画・庁内環境保全率先行動計画」に取り組むとともに、みよし市役所自らが国際標準化機構の環境マネジメントシステムの認証取得と実践行動の成果を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、環境管理要綱により、職員一人ひとりが環境に配慮した以下の取り組みを積極的に推進します。

(1) 環境に配慮した事務・事業の推進

資源及びエネルギーの消費を抑制するとともに、緑化などの環境改善事業を推進します。

(2) 環境に配慮し、災害防止のための公共施設の管理

新エネルギーを活用した公共施設の整備や災害を未然に防止するための施設整備に努めます。

(3) 法令等の遵守と汚染の予防

環境に関する法令等を遵守し、環境負荷の低減を図るとともに、環境汚染の予防に努めます。

(4) 環境目的及び目標の設定と継続的改善

環境管理要綱の中で、環境目的及び目標を定め、かつ定期的に見直し、継続的改善に努めます。

(5) 職員の教育及び訓練の実施

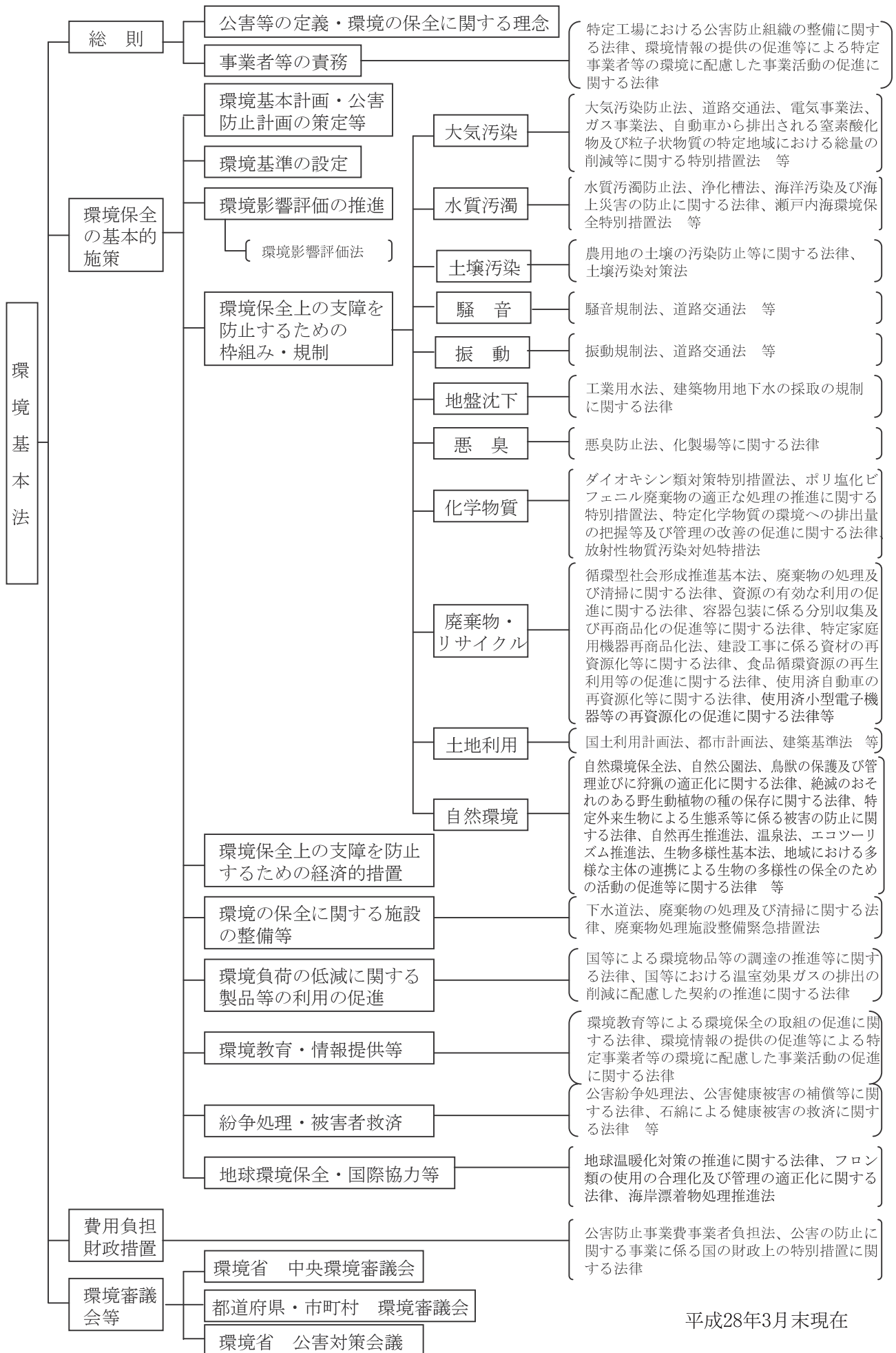
環境意識の向上を図るため、職員の教育及び訓練を実施し、市民・地域・事業者の規範となるよう努めます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、一般に公表します。

平成24年 4月 1日

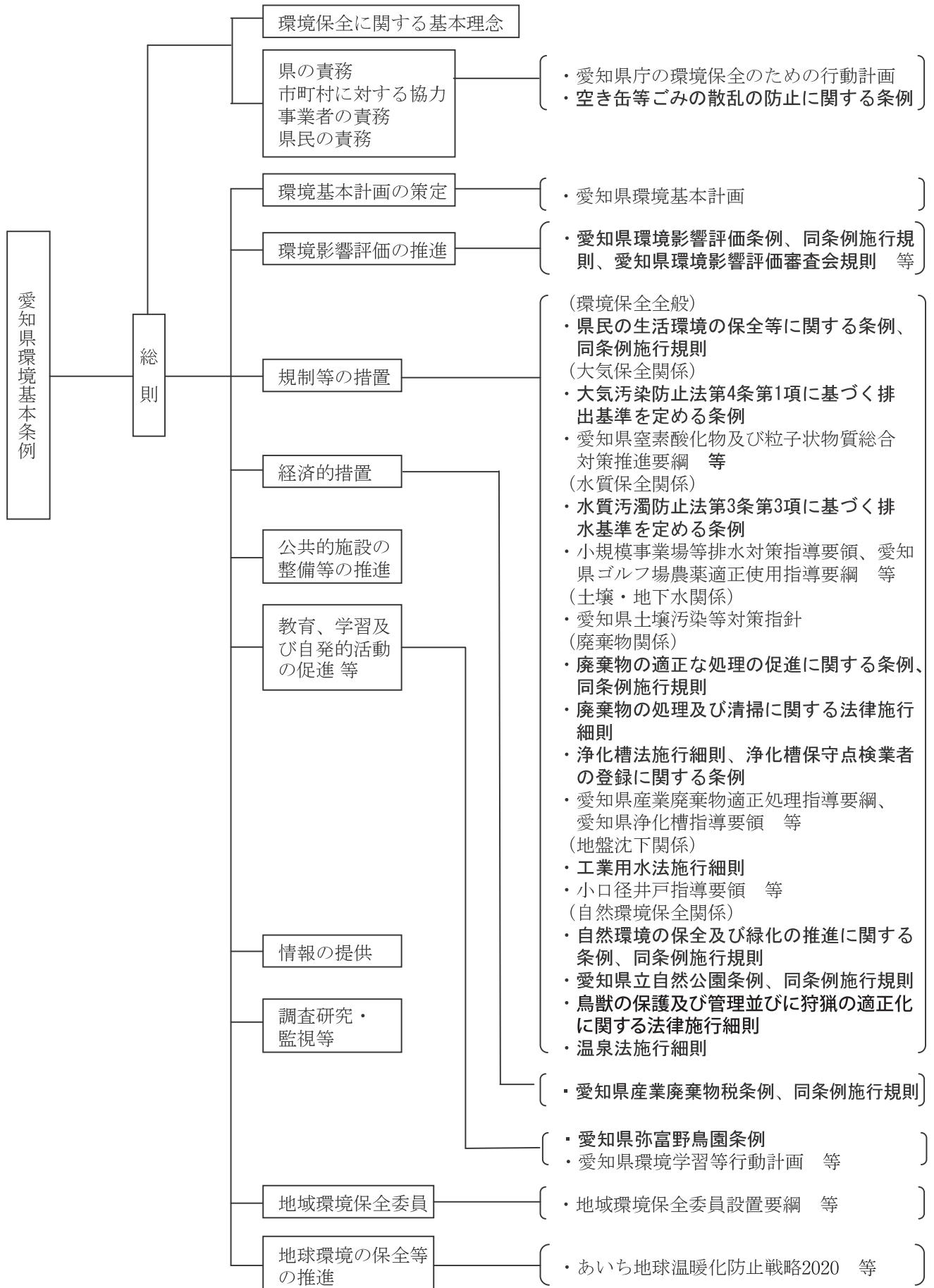
み よ し 市 長

図1 環境法の体系



平成28年3月末現在

図2 愛知県における環境保全関係条例等の体系



平成28年3月末現在

用語説明

1 環境全般

アメニティ

アメニティ（Amenity・英語）とは、「快適な環境、環境の快適さ」等と訳されている言葉である。

近年、環境の快適さの必要性が高まり、河川の浄化、街並みの保全、道路の緑化等の身近な快適環境づくりを住民が主体となって自主的に行われている。そして、この快適環境づくりを総合的・体系的に進めるためのアメニティ・タウン計画の策定も各地で高まっている。

オゾン層の破壊

地上から約 25 km 上空の成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を保護している。1985 年に南極上空でオゾン層が減少し薄くなっているオゾンホールが観測され問題となった。オゾン層が破壊され、地上に達する紫外線の量が増大すると、皮膚ガンや白内障の増加、免疫機能の低下等をもたらす恐れがある。

オゾン層が破壊される原因は、フロンガスで、フロンは長期間（50～100 年）分解されずに空気中に留まり、やがては成層圏に達し、そこで強い紫外線により分解して塩素原子を引き抜き、その結果オゾンが破壊される。

フロンは、冷凍機やエアコンの冷媒、電子部品の洗浄に広く使われていたが、1987 年に採択された「モントリオール議定書」により、フロンの段階的な削減が合意され、我が国でも、1994 年に「オゾン層保護法」が制定された。

環境アセスメント（環境影響評価）

開発事業等に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントといいます。

環境基準

環境基本法は、第 16 条で「政府は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定める」ものとしており、この基準が環境基準と呼ばれるものです。

環境基準は、行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となるものです。

環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味する。

環境ホルモンに関しては、生殖機能の阻害など、人や野生動物への影響を示唆する科学的報告が多くなされているものの、報告された異常と原因物質との因果関係、そうした異常な状況が発生するメカニズムに関しては、いまだ十分には明らかにされていない。しかしながら、環境中には、人及び動物のホルモン作用を攪乱する化学物質がいくつか存在することはかなり確実であり、世代を越えた深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全行政上の新たな重要課題の一つとなっている。

公害

環境基本法は、第 2 条で「公害」ということばを定義し、次のように規定しています。

「公害とは、現境の保全上の障害のうち、事業活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下（鉱物の採掘のため土地の掘さくによるものを除く。）、⑦悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。」

この 7 つの公害は通常「典型 7 公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

砂漠化

砂漠化は、気候変動に伴う降雨量の減少による乾燥化や、開発途上国での人口増に起因する過度の開墾による表土流出、過伐採、過放牧により引き起こされ、食料生産基盤の悪化、生物多様性の喪失などの深刻な影響を及ぼしている。

国連の調査結果(1991 年)によると、砂漠化の影響は地球上の約 4 分の 1 に及び、世界の約 6 分の 1 の人々が影響を受けているといわれている。

酸性雨

石油や石炭などの化石燃料の使用に伴い排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が降雨に取り込まれ、酸性が強くなった、pH5.6 以下の雨のことをいう。

酸性雨の被害としては、森林の破壊や湖沼に生息する魚類の死滅、石やコンクリート、金属製の建物の腐食が知られている。

酸性雨はその原因物質が気流で運ばれ、原因物質の発生源から遠く離れた場所で発生することもあるため、酸性雨を減少させるためには、自国だけでなく周辺近隣諸国の対策も必要である。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素（炭酸ガス）やメタン、フロンガス等は、太陽光線は通過させても、地上から放射される熱を吸収する働きがあり、その結果、地球表面の温度が上昇する。これを「温室効果」と呼んでいる。

しかし、化石燃料等の大量消費により、大気中の二酸化炭素は増加の一途をたどり、産業革命前には大気中の二酸化炭素濃度が約 280ppm であったが、現在では 350ppm まで上昇し、2030 年頃には産業革命前の 2 倍になるものと推測されている。

その結果、地球の平均気温が 1.5℃～3.5℃上昇し、極地の氷溶解による海面上昇、異常気象により生態系や農作物にも甚大な影響があるといわれている。

二酸化炭素排出量の削減については、現在の社会経済システムを根本的に見直す取り組みが必要とされている。

低公害車

自動車の燃料に蓄電池や天然ガスやメタノールなどを単独で動力源に用いるものや、ガソリンと蓄電池の動力源を組み合わせることで低公害化や省エネルギー化を図った自動車のことで、従来の車に比べれば NO_x （窒素酸化物）、 CO_2 （二酸化炭素）の排出の削減ができ、実用化されている。

熱帯雨林の破壊

熱帯雨林は二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなど、生物全体にとって多大な恵みをもたらす、かけがえのない財産である。

世界の熱帯雨林は、かつて陸地面積の 16%を占めていたが、収奪的な移動焼畑耕作や、商工材としての不適切な伐採により毎年 1,540ha（日本のほぼ 4 割）が減少し、現在では 6%となっている。

熱帯雨林の減少は、野生生物の生息地が損なわれるなど生態系への直接的な影響のほか、砂漠化、地球温暖化を加速するなど間接的な影響も懸念されている。

I S O

「International Organization for Standardization」の略で「国際標準化機構」の略称です。語源は、ギリシャ語のイソス（ISOS）に由来し、「平等」及び「標準」を意味します。

国際間の物資やサービスの交流を円滑にするために国際規格づくりを進めている非政府の国際機関でもあります。

I S Oが制定した規格は欧米や日本など多くの国で国家規格として採用されています。例としては、写真フィルムの感光度、非常口のシンボルマークなどがあります。

I SO14001

地球温暖化やオゾン層の破壊防止といった全地球的なものから、工場、事務所周辺の地域環境を守るといった身近なものまで、環境に関する広い範囲にわたって、自主的に環境への負荷を少なくしていくための目標や計画を定めて運用し、継続的な改善を進めていく活動の仕組みを定めた規格のことを言います。

2 単位

重量の単位

mg	ミリグラム	1 g の千分の 1
μ g	マイクログラム	// 百万分の 1
ng	ナノグラム	// 10 億分の 1
ρ g	ピコグラム	// 1 兆分の 1

時間率騒音レベル

騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間 X % を占める場合、そのレベルを X % 時間率騒音レベルという。

- ・ 50 % 時間率騒音レベル L₅₀ : 中央値
- ・ 5 % 時間率騒音レベル L₅ : 90 % レンジの上端値
- ・ 95 % 時間率騒音レベル L₉₅ : 90 % レンジの下端値

d B (デシベル)

騒音・振動のレベルの単位。

L Aeq (等価騒音レベル)

変動する騒音レベルのある時間内におけるエネルギーをもつ平常音の騒音レベルをいいます。

ppm (ピー・ピー・エム:Parts per million の略)

100 万分中のいくつであるかを示す分率。1m³中の 1cm³ また、1kg 中の 1mg を 1ppm という。ppm とほぼ等しい単位として mg/L があり、1L 中の 1mg を 1mg/L で表します。

また、ppb(parts per billion)は、ppm の 1,000 分の 1 で 10 億万分中のいくつであるかを示す分率です。

3 大気関係

アスベスト (石綿)

アスベスト (石綿) は、天然に産出される繊維状の鉱物であり、蛇紋岩系のもの、角閃石系のものなどがあります。その特性は、耐熱性、耐摩耗性に優れ、かつ安価であるため、建築物の内外装材、自動車の摩擦材など広い分野で使用されています。人体への影響としては、アスベスト肺、肺がん、中皮腫など主として肺や胸膜への影響があげられます。大気汚染防止法で定めるアスベストの規制基準は、敷地境界線において 10 本/L 以下とされています。

光化学スモッグ

大気中に存在する硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素等のガス状物質が、強い日射を受けて光化学反応を起こし、共存する微細粒子を核として、凝結することにより生成するもので、特に春から夏にかけてはこの傾向が強く風の弱い日には、大気中の粒子状物質が拡散しにくいため、大気は白っぽくどんよりと濁った感じになります。なお、この内、酸化性物質が光化学オキシダントと呼ばれるものです。

人体に対しては、目がチカチカする、のどが痛くなる等の影響を及ぼすと言われています。

その他、植物の成育を阻害したり、ゴムの損傷を早めたりすると言われています。

(注) スモッグ (smog) は、smoke (煙) + fog (霧) の合成語です。→ O_x (光化学オキシダント)

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したものです。降下ばいじん量は、1 か月の間に 1 km^2 当たり何トン降下したか ($\text{t}/\text{km}^2 \cdot \text{月}$) で表し、降水量等気象条件等の影響を受けると言われています。

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) の総称であり、物の燃焼等の過程で非意図的に生成します。

塩素原子の位置により、PCDD には 75 種類、PCDF には 135 種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性を 1 としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数 (TEF) で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を 2,3,7,8-TCDD の当量 (TEQ) で表現することが通例です。

CO (一酸化炭素)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすと言われています。

NOx (窒素酸化物)

窒素 (N) と酸素 (O) の化合物全体のことをいい、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO_2) がその主なものです。その生成は、燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生するなど、物を高温で燃焼させることにより発生するため、発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたります。また、二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすと言われています。

Ox (光化学オキシダント)

大気中のオゾン等の酸化力の強い物質の総称で、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射 (紫外線) を受け光化学反応を起こし生じたものであるが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存しています。また、オキシダント濃度は光化学スモッグの発生指標とされています。→光化学スモッグ

SOx (硫黄酸化物)

硫黄 (S) と酸素 (O_2) の化合物全体のことをいい、主に重油等の硫黄を含む燃料が燃焼するときに発生するもので二酸化硫黄 (SO_2) がその主なものです。二酸化硫黄は、無色で刺激性のある気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼすと言われています。

SPM (浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン (1 ミクロン = $1/1000$ ミリ) 以下のものをいい、発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。

この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えられているとされています。

4 水質関係

魚類斃死

魚類が、水中の溶存酸素不足や毒物の流入、伝染病、寄生虫などさまざまな原因により死ぬことです。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準の定められている次の26項目のことをいいます。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチル、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するために基準が定められている次の9項目で、河川・湖沼・海域によってそれぞれ若干異なり、次のとおりとなっています。

河 川	湖 沼	海 域
pH	pH	pH
BOD	COD	COD
SS	SS	DO
DO	DO	大腸菌群数
大腸菌群数	大腸菌群数 全窒素・全リン	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)

水生生物

水中に生活する生物をいいます。水中には藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類等さまざまな植物や動物が生育しています。これらの水生生物は、水が汚染されると影響を受け、水質の程度に応じた生物相を呈するようになります。

この現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることができます。

大腸菌群数

人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測定することにより糞便による汚染の程度を知ることができます。→生活環境項目

富栄養化

河川、海、湖沼等に有機物が流入すると、自浄作用によって有機物は浄化される。しかし、有機物や二次生成物の栄養塩類などが豊富になると、特定の生物が異常に発生するようになる。このように、栄養を増してく現象を富栄養化といいます。

有機リン

有機リン化合物は、毒性の強いものが多く、殺虫剤として使用されたりします。

有機リン系殺虫剤の中には、人間にも有害で、体についたり吸入したりすると頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死にもいたるものもあるといわれています。→生活環境項目

As（ヒ素）

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。ヒ素及びその化合物（ヒ素、亜ヒ素、ヒ化水素等）は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器等から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発疹等の症状を示すといわれています。→健康項目

BOD（生物化学的酸素要求量:Biochemical Oxygen Demand の略）

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が20℃で5日間のうち微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量（単位:mg/L）で表します。この値が高いことは、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けて

いる酸素（DO）を多量に消費し、魚貝類に被害を及ぼします。→生活環境項目

Cd（カドミウム）

主に亜鉛の生産に伴って産出される重金属で、大量のカドミウムが長期にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病は、上流の鉱山排水中に含まれるカドミウムによる慢性中毒に起因するものといわれています。→健康項目

COD（化学的酸素要求量・Chemical Oxygen Demand の略）

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を 100℃で酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化するときに消費される酸素量（単位：mg/L 以下）で表します。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します→生活環境項目

CN⁻（シアン）

シアン化合物のことをいい、シアン化水素（HCN）、シアン化カリウム（KCN）などのほか、銅、鉄、銀等の金属化合物があります。シアン化水素、シアン化カリウムなどは、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒（シアン化カリウムで致死量 0.15g といわれる。）であるといわれています。→健康項目

Cr（クロム）・Cr⁶⁺（六価クロム）

耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキやステンレス原料として用いられています。クロム化合物には青紫色を呈する三価クロム化合物と、黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、このうち六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸入による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらし、浮腫やかいようを生じ、またガンの原因になるといわれています。→健康項目

DO（溶存酸素量：Dissolved Oxygen の略）

水中に溶解込んでいる酸素量のことをいい、単位は mg/L で表します。→生活環境項目 BOD・COD

n-ヘキサン抽出物質

油脂、ワックス、グリセリン等酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」といわれており、鉱油、動植物油等の量を示す指標として使われています。→生活環境項目

Pb（鉛）

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉛鉱の形で産出される重金属でその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。→健康項目

pH（ペーハー）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。→生活環境項目

pH 0～7……………酸性（数値が小さくなるほど酸性の度合いが強い）

pH 7 ……………中性

pH 7～14 ……アルカリ性（数値が大きくなるほどアルカリ性の度合いが強い）

SS（浮遊物質：suspended solids の略）

粒径 2 mm以下の、水に溶けない懸濁性の物質のことをいい、一定量の水をとってろ過したあと、残留物を蒸発させてその重量を測り、それを水中の濃度（mg/L）で示し数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示します。→生活環境項目

5 騒音・振動関係

暗騒音

ある音を対象として考える場合、その音がないときにもその場所に存在する騒音を対象の音に対して暗騒音といいます。

環境騒音

ある地点において、特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混ざっている騒音をいいます。

振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なります。公害振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して表します。実際には、通常振動感覚補正回路を持つ公害用の振動レベル計により測定した値を振動レベルとして、「d B」で表します。

騒音

「好ましくない音、不必要な音」の総称であり、騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快な音、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音等があげられます。

騒音レベル

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴覚補正を加味して表します。実際には、騒音計のA特性で測定した値を騒音レベルとして、「d B」で表します。→A特性

低周波空気振動（低周波騒音）

人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動で、時としてガラスや障子などを振動させるため苦情が発生します。20 ヘルツ（Hz）以下の周波数の音波で、人間の耳には聞き取れません。

特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で作業の届出が義務づけられている建設作業の総称を特定建設作業といいます。

特定施設

工場や事業所に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称を特定施設といいます。

要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は、都道府県公安委員会に対し、措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

A特性

人の耳の感覚に合わせて、低周波数域における速度をおとした周波数補正特性のことをいいます。
→騒音レベル

6 悪臭関係

悪臭物質

「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、悪臭防止法で22の物質が指定され、規制しています。

官能試験法

悪臭全体の臭いの強さを測定する方法で、採取した悪臭を希釈して、臭わなくなった時点での希釈倍率をもって臭気の強さを表します。

三点比較式臭袋法

悪臭を注入した1つの袋と、無臭空気のみを注入した2つの袋を1組として、6人以上の試験官（パネラー）1人1人に悪臭の入った袋を当ててもらい、次第に悪臭を薄めて、パネラー全員が不明、不正解となるまで行い、これを統計的に処理して、もとの悪臭を何倍に薄めると判別できなくなるかをもちて臭気濃度とする官能試験法の一種です。

臭気指数

臭気指数とは、平成7年環境庁告示第63号「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（嗅覚測定法）」により、あらかじめ嗅覚が正常であることの検査に合格した被検者（パネル）が臭気を感じなくなるまで試料を無臭空気希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数値に10を乗じた数値である。臭気指数＝ $10 \times \text{Log（臭気濃度）}$



平成30年度 みよしの環境

平成31年2月

愛知県みよし市環境経済部環境課

愛知県みよし市三好町小坂50番地
電話 (0561) 32 - 2111 (代表)